

国富町

地球温暖化対策実行計画

(区域施策編)



目次

第 1 章 計画策定の背景

1-1	気候変動の影響.....	01
1-2	地球温暖化対策を巡る国内外の動向	02
1-3	国富町の取組	05

第 2 章 計画の基本的事項

2-1	計画の位置づけ	06
2-2	計画期間	07
2-3	計画の対象	07

第 3 章 国富町の地域特性

3-1	地域の概況	09
3-2	土地利用状況	10
3-3	人口	11
3-4	気象状況	12
3-5	産業	15
3-6	交通	17
3-7	廃棄物処理状況	20
3-8	再生可能エネルギー導入状況と導入ポテンシャル.....	21
3-9	地球温暖化に関する意識（町民・事業者意識調査結果）	28

第 4 章 温室効果ガス排出量の現況把握と将来推計

4-1	温室効果ガス排出量の現況	34
4-2	温室効果ガス将来推計	36

第5章 将来像と計画の目標

5-1	将来像と計画の目標	42
5-2	地域課題同時解決の考え方	43
5-3	温室効果ガス削減目標	44
5-4	再生可能エネルギー導入目標	45

第6章 目標達成に向けた施策

6-1	施策の体系図	47
6-2	施策の推進	48

第7章 計画の推進体制・進捗管理

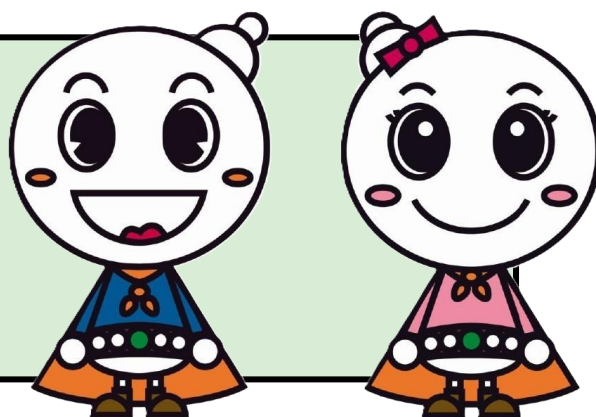
7-1	推進体制	60
7-2	計画の進捗管理.....	61

資料編

資料編	62
-----------	----

【本計画の図表について】

- ・各図表においては、端数処理の関係で
合計が合わない箇所があります。
- ・注釈は「※」で示しています。





第1章 計画策定の背景

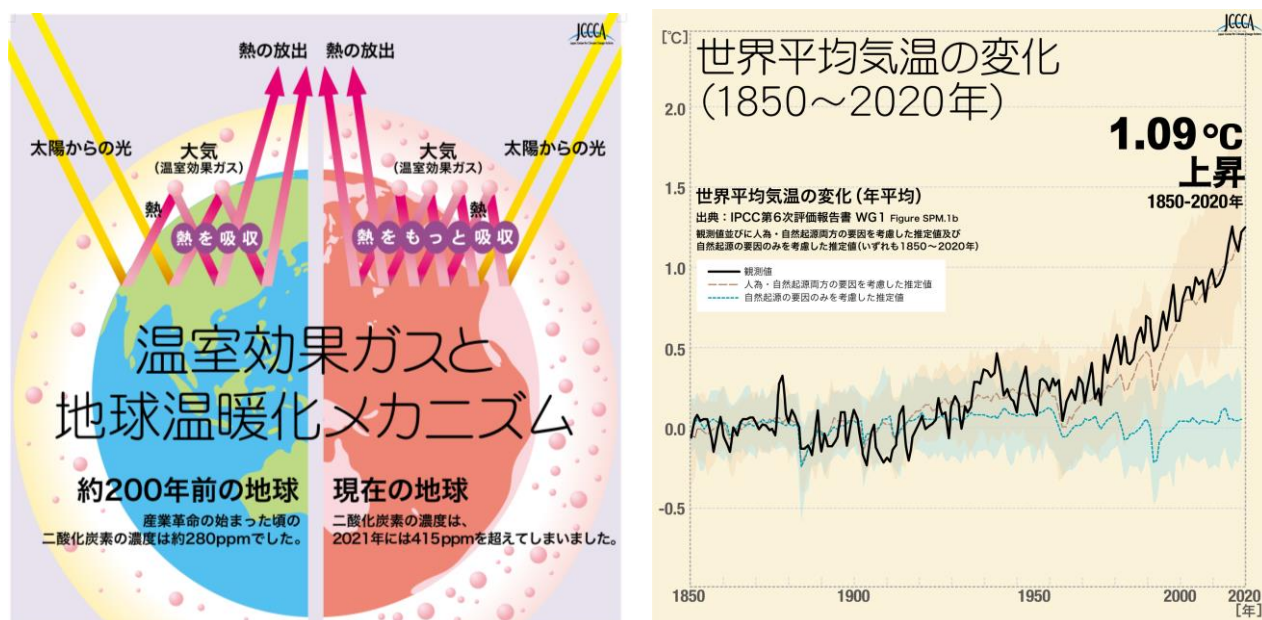
1-1 気候変動の影響

人間活動等に起因して大気中に放出される温室効果ガスによって地球が暖められる現象を「地球温暖化」といいます。

近年、地球温暖化に伴う影響により異常気象や雪氷の融解、海面水位の上昇が世界的に観測されています。IPCC（国連気候変動に関する政府間パネル）が令和3（2021）年8月に発行した第6次評価報告書第1作業部会報告書では、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と述べられ、将来の影響予測として、世界平均気温は少なくとも今世紀半ばまでは上昇を続けることが予測されています。

気候変動の影響は、降水量や海面水位の変化、生態系の喪失といった自然界における影響だけでなく、インフラや食料不足・水不足等人間社会を含めて深刻な影響が想定されています。

図1-1 地球温暖化の仕組みと世界平均気温の変化



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

本町においても、近年大型化した台風や集中豪雨といった過去にない自然災害が発生しています。

令和4（2022）年9月に発生した台風第14号では、最大1時間降水量42.5mm、最大1日降水量212.0mmが観測されました。水田やビニールハウスが水没するなど基幹産業である農業に甚大な被害が生じ、冠水や倒木により主要地方道である県道17号南俣宮崎線をはじめとした複数道路が通行止めになるなど、町民生活にも影響が及びました。

また、令和6（2024）年9月に発生した台風第10号では、竜巻とみられる突風により住宅の屋根瓦が吹き飛ばされ、車が横転するなどの被害が発生しました。

1-2 地球温暖化対策を巡る国内外の動向

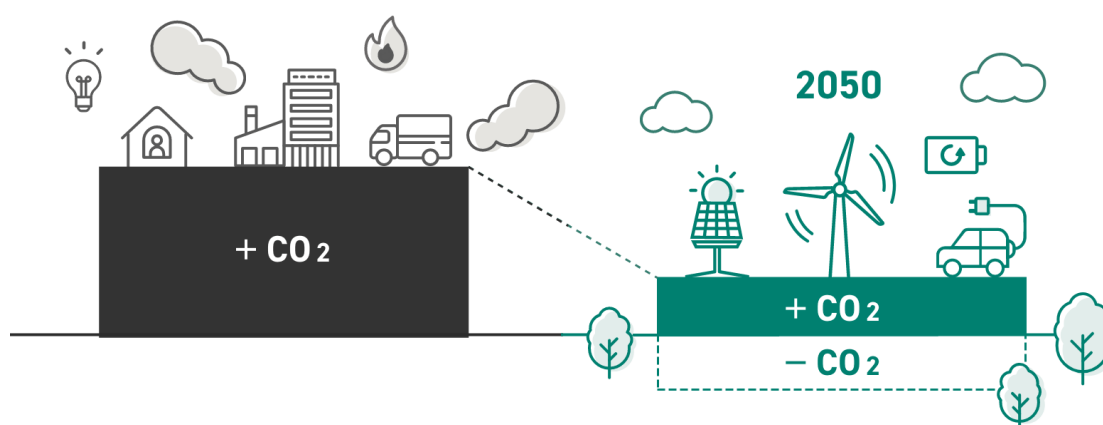
(1) 国際的な動向

平成27(2015)年に開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)では、京都議定書以降初めて、法的拘束力のあるパリ協定が採択されました。パリ協定では、世界共通の長期目標として、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」が掲げられています。

また、平成30(2018)年に公表された IPCC「1.5℃特別報告書」では、世界全体の平均気温の上昇について、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、世界の二酸化炭素の排出量を「2030年までに2010年比で約45%削減し、2050年頃には正味ゼロ」とすることが必要であると示されています。

こうした状況を踏まえ、世界各国でカーボンニュートラル実現に向けた取組が進められています。

図1-2 カーボンニュートラルのイメージ



出典：環境省 脱炭素ポータル「カーボンニュートラルとは」

また、平成27(2015)年の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」には、17の目標と169のターゲットからなる「SDGs(持続可能な開発目標)」が掲げられています。これは先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標であり、国だけでなく地方公共団体・住民・事業者等、全ての個人・団体が取組主体となっています。17の目標は、経済・社会・環境の三側面を含むものであり、相互に関連しているため、統合的な解決が求められています。気候変動対策や再生可能エネルギーの拡大、森林保全等、地球温暖化対策をはじめとする環境問題の解決と同時に、社会・経済面の統合的向上を図る必要があります。

図1-3 SDGs17の目標



出典：国際連合広報センター

(2) 国内の動向

国内では、内閣総理大臣が令和2(2020)年10月の所信表明において、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

さらに、令和3(2021)年4月には、地球温暖化対策推進本部において、「2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく」旨が公表され、同年6月に地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「温対法」という。)の一部が改正され、令和4(2022)年4月に施行されました。

温対法では、令和32(2050)年までの脱炭素社会の実現を見据え、地域脱炭素化促進事業に関する規定の追加等、地域における脱炭素化を促しています。

また、令和5(2023)年5月には GX(グリーントランスフォーメーション)を通じて、脱炭素・エネルギー安定供給・経済成長の3つを同時に実現するため、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律(以下「GX推進法」という。)が公布されました。

国は、令和7(2025)年に国連に提出することが求められている温室効果ガスの新しい削減目標について、令和6(2024)年11月に開かれた環境省と経済産業省の有識者会議の中で、「温室効果ガスを2035年度に2013年度比で60%削減する」という新たな削減目標案を示しました。

こうした国内外の潮流を受け、「2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す旨を表明する地方公共団体は増加し、全国各地で脱炭素化に向けた取組が進められています。

令和6(2024)年12月末現在、全国1,127自治体、宮崎県内では16自治体が「2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ」を表明しています。

脱炭素化に向けた取組が進められる一方で、地球温暖化の影響は現在も顕在化しており、観測記録を更新するような異常気象が私たちの生活に大きな影響を及ぼしています。今後も、異常気象の頻発化・深刻化が懸念されていることから、変化する気候のもとで悪影響を最小限に抑える「適応」が不可欠になります。

日本では、国全体が気候変動の影響を回避し低減することを目的として「気候変動適応法」が平成30(2018)年に制定されました。令和6(2024)年4月には、熱中症対策強化のため「改正気候変動適応法」が施行され、各地域が自然や社会経済の状況に合わせて適応策を実施することが盛り込まれています。将来の気候変動の影響に備えるため、各自治体が気候変動適応法に従って地域気候変動適応計画を策定しています。

図1-4 地球温暖化と適応策・緩和策の関係



出典：気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）

(3) 宮崎県の実践

宮崎県では、平成8(1996)年4月に施行した「宮崎県環境基本条例」に基づき、平成9(1997)年3月に「宮崎県環境基本計画」を策定しました。

令和3(2021)年3月には「第四次宮崎県環境基本計画」を策定、前述(2)に記載した国内の動向に対応し、県においても脱炭素化への取組を推進するため、令和5(2023)年3月に同計画の一部を改訂しました。

2050年ゼロカーボン社会づくりに向け、さらなる施策の展開を図っています。

図1-5 宮崎県のゼロカーボン実現への取組



出典：宮崎県環境森林部環境森林課「ひなたゼロカーボン 2050」

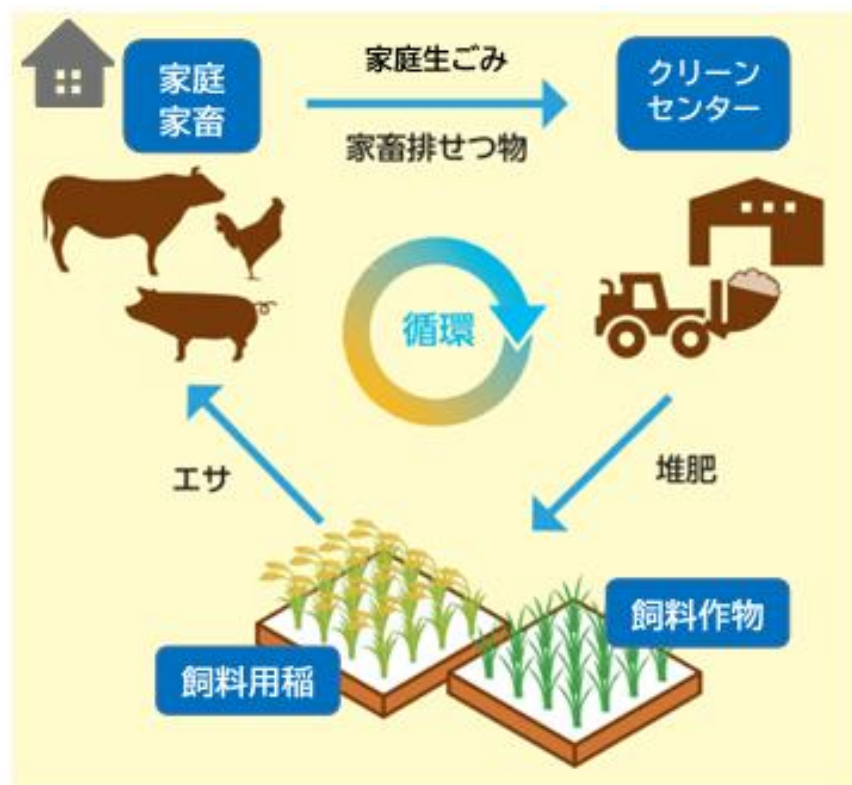
1-3 国富町の取組

本町では、昭和60(1985)年より「家庭から出る生ごみと、畜産農家から排出される畜糞等を同時に処理し、その堆肥を農地へ還元する」地域循環型システムをコンセプトに、国富町クリーンセンターを運営してきました。生ごみ燃焼処理コストの削減、畜産農家の家畜排せつ物処理に係る労力・費用の軽減等に貢献し、地元で出たものは地元に戻す「循環型 SDGs」に一早く取り組んでいます。

令和2(2020)年5月には、町及び職員が地球温暖化対策を率先して実行するための行動指針として、「国富町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を策定しました。

この度、脱炭素社会実現に向けた基本方針や具体的な目標を定めるとともに、気候変動による悪影響に対応するため、「国富町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定します。

図 1-6 国富町クリーンセンターの堆肥製造・流通体制



出典：国富町農林振興課「国富町クリーンセンターについて」



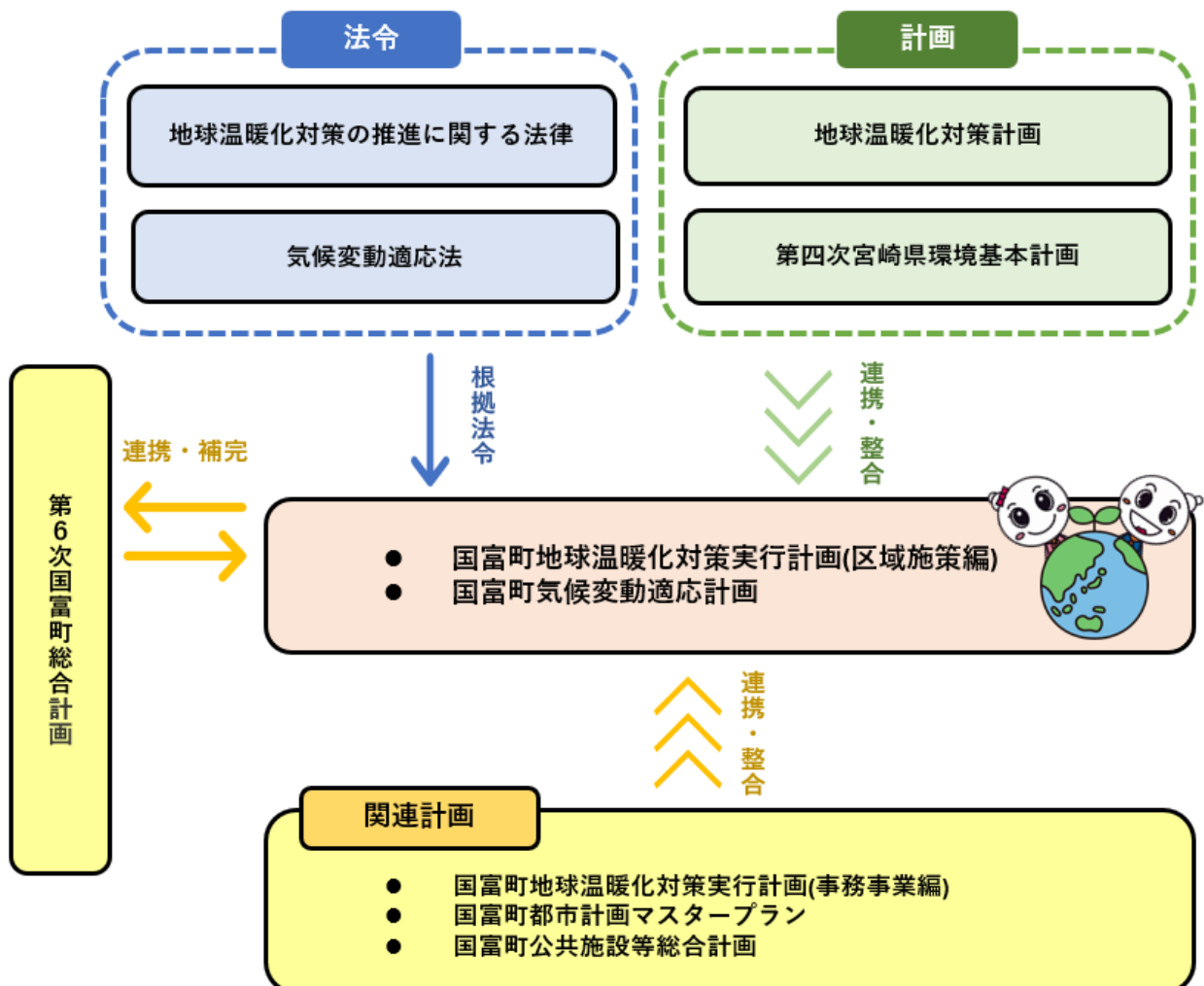
第2章 計画の基本的事項

2-1 計画の位置づけ

本計画は、温対法第21条に基づく「地方公共団体実行計画(区域施策編)」気候変動適応法第12条に基づく「地域気候変動適応計画」として策定するものであり、上位計画である「第6次国富町総合計画」を地球温暖化対策の側面から補完します。

また、国の「地球温暖化対策計画(令和3(2021)年10月閣議決定)」、「第四次宮崎県環境基本計画」と整合を図るとともに、庁内関連計画である「国富町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」、「国富町都市計画マスタープラン」等と整合を図り推進します。

図2-1 計画の位置づけ



2-2 計画期間

本計画の期間は令和7(2025)年度から令和12(2030)年度までの6年間とします。

国の「地球温暖化対策計画」、県の「宮崎県地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を踏まえ、基準年度を平成25(2013)年度、目標年度は中期目標を令和12(2030)年度、長期目標を令和32(2050)年度とします。

なお、計画期間中にあっても、社会情勢の変化や計画の推進状況に応じて数年ごとに見直しを図ります。

図2-2 計画期間



2-3 計画の対象

(1) 対象とする範囲

国富町全域を対象とします。町・町民・町内事業者が一丸となって脱炭素社会の実現を目指します。

対象地域	国富町全域
------	-------

(2) 対象とする温室効果ガス

温対法に定められている7種の温室効果ガスのうち、温室効果ガス排出量の9割以上を占める二酸化炭素(CO₂)を対象とします。その他の温室効果ガスのメタン(CH₄)・一酸化二窒素(N₂O)・ハイドロフルオロカーボン(HFCs)・パーフルオロカーボン(PFCs)・六フッ化硫黄(SF₆)・三フッ化窒素(NF₃)については、把握が困難であることから算定対象外とします。

対象とする温室効果ガス	二酸化炭素
-------------	-------

(3) 対象とする温室効果ガス排出部門

環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」により、「特に把握が望まれる」とされている部門を対象とします。

表2-1 本計画における温室効果ガス排出量の推計対象

部門・分野	
産業部門※1	製造業
	建設業・鉱業
	農林水産業
業務その他部門※2	
家庭部門※3	
運輸部門※4	自動車（旅客）
	自動車（貨物）
廃棄物分野（焼却処分）※5	一般廃棄物

※1…製造業、建設業、鉱業、農林水産業におけるエネルギー消費に伴う排出

※2…事業所・ビル、商業・サービス施設等のエネルギー消費に伴う排出

※3…家庭におけるエネルギー消費に伴う排出

※4…自動車、船舶、航空機、鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出

※5…廃棄物の焼却処分に伴い発生する排出



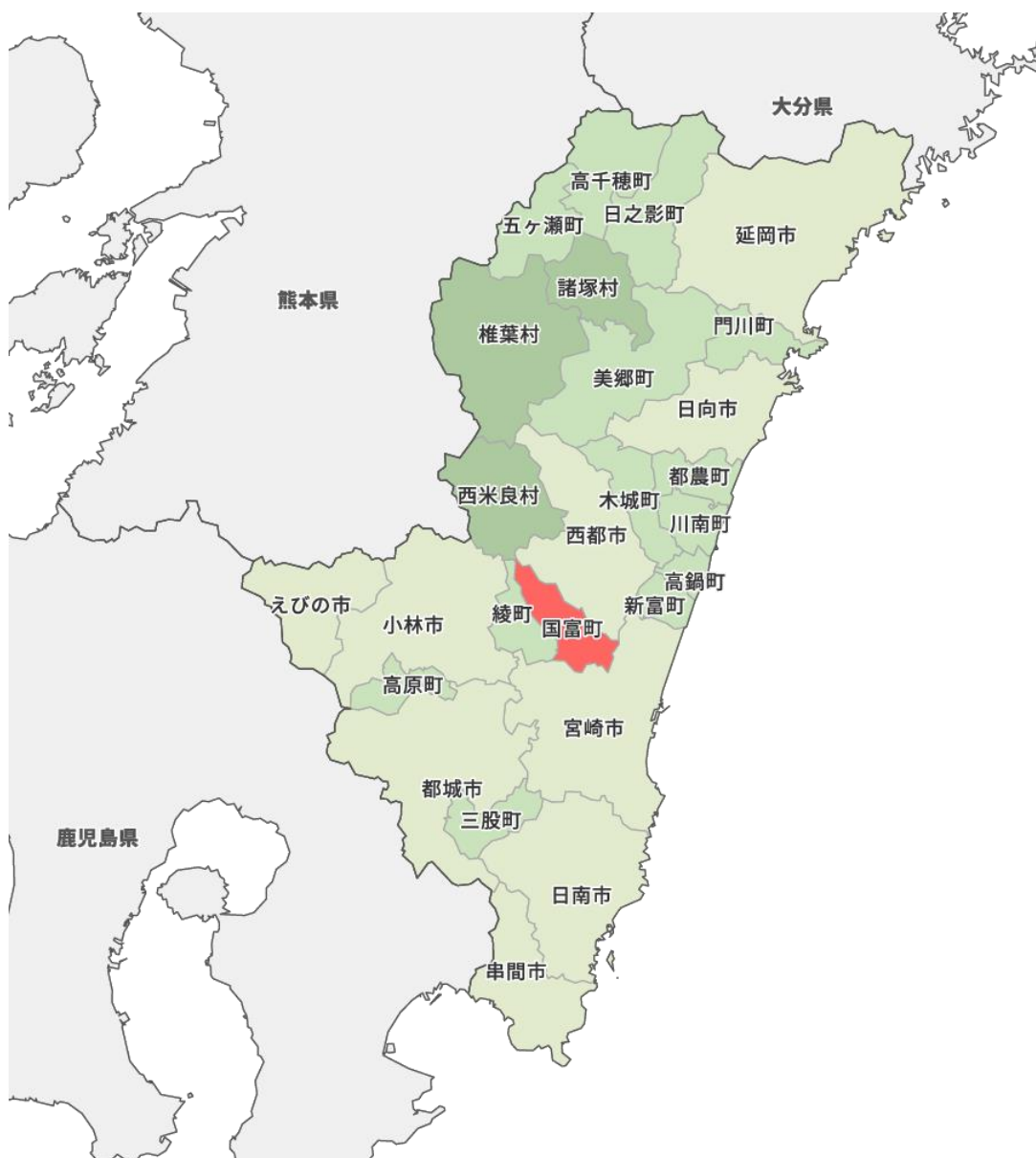
第3章 国富町の地域特性

3-1 地域の概況

本町は、宮崎市の北部に位置し、さらに東側と南側は同市に隣接しています。北側には古墳群で有名な西都市、西側は同じ東諸県郡の綾町に囲まれた田園都市です。

北西部は国有林が約3割を占め、北西から南東に向かって本庄・飯盛・高田原・川上・薩摩原・六野原の台地が展開しています。本庄台地は町の中心市街地を形成し、その他の台地は畑作を中心とする農業地帯となっています。その台地に沿うように、本庄川・深年川などの河川が流れ、流域には水田が広がっています。

図3-1 国富町位置図

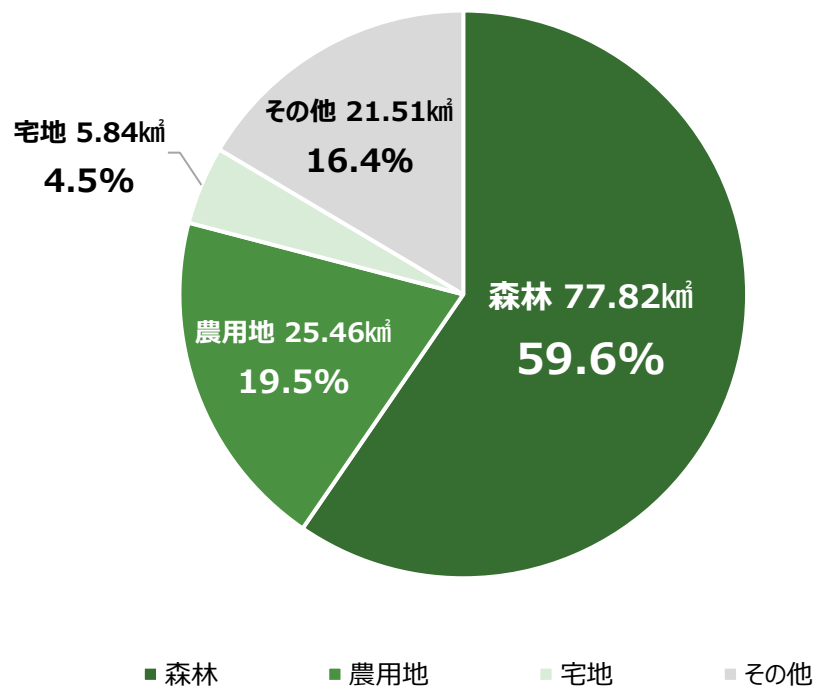


出典：Map-It

3-2 土地利用状況

本町の総面積130.63km²のうち、森林が77.82km²で59.6%と最も高い割合を占めています。次いで、農用地が25.46km²で19.5%、宅地が5.84km²で4.5%、その他21.51km²で16.4%となります。

図3-2 土地種別割合



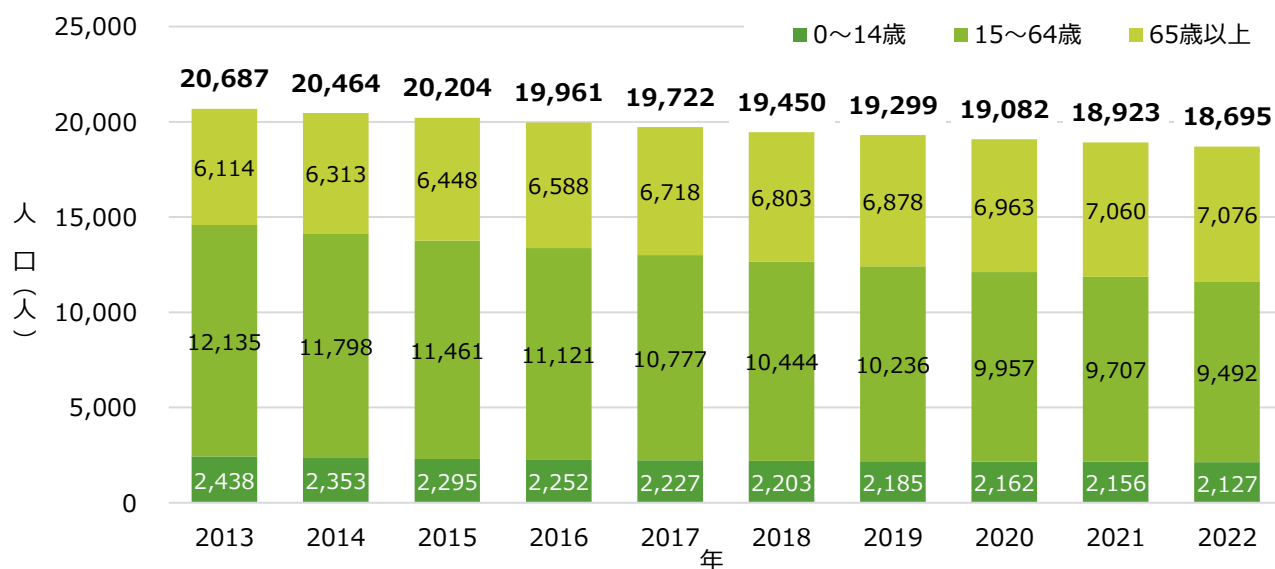
出典：国富町「ものしり帳」

3-3 人口

本町の人口は、減少傾向にあります。年代別に人口の推移をみると、65歳以上の人口数は増加しており、65歳以上の老年人口割合が総人口の21%を超えた社会と定義されている「超高齢社会」となっています。

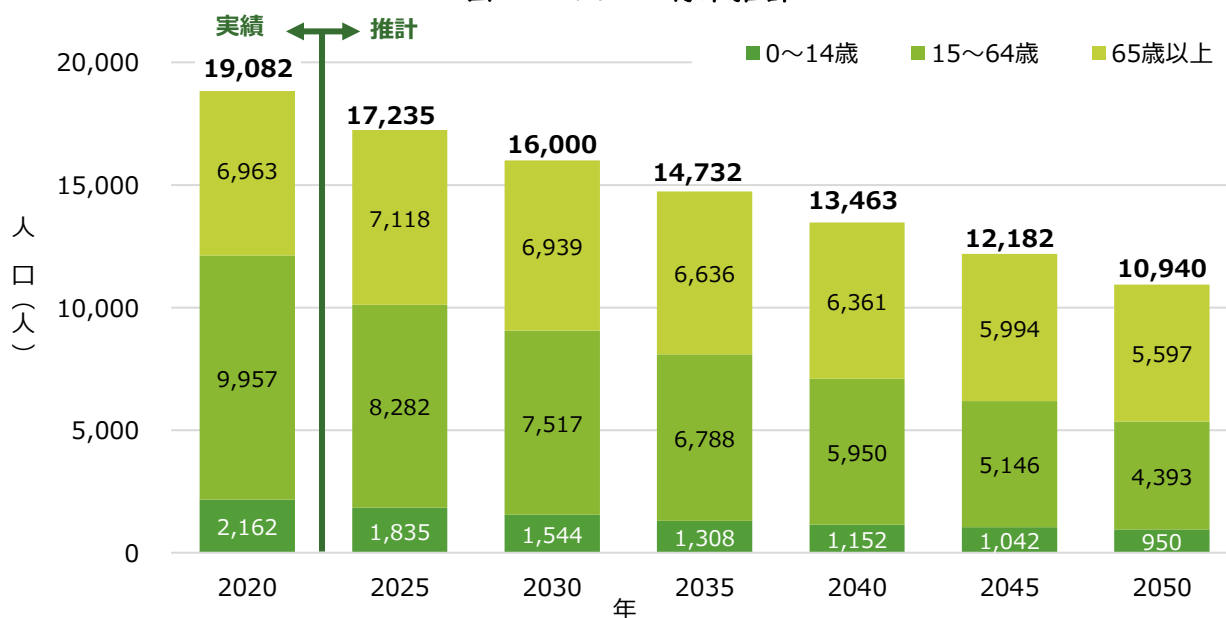
さらに、住民基本台帳、国立社会保障・人口問題研究所による人口の将来推計では、今後、人口減少及び少子高齢化が進み、2050年には65歳以上の人口が全体の2分の1を上回ることが予測されています。

図3-3 人口推移



住民基本台帳のデータを基に作成

図3-4 人口の将来推計



2020年は住民基本台帳のデータを基に作成
2025年～2050年は国立社会保障・人口問題研究所のデータを基に作成

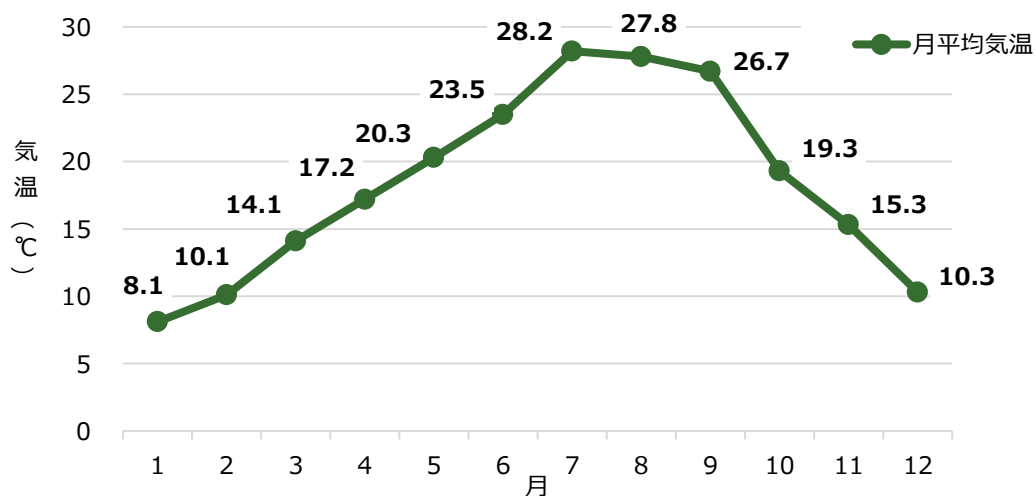
3-4 気象状況

(1) 気温

本町は、日向灘を北流する黒潮の影響を受け、温暖多雨で年間を通じてほとんど降雪を見ることがなく、全国と比較すると年間を通して長い日照時間となっており、年間平均気温は17℃から18℃です。

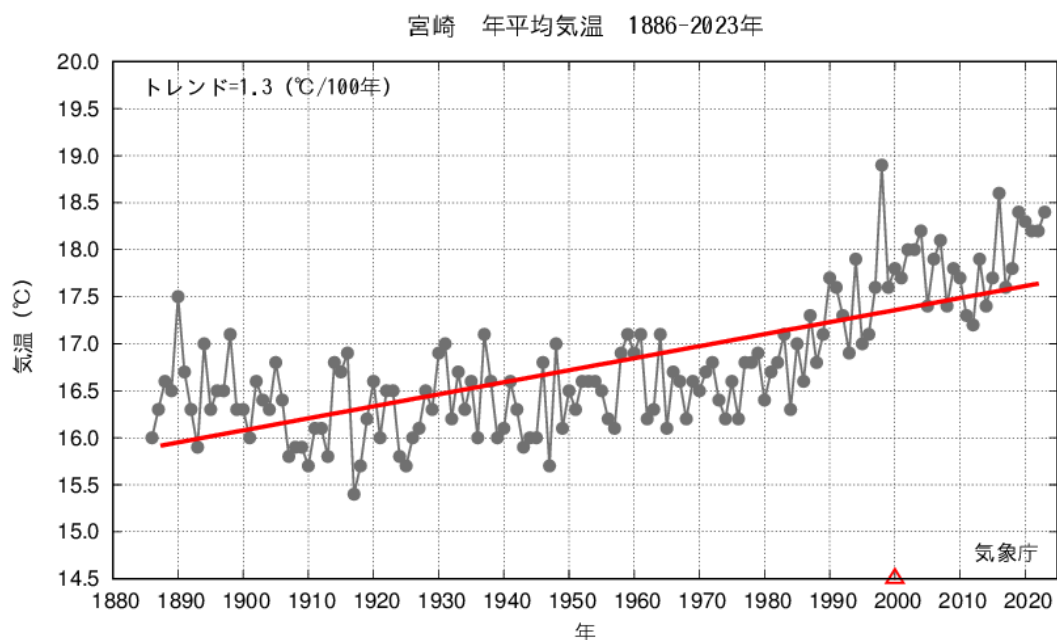
平均気温は100年あたり約1.3℃の割合で上昇しています。最高気温・最低気温ともに上昇傾向にあり、猛暑日・熱帯夜の年間日数も増加傾向となっています。

図3-5 宮崎観測所における令和5（2023）年の月平均気温



気象庁「過去の気象データ」のデータを基に作成

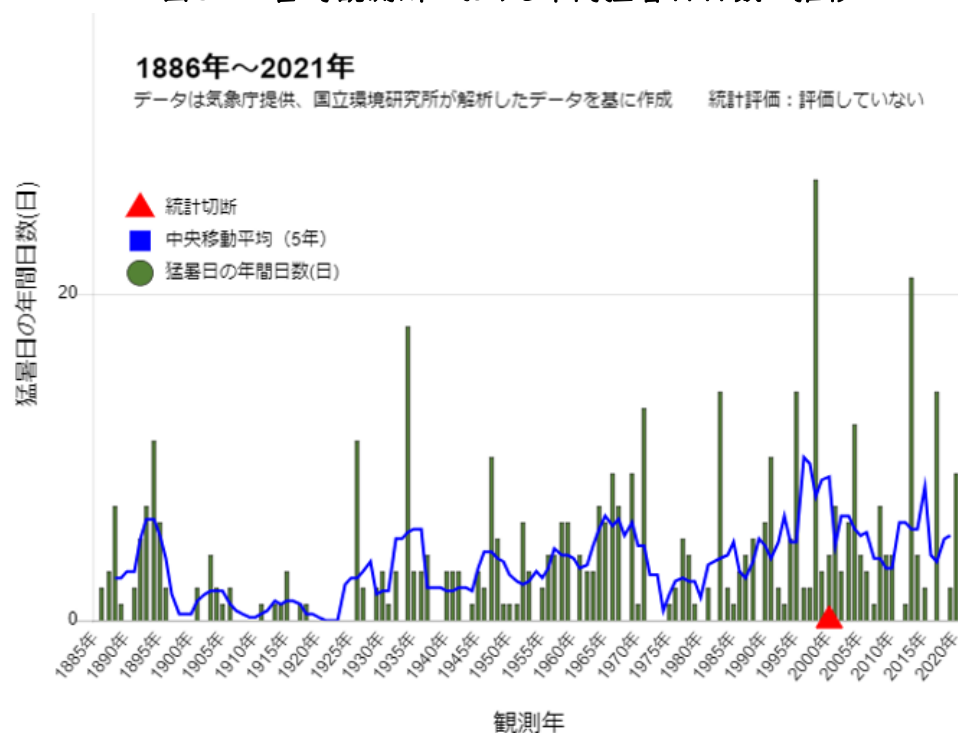
図3-6 宮崎観測所における年平均気温の推移



出典：福岡管区気象台ホームページ

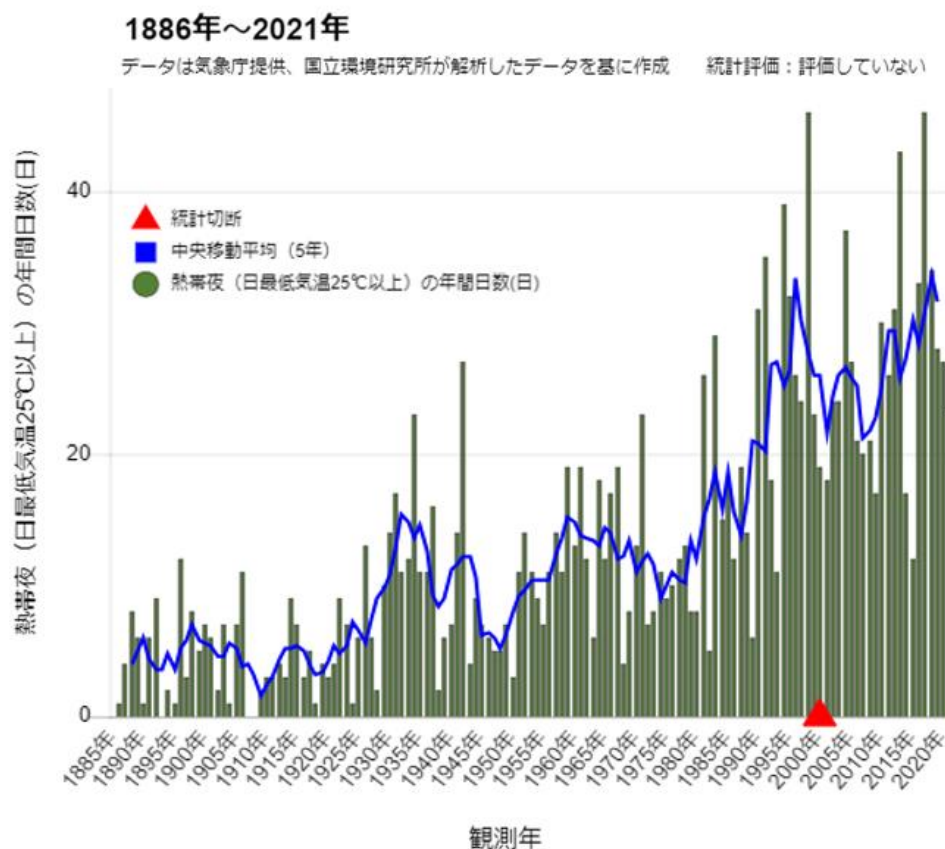
※折線（黒）は各年の気温、直線（赤）は長期的な変化傾向を示しています。

図3-7 宮崎観測所における年間猛暑日日数の推移



出典：気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）

図3-8 宮崎観測所における年間熱帯夜日数の推移



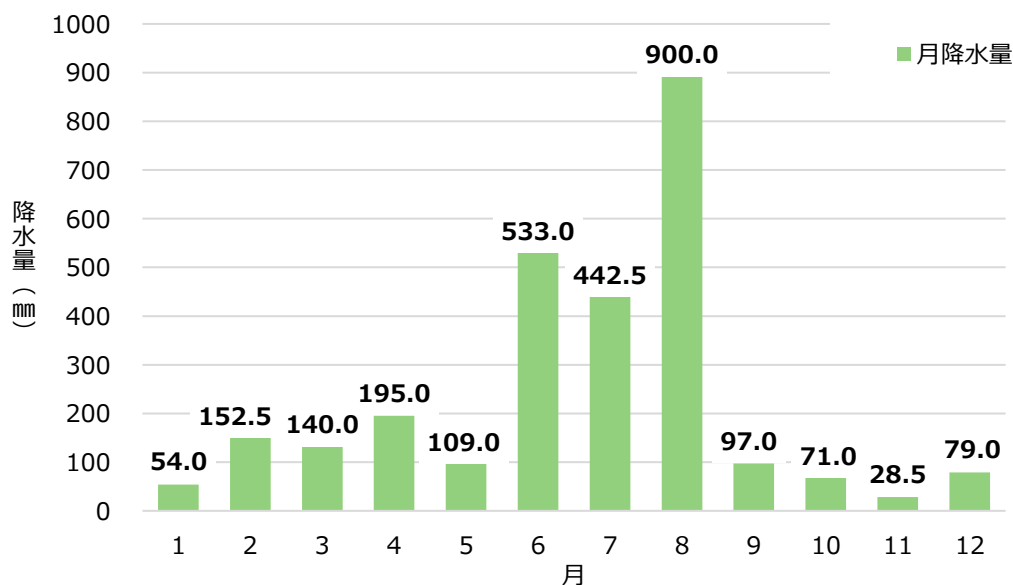
出典：気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）

(2) 降水量

年間平均降水量は2,817mm、特に6～8月に降水量が多いことが特徴となっています。本町は急峻な山に囲まれた中山間地にあり、土砂災害危険区域等の指定されている地域が多くあることから、夏場の台風や集中豪雨の時期には、土砂崩れなどの災害が発生しやすい状況にあります。

宮崎県における1時間降水量50mm以上の短時間強雨の年間発生回数は増加しているとみられます。直近10年間(2014～2023年)の平均年間発生回数(約0.8回)は、統計期間最初の10年間(1979～1988年)の平均年間発生回数(約0.45回)と比べて約1.8倍に増加しています。なお、短時間強雨や大雨の発生回数は年ごとの変動幅が大きいため、変化傾向を確実に捉えるためには今後も観測していく必要があります。

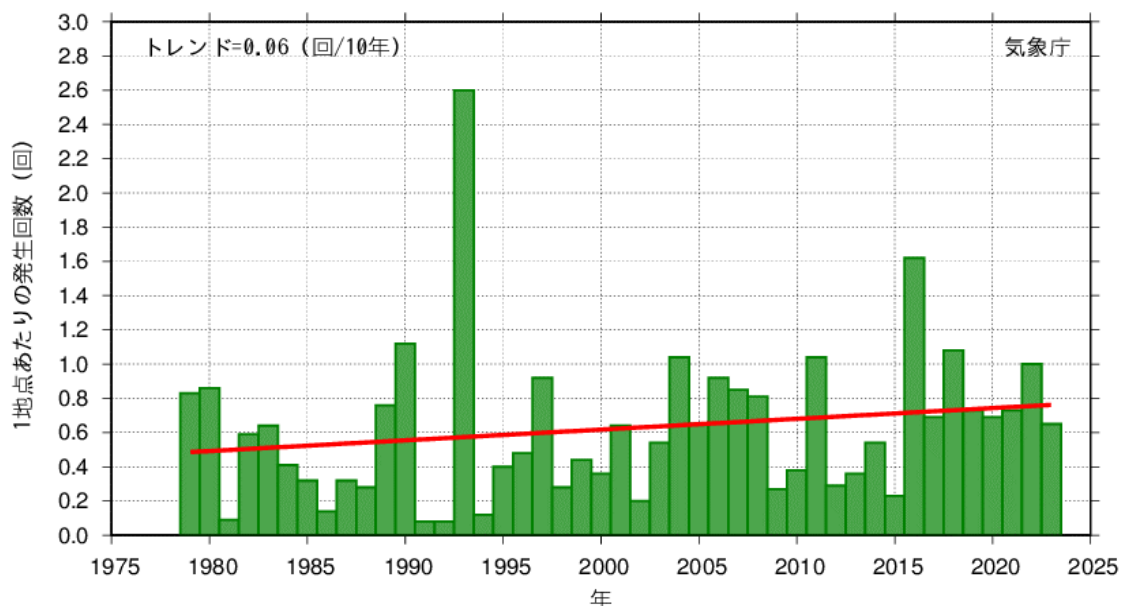
図3-9 気象庁の令和5(2023)年における国富観測所の月降水量



気象庁「過去の気象データ」のデータを基に作成

図3-10 宮崎県の1時間降水量50mm以上の発生回数推移

宮崎県 【アメダス】1時間降水量50mm以上の年間発生回数



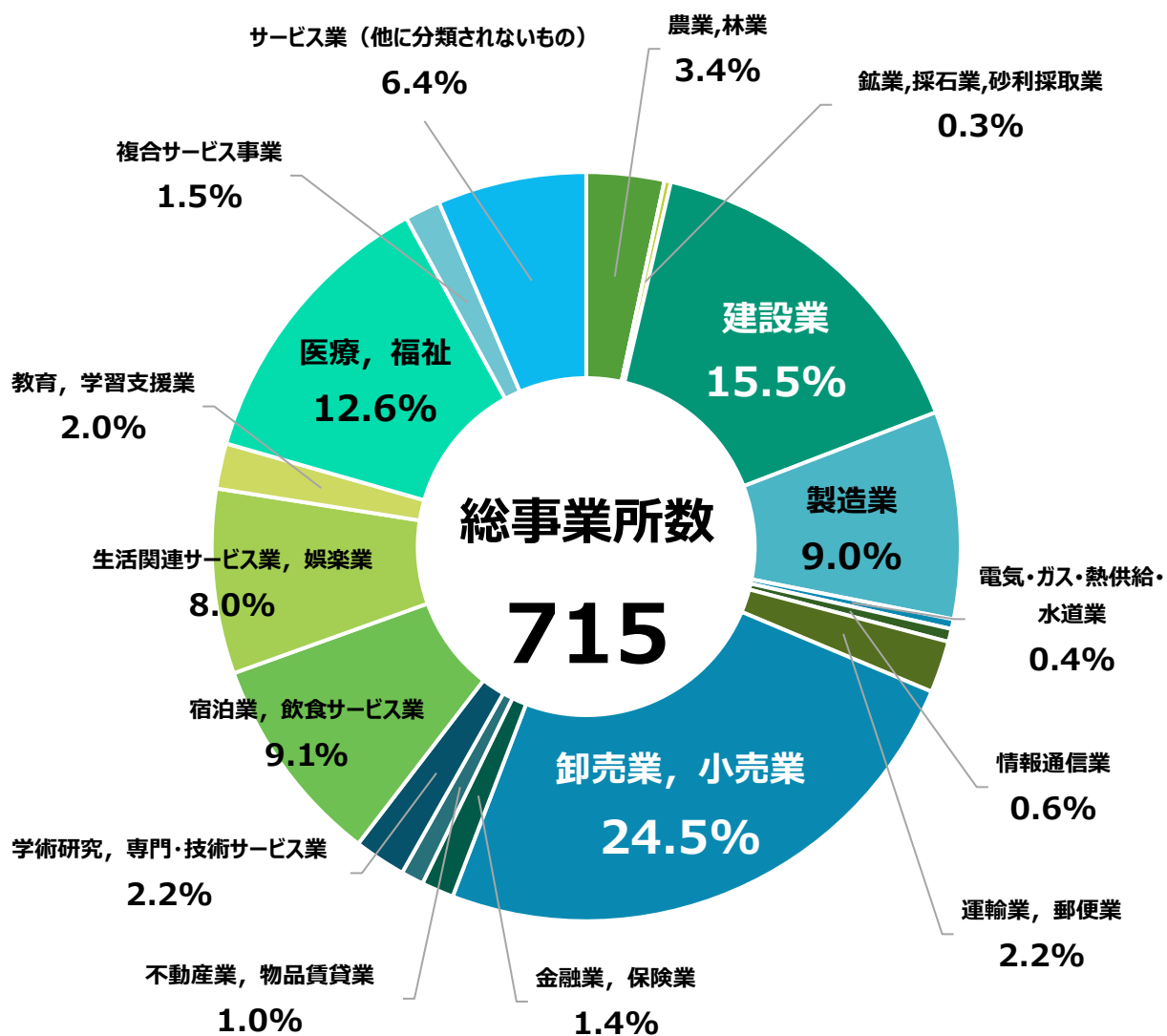
出典：福岡管区気象台ホームページ

※棒(緑)は各年の発生回数、直線(赤)長期的な変化傾向を示しています。

3-5 産業

経済センサス活動調査によると、本町には715の事業所があり、卸売業・小売業が最も多く24.5%、次いで建設業が15.5%、医療・福祉が12.6%、宿泊業・飲食サービス業が9.1%となっています。

図3-11 国富町の業種別事業所割合

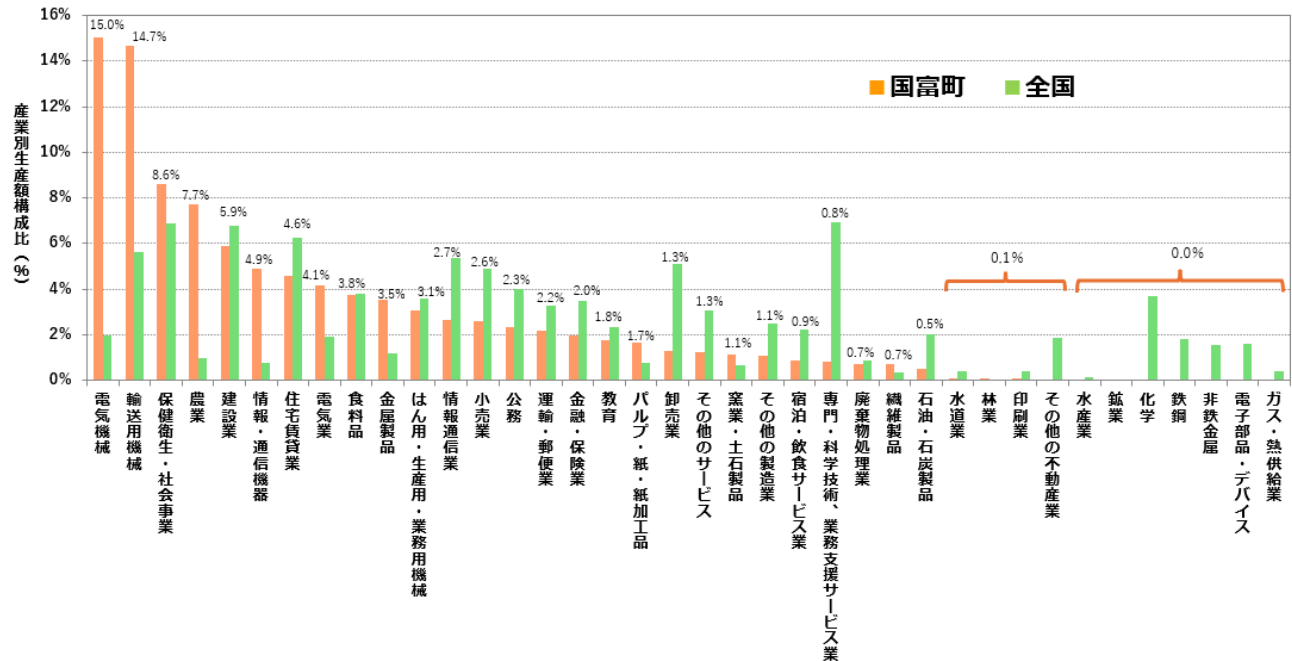


経済センサス活動調査のデータを基に作成

また、地域経済循環分析自動作成ツールによると、産業別の生産額の構成比では、電気機械が15.0%と最も大きな割合を占め、全国の構成比と比較すると約7.5倍となっています。

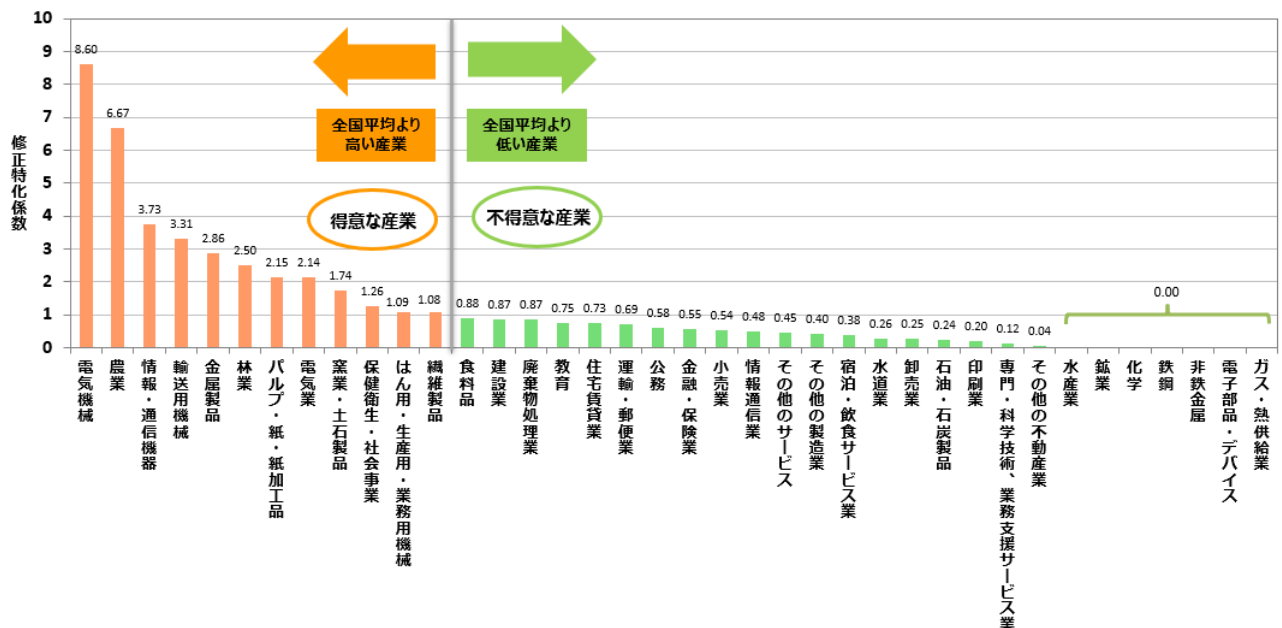
なお、電気機械と農業は全国平均よりも生産額の構成比が特に高く、優位性の高い産業であると考えられます。

図3-12 産業別生産額構成比



地域経済循環分析自動作成ツールにより作成

図3-13 全国平均よりも生産額構成比の高い産業



地域経済循環分析自動作成ツールにより作成

※修正特化係数：地域の特定の産業の相対的な集積度を見る係数。1以上であれば全国平均より高いことを意味しています。

3-6 交通

国富町の交通状況は、町域を横断する県道26号宮崎須木線と、町域を縦断する県道24号高鍋高岡線を地域骨格軸、東九州自動車道を広域骨格軸として、主要地方道5路線・一般道5路線・町道35路線の計45路線によって道路ネットワークが形成されています。

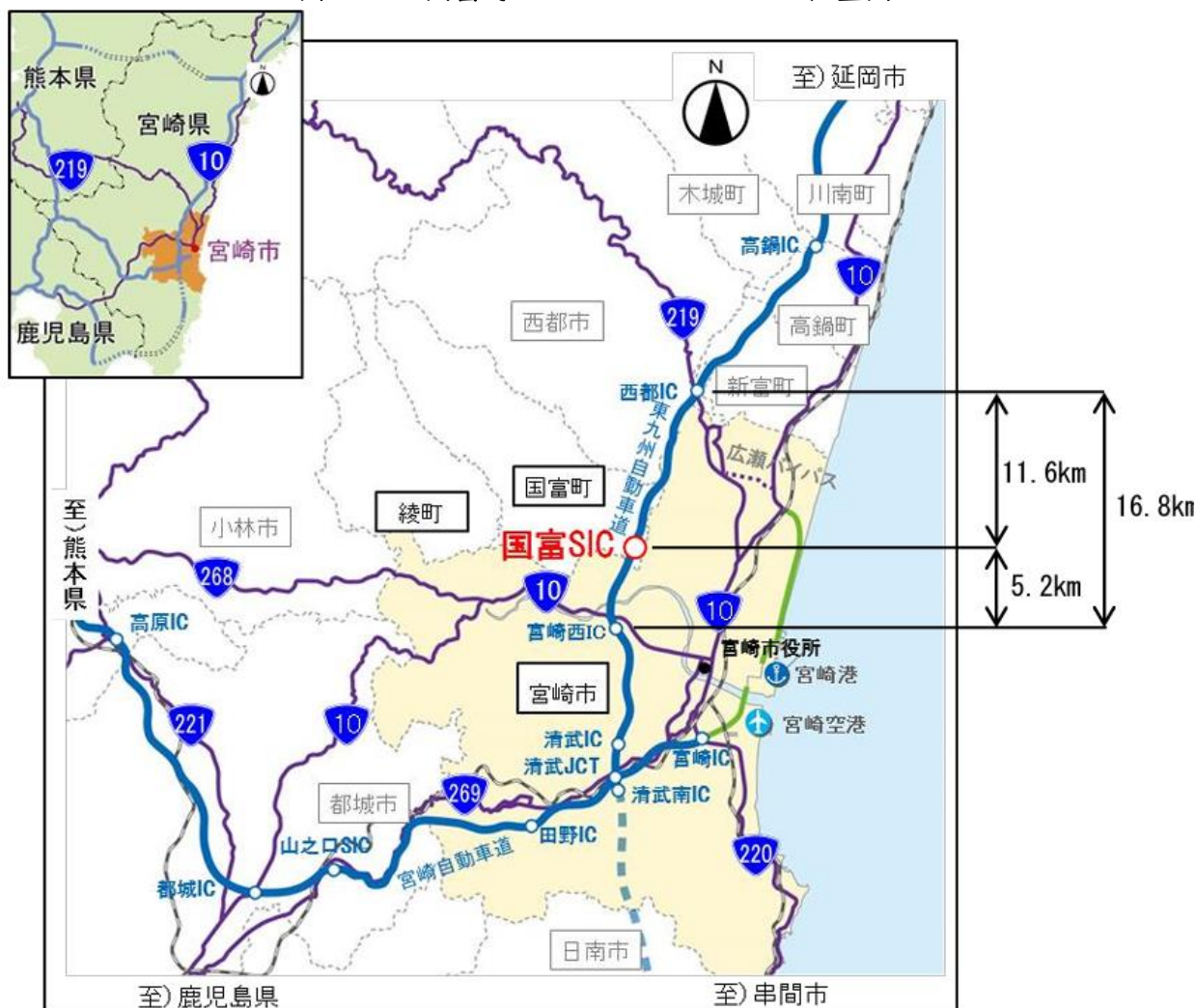
令和元（2019）年10月6日に開通した東九州自動車道「国富スマートインターチェンジ」では、高速道路利用者の利便性向上が図られ、経済・医療・防災など各分野において様々な効果が期待されています。

町内に鉄道や高速バスの運行はなく、路線バスは県道26号宮崎須木線・町道仲町下本庄線・県道24号高鍋高岡線・県道14号佐土原国富線の4路線が運行しています。

また、70歳以上で他に交通手段のない方や障がいのある方、学生（高校・大学・専門学校・短大・予備校生）を対象に、自宅から町が指定する乗降場所（病院やお店）までの移動について、利用者の希望時間帯に合わせて安価な料金で利用できる町民限定の公共交通サービス「よつば号（デマンド型乗合タクシー）」が運行しています。

外出支援としては70歳以上の方を対象に、宮崎交通の路線バスで乗車・降車のバス停どちらかが国富町の場合、1回乗車ごとの乗車賃が100円となる「活き行きバスカード」の発行支援を行っています。高齢者の皆様が外出しやすい環境を整えることで、社会参加を支援するとともに、健康推進及び生きがいがいづくりにつなげています。

図 3-14 国富町スマートインターチェンジ位置図

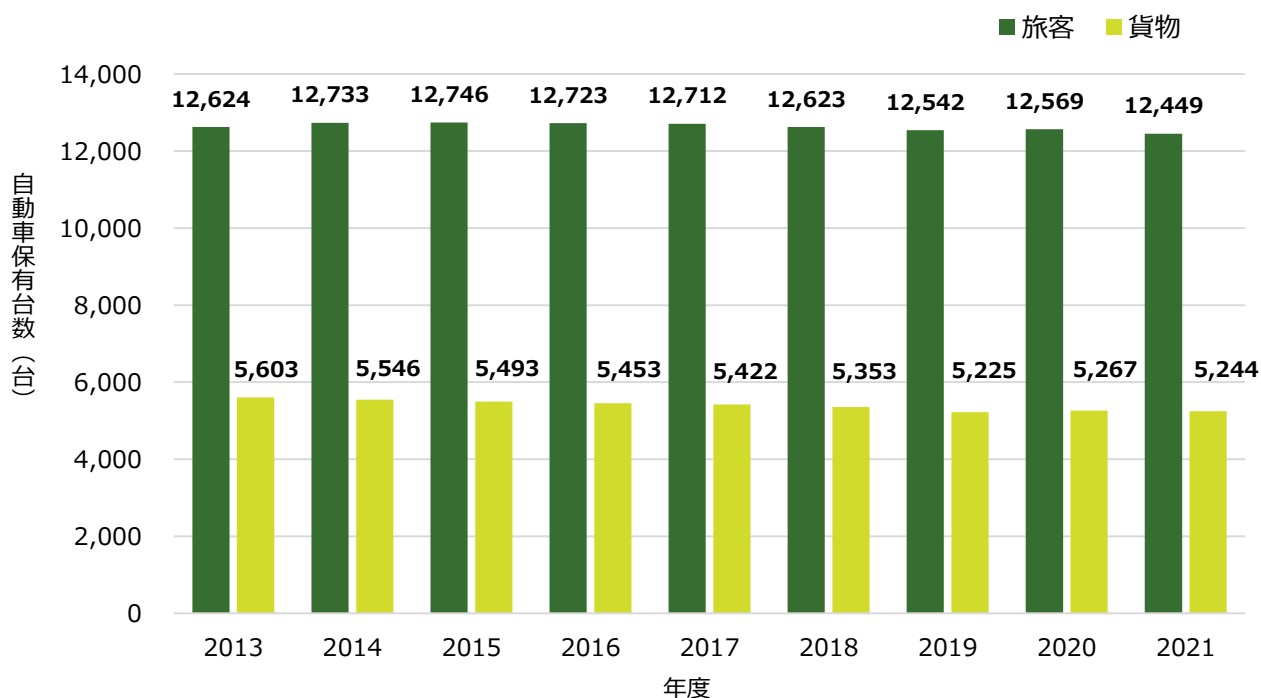


出典：国富町ホームページ

自動車保有台数については、旅客・貨物ともに横ばいで推移しています。合計では、平成25(2013)年度が18,227台、令和3(2021)年度が17,693台となっており、減少しています。

また、国富町独自の町民アンケート調査によると、国富町に常住する通勤者・通学者は国富町内への移動が約4割強と最も多く、町外への移動は宮崎市が2割半ばと最も多くなっています。通勤・通学時の利用交通手段は自家用車が約7割を占めることから、自動車は住民の重要な移動手段になっていることが推察されます。

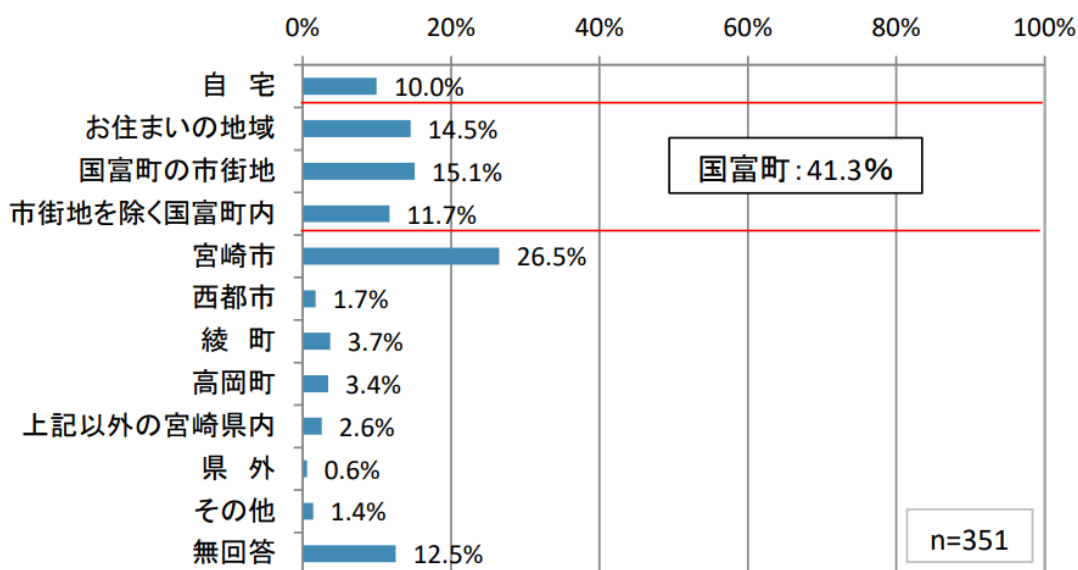
図3-15 自動車保有台数



自動車検査登録情報協会「市区町村別自動車保有車両数」及び
全国軽自動車協会連合会「市区町村別軽自動車車両数」のデータを基に作成

図3-16 通勤・通学流動の概要

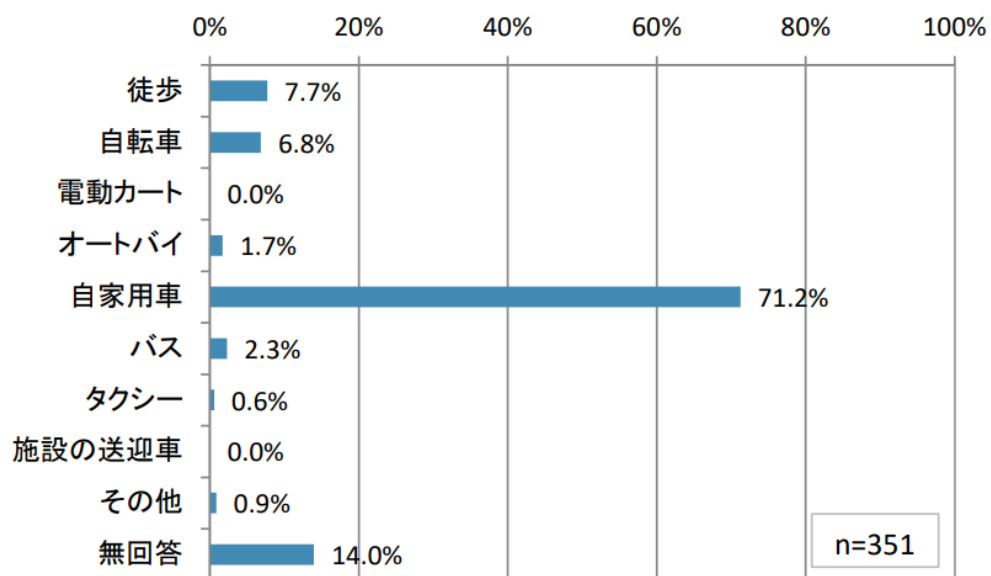
▼ 行き先



出典：国富町都市計画マスタープラン

図 3-17 通勤・通学時の利用交通手段

▼ 交通手段



出典：国富町都市計画マスタープラン

EV スタンドについては、本庄地区に3か所設置されています。

図3-18 国富町内の EV スタンド



CHAdemo、Google マップの情報を基に作成

3-7 廃棄物処理状況

ごみの総排出量はほぼ横ばいで推移していますが、一日一人あたりのごみ排出量は増加傾向にあります。

資源化総量及びリサイクル率については、平成29(2017)年以降は資源化総量・リサイクル率ともに低下傾向にあります。

図3-19 ごみの総排出量及び一人一日あたりのごみ排出量の推移

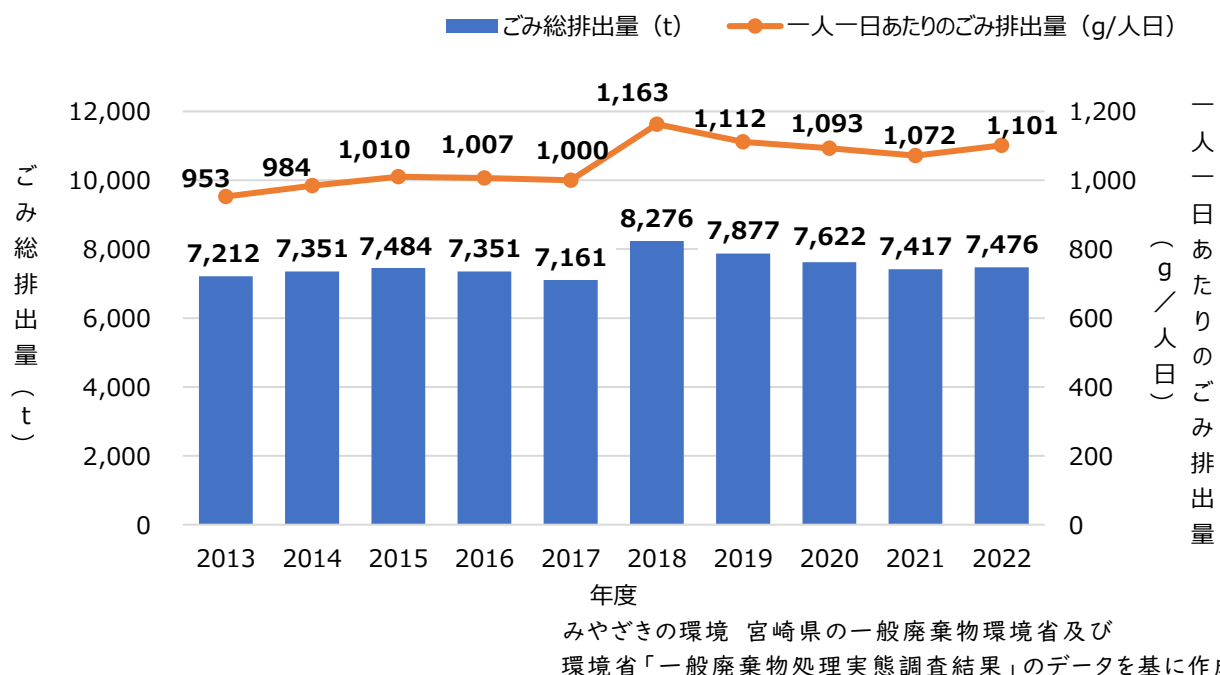
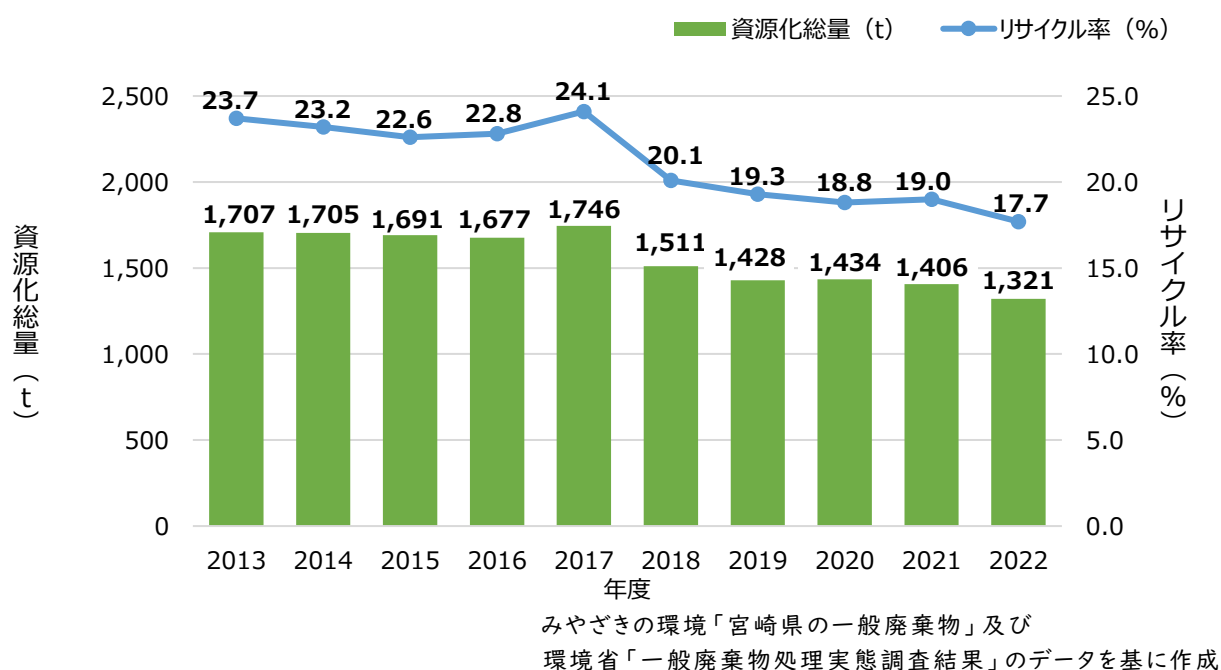


図3-20 資源化総量とリサイクル率の推移



3-8 再生可能エネルギー導入状況と導入ポテンシャル

(1) 再生可能エネルギーの導入状況

再生可能エネルギーは地域で生産できるエネルギーであり、脱炭素社会の実現に寄与するだけでなく、近年のエネルギー価格の高騰等、エネルギー安全保障の観点からも重要なエネルギーとなります。

本町における再生可能エネルギー導入状況の推移をみると、導入は太陽光発電のみとなっており増加傾向にあります。平成26(2014)年度と令和5(2023)年12月末時点データを比較すると、区域の再生可能エネルギーの導入設備容量は約4倍に増加しています。FIT・FIP制度における風力発電・水力発電・地熱発電・バイオマス発電については導入実績がありませんでした。

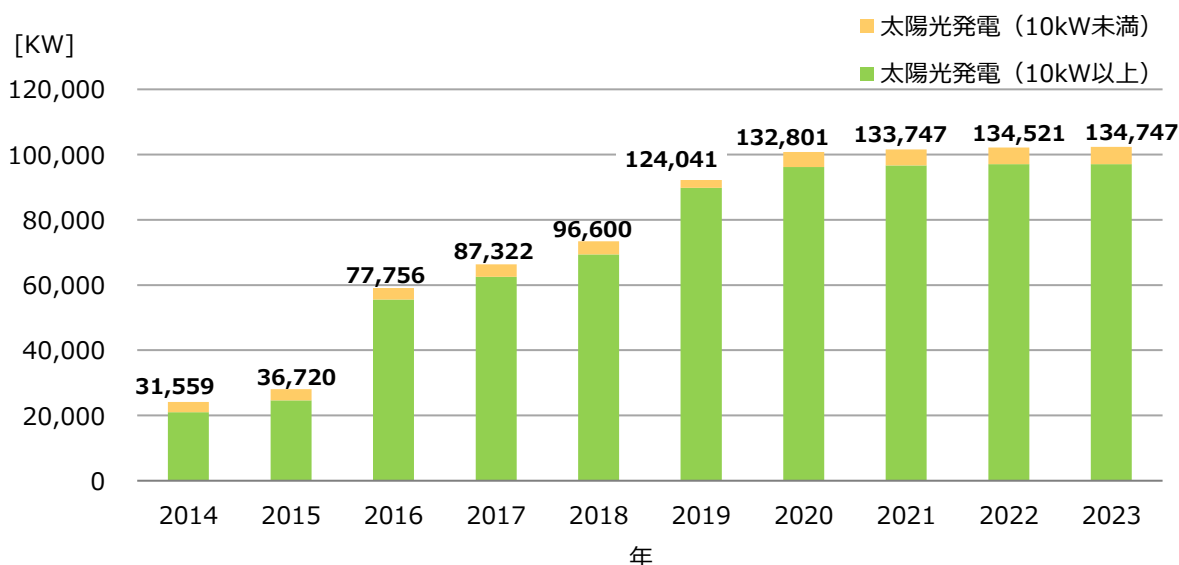
表3-1 再生可能エネルギーの導入状況(令和5(2023)年12月末時点)

発電種別		設備容量[MW]	発電電力量[MWh/年]
FIT※1・ FIP※2 対象	太陽光発電(10kW未満)	5.296	6,355.451
	太陽光発電(10kW以上)	97.063	128,391.318
	風力発電	0	0
	水力発電	0	0
	地熱発電	0	0
	バイオマス発電	0	0
非 FIT	太陽光発電等	3.684	4,842.096
合計		106.043	139,588.865
区域内の電気使用量			133,249

※1…FIT:再生可能エネルギーの固定価格買取制度を指し、再生可能エネルギーで発電した電気を電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度。

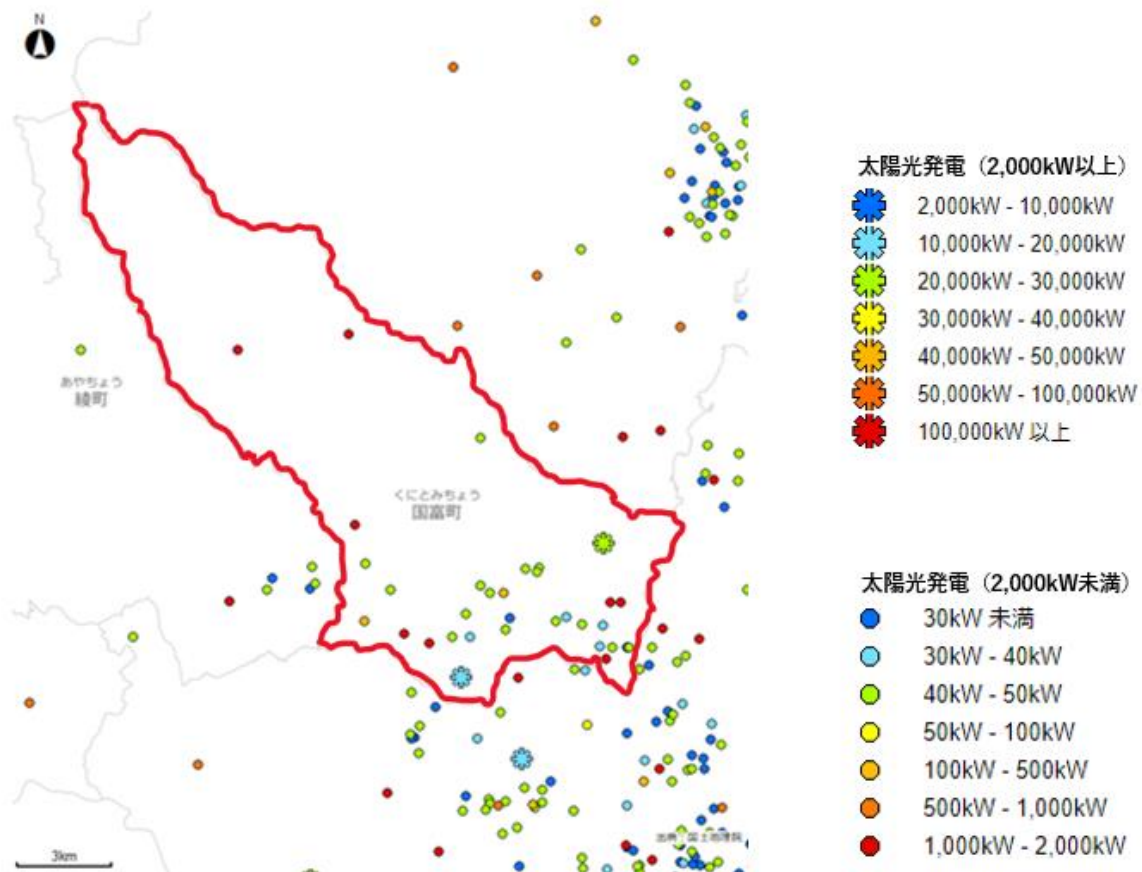
※2…FIP:FIT 制度のように固定価格で買い取るのではなく、再エネ発電事業者が卸市場などで売電したとき、その売電価格に対して一定のプレミアム(補助額)を上乗せする制度。

図3-21 FIT の再生可能エネルギー導入状況の推移



自治体排出量カルテ及び資源エネルギー庁公表「再生可能エネルギー発電設備の導入状況」のデータを基に作成

図3-22 FIT 認定設備の概略位置



出典：環境アセスメントデータベース

(2) 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

ア 推計手法

再生可能エネルギーの導入ポテンシャルとは、設置可能面積や平均風速、河川流量等から理論的に算出することができるエネルギー資源量から、法令・土地用途等による制約があるものを除き算出されたエネルギー資源量のことです。

再生可能エネルギーの導入ポテンシャルについては、主に環境省の再生可能エネルギー情報提供システム(REPOS)を基としました。推計手法を表3-2に示します。

表3-2 再生可能エネルギー導入ポテンシャルの推計手法

再エネ種別		推計手法
電気	太陽光発電	REPOS のデータを導入ポテンシャルとする
	風力発電	REPOS のデータを導入ポテンシャルとする
	中小水力発電	REPOS における中小水力河川部と中小水力農業用水路のデータの合計を導入ポテンシャルとする
	地熱発電	REPOS のデータを導入ポテンシャルとする
	木質バイオマス発電	木質燃料の供給可能量推計データ(独自推計)を導入ポテンシャルとする
熱	太陽熱	REPOS のデータを導入ポテンシャルとする
	地中熱	REPOS のデータを導入ポテンシャルとする
	木質バイオマス熱	木質燃料の供給可能量推計データ(独自推計)を導入ポテンシャルとする

イ 推計結果

前述の手法に基づき、①から⑥までの再生可能エネルギー種別について、それぞれのポテンシャル分析結果を示します。

① 太陽光発電

本町における太陽光発電の導入ポテンシャルは表3-3のとおりです。

太陽光発電を建物に設置する場合、市街地である本庄地区を中心にポテンシャルが高くなっています。

また、太陽光発電を耕地等の土地に設置する場合は、域内中央部にポテンシャルがあります。

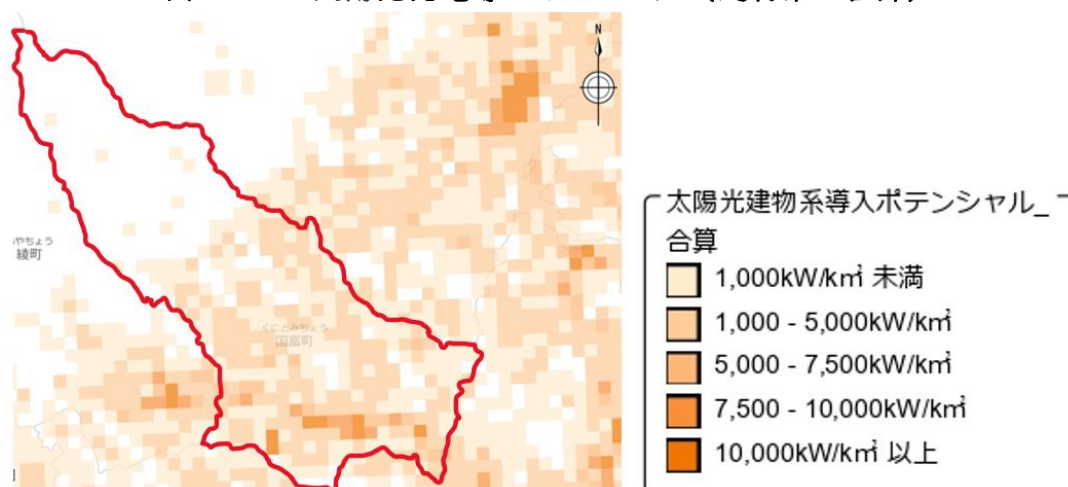
建物系と土地系を比較すると、土地に設置する場合の方がポテンシャルが高くなっています。

なお、REPOSの太陽光発電の導入ポテンシャル(設備容量)については、建物や土地の設置可能面積に設置密度を乗じることで算出されています。

表3-3 太陽光発電の導入ポテンシャル

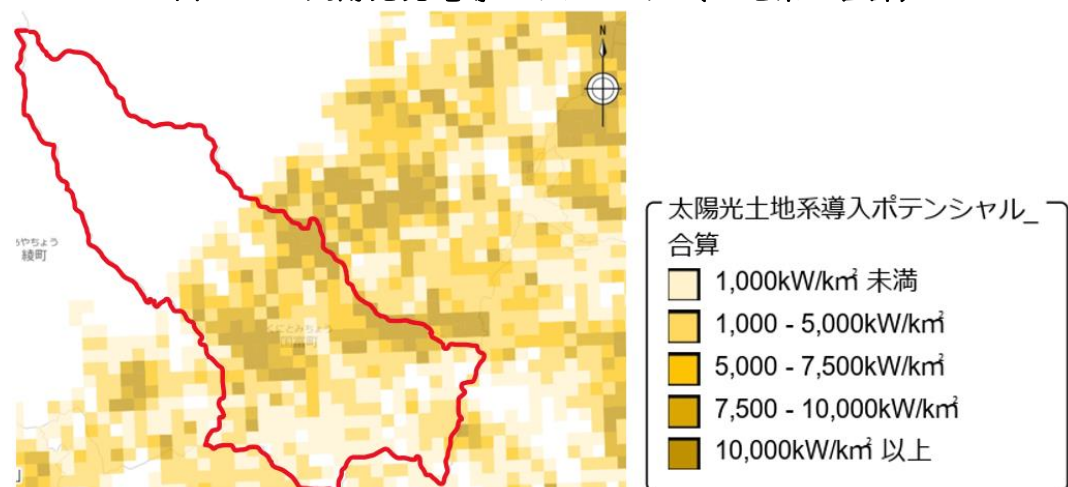
区分	設備容量	発電量
建物系	142.690 MW	196,411.910 MWh/年
土地系	459.614 MW	631,131.935 MWh/年
合計	602.304 MW	827,543.845 MWh/年

図3-23 太陽光発電導入ポテンシャル(建物系の合計)



出典: REPOS

図3-24 太陽光発電導入ポテンシャル(土地系の合計)



出典: REPOS

② 風力発電

本町における風力発電の導入ポテンシャルは表3-4のとおりです。

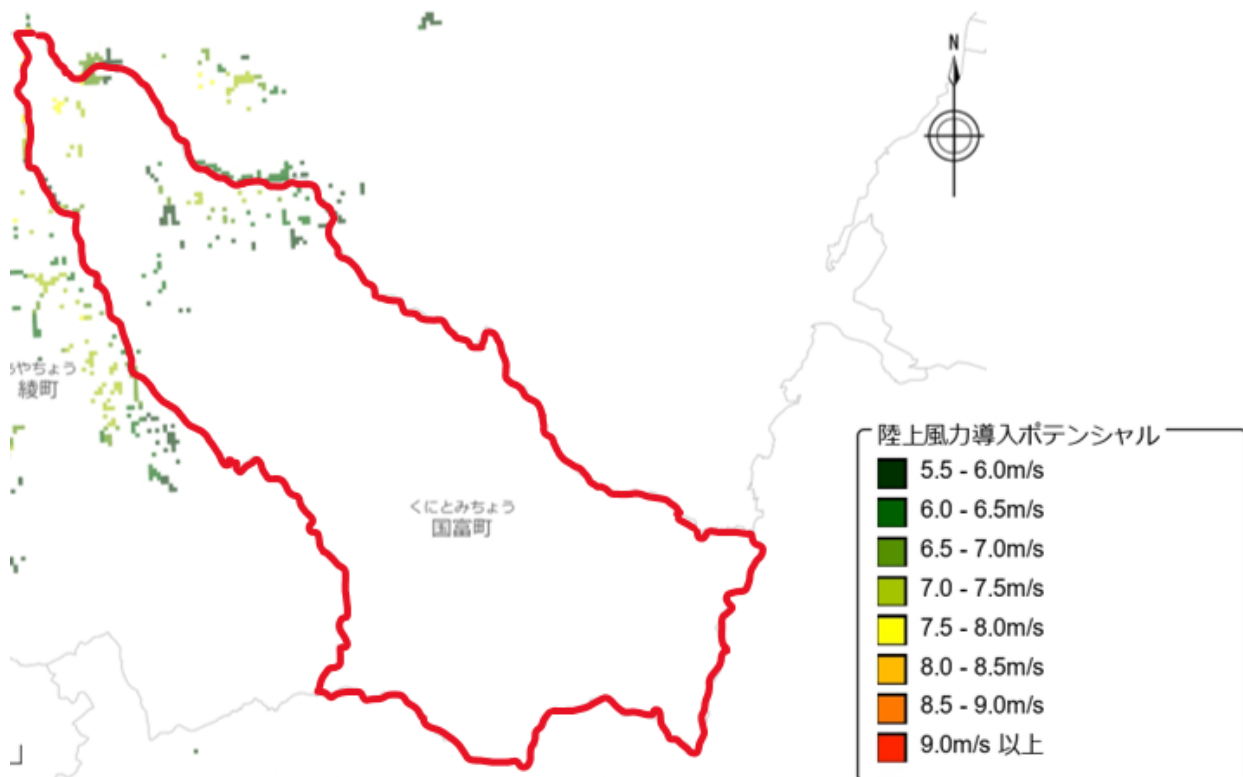
町の北部（八代地域）を中心に、風力発電に必要な一定以上の風速を見込める地点が数値上確認できましたが、ポテンシャルとしては低い状態です。

なお、REPOS の風力発電の導入ポテンシャル（設備容量）については、全国の高度90m における風速が5.5m/s 以上のメッシュに対して、標高等の自然条件、国立・国定公園等の法制度、居住地からの距離等の土地利用状況から設定した推計除外条件を満たすものを除いた設置可能面積に単位面積当たりの設備容量を乗じて算出されています。

表3-4 風力発電の導入ポテンシャル

区分	設備容量	発電量
陸上風力	17.700 MW	39,372.593 MWh/年
合計	17.700 MW	39,372.593 MWh/年

図3-25 陸上風力導入ポテンシャル



出典：REPOS

③ 中小水力発電

本町における中小水力発電の導入ポテンシャルは表3-5のとおりです。

河川部については、深年川・三名川などにおいて導入ポテンシャルが確認できました。

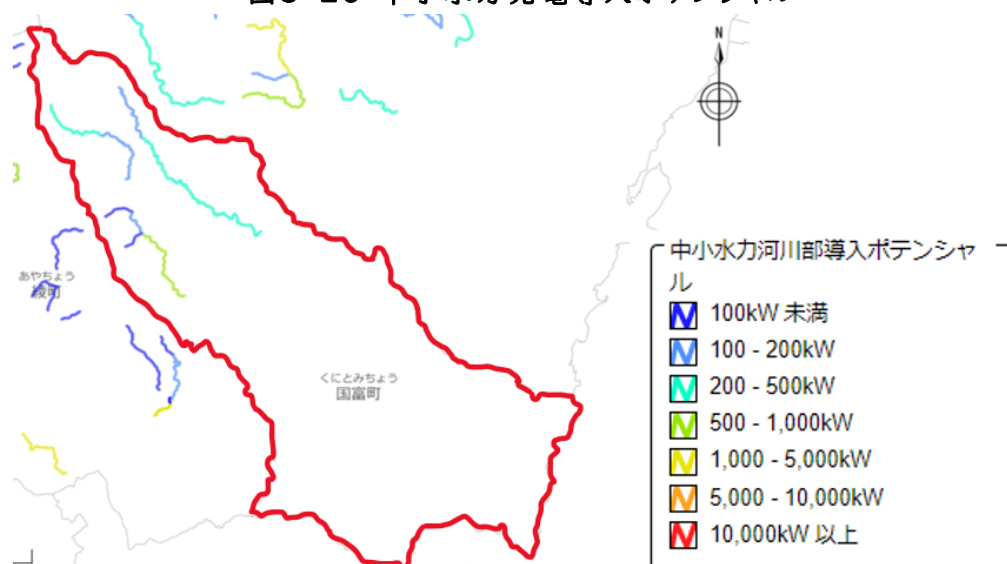
農業用水路については、導入ポテンシャルがありませんでした。

なお、REPOS の河川部の導入ポテンシャルについては、河川の合流点に仮想発電所を設置すると仮定し、国立・国定公園等の開発不可条件と重なる地点を除いて設置可能規模が算出されています。農業用水路については、農業用水路ネットワークデータに取水点を割り当て、最大取水量が0.3 m³/s 以上になる取水点に仮想発電所を設定し、設置可能な規模が算出されています。

表3-5 中小水力発電の導入ポテンシャル

区分	設備容量	発電量
河川部	2.210 MW	20,486.415 MWh/年
農業用水路	0 MW	0 MWh/年
合計	2.210 MW	20,486.415 MWh/年

図3-26 中小水力発電導入ポテンシャル

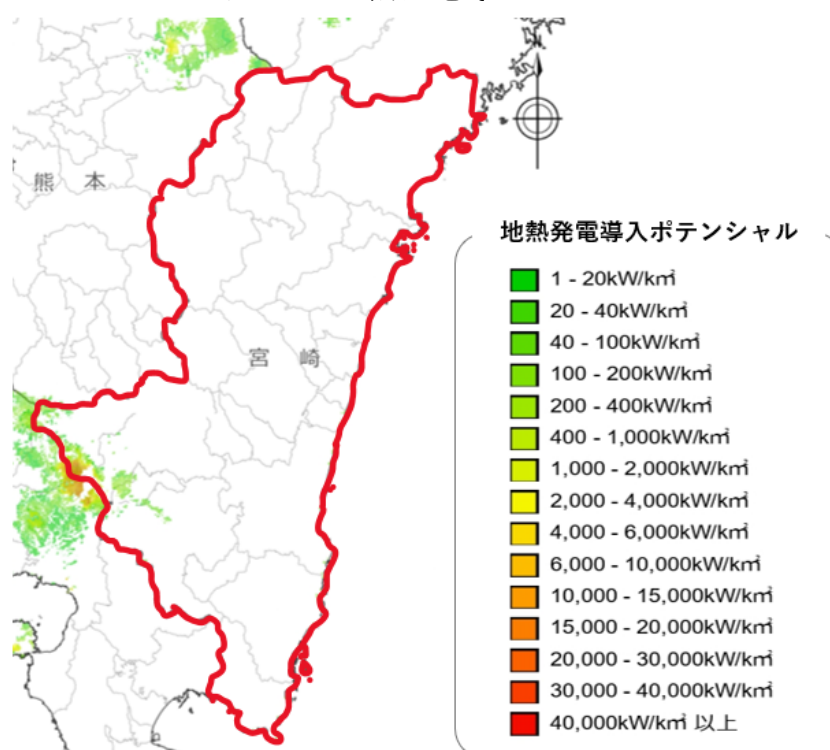


出典: REPOS

④ 地熱発電

宮崎県は地熱資源量が乏しく、本町においても地熱発電の導入ポテンシャルはありませんでした。

図3-27 地熱発電導入ポテンシャル



出典: REPOS

⑤ 木質バイオマス発電及び熱利用の導入ポテンシャル

本町の木質バイオマス活用による発電及び熱利用の導入ポテンシャルについて、一般民有林かつ人工林面積1,896haに賦存する林地残材(未利用材)発生量が年間25,641m³と推計されることから、このうち10%の木質バイオマスを活用できるものと仮定した場合の木質バイオマス利用可能量に基づき、表3-6のとおり推計しました。

表3-6 木質バイオマス発電及び熱利用の導入ポテンシャル

区分	導入ポテンシャル
一般民有林木質バイオマス利用可能量	2,564 m ³ /年
木質バイオマス発電	160 kW・1,248 MWh/年
木質バイオマス熱利用	11,760.140 GJ/年

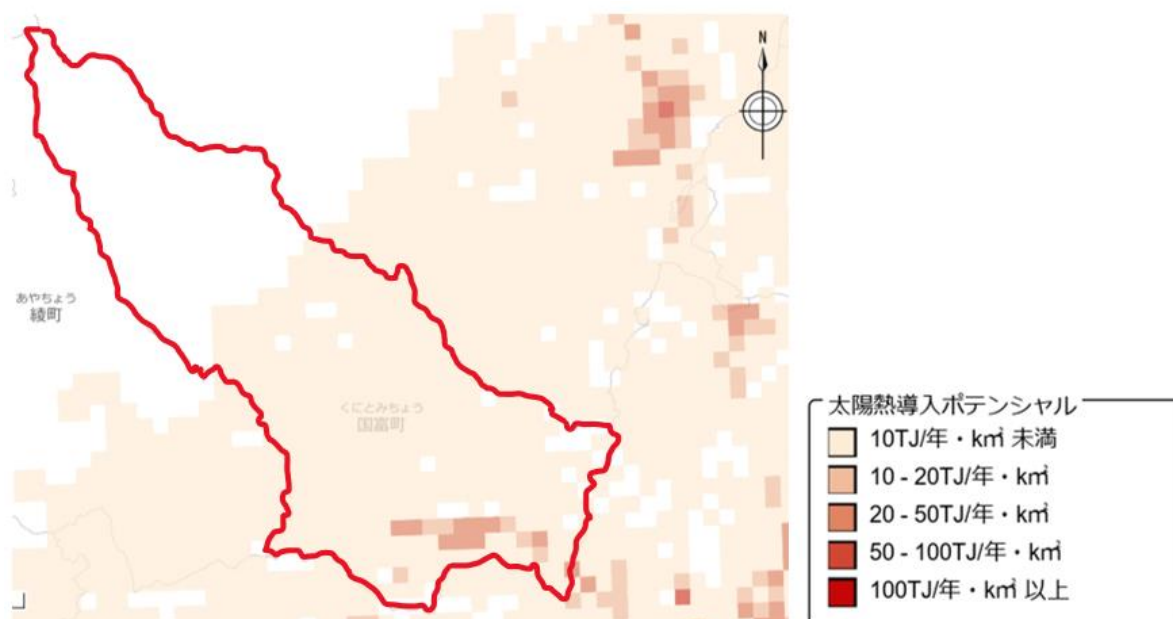
⑥ 太陽熱及び地中熱

再生可能エネルギー資源を熱として利用する場合のポテンシャルについては、熱需要量の高い本庄地区を中心とした南部の市街地において、太陽熱及び地中熱のポテンシャルが確認できます。

表3-7 太陽熱及び地中熱の導入ポテンシャル

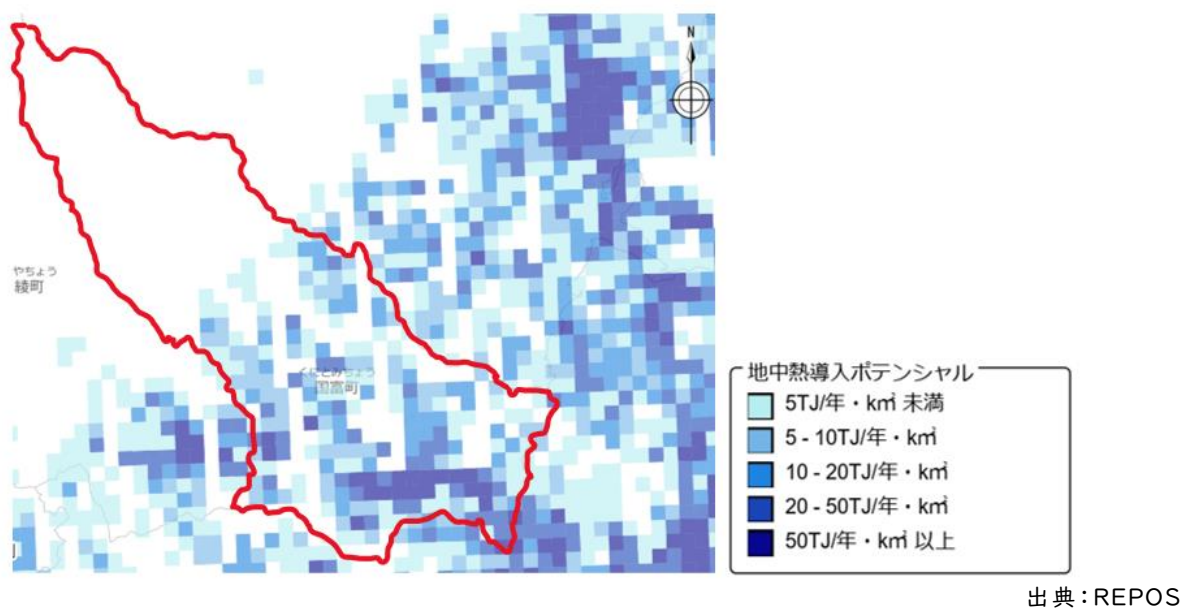
区分	導入ポテンシャル
太陽熱	148,777.820 GJ/年
地中熱	917,694.022 GJ/年
合計	1,066,471.842 GJ/年

図 3-28 太陽熱導入ポテンシャル



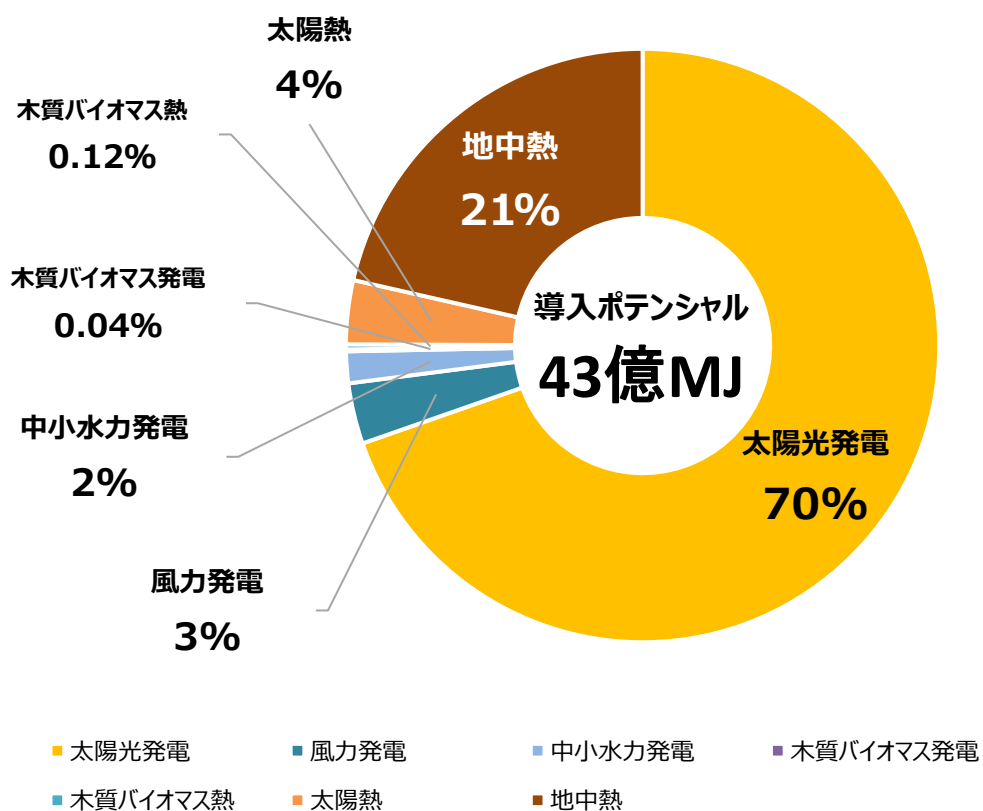
出典: REPOS

図 3-29 地中熱導入ポテンシャル



上記①～⑥の結果を踏まえ、本町の再生可能エネルギーポテンシャルをまとめると、熱量換算で43億 MJ となり、その割合は太陽光発電が70%、地中熱が21%となりました。

図3-30 再生可能エネルギー種別ポテンシャル
(太陽光発電・風力発電・中小水力発電・木質バイオマス発電は発電電力量を熱量換算した値)



木質バイオマス発電・木質バイオマス熱以外の数値は、自治体排出量カルテのデータを基に作成

3-9 地球温暖化に関する意識（町民・事業者意識調査結果）

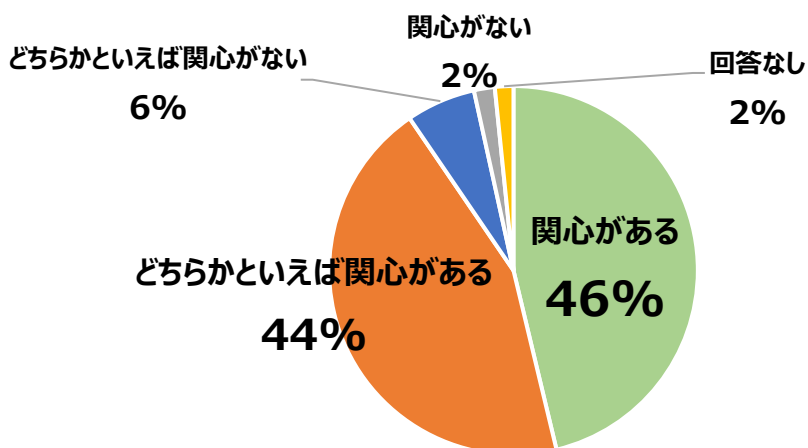
町民・町内事業者を対象として、令和6（2024）年度に意識調査を実施しました。期間は9月9日から9月27日の間で、対象は18歳以上の町民1,100人と事業者300社です。回収結果は、町民は回答数493件（回収率45%）、事業者は回答数90件（回収率30%）でした。

各主体が重要視する項目や課題を整理することで、問題意識を把握し町民・事業者と連携した地球温暖化対策を推進していきます。

（1）町民

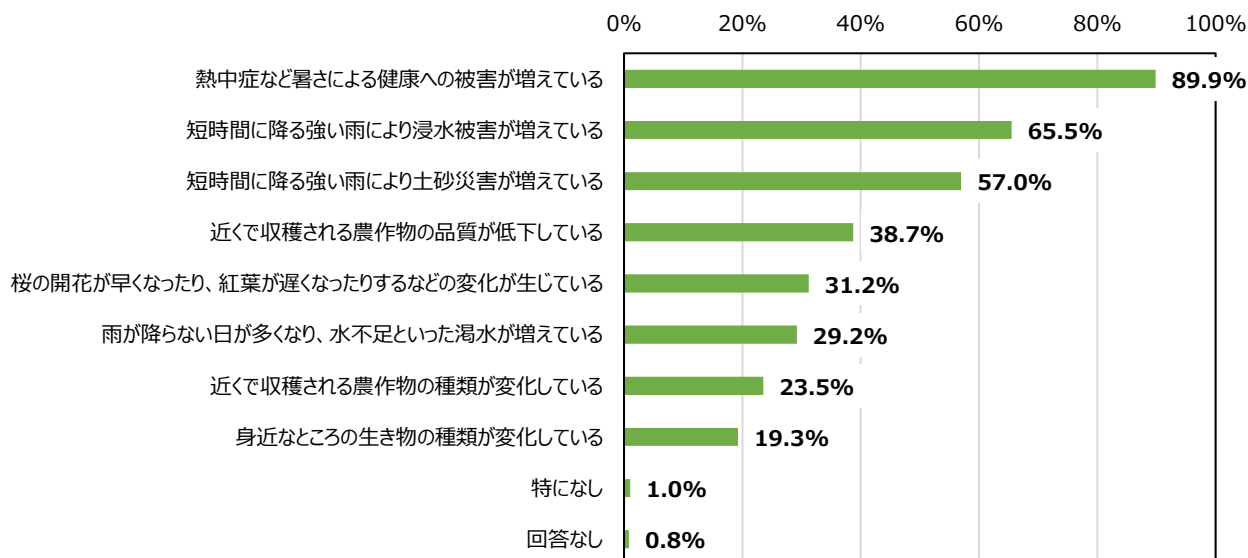
地球温暖化に対する関心では、46%の町民が「関心がある」と回答し、44%の町民が「どちらかといえば関心がある」と回答しました。合計すると90%の町民が地球温暖化に対して関心をもっていることがわかりました。

図3-31 地球温暖化に対する関心【単数回答】（町民意識調査）（n=493）



近年、身近な地域で生じている気候の変化による影響については、「熱中症など暑さによる健康への被害が増えている」といった健康面に関する回答が最も多く、次いで「短時間に降る強い雨により浸水被害が増えている」、「短時間に降る強い雨により土砂災害が増えている」といった自然災害に関する回答が多くなっています。本町においてもこれらの影響に対応していくための対策が必要です。

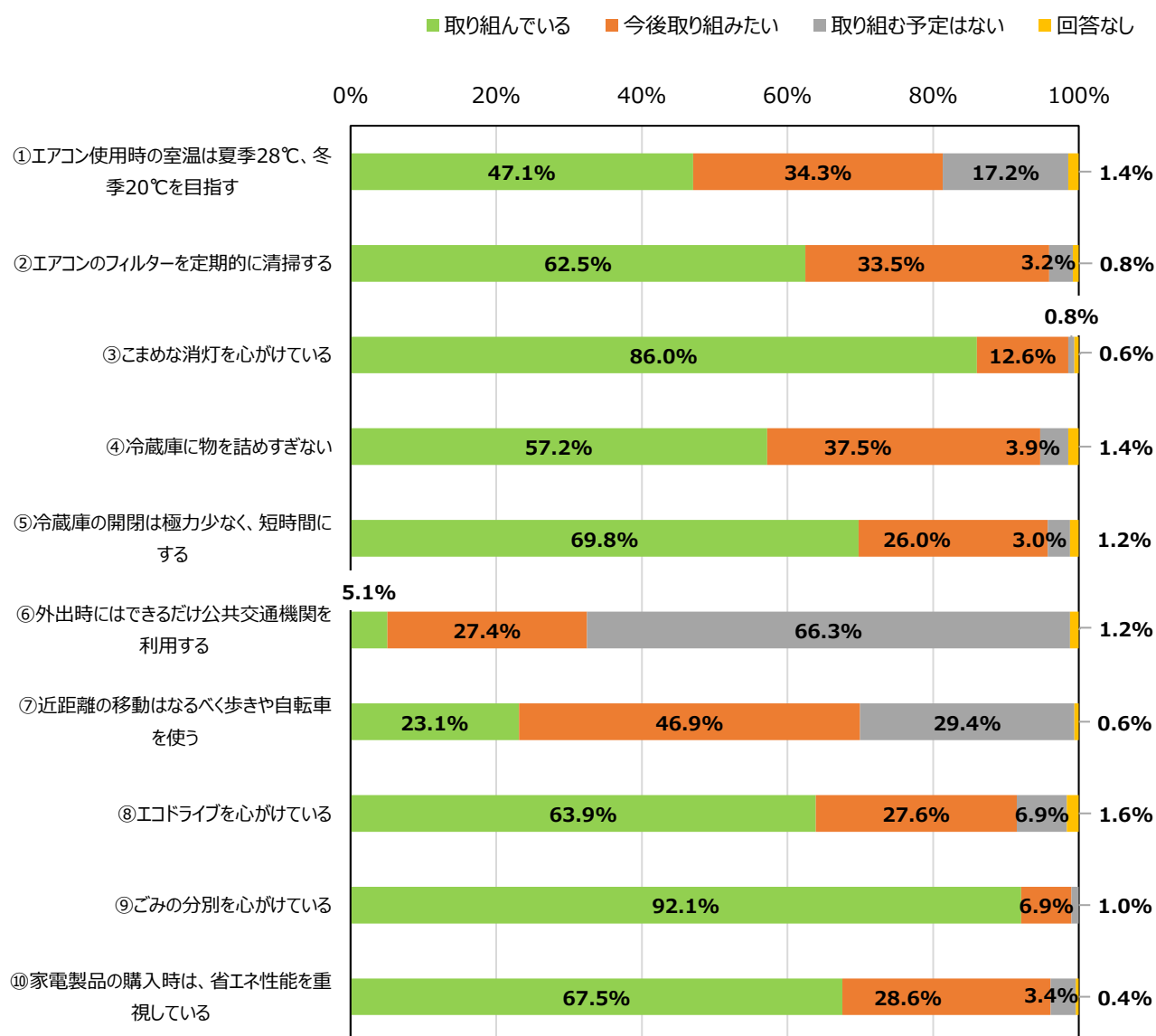
図3-32 身近な地域で近年生じている気候の変化による影響【複数回答】（町民意識調査）



町民が行っている地球温暖化対策に資する取組について、最も実施されているのは「ごみの分別を心がけている」であり、次いで「こまめな消灯を心がけている」となりました。習慣化されている取組や、家計の節約に直結する取組については、実施している町民が多いようです。省エネルギー促進のためには、取組の習慣化や地球温暖化対策が家計の節約などメリットのある取組であると認識してもらうことが重要であると考えられます。

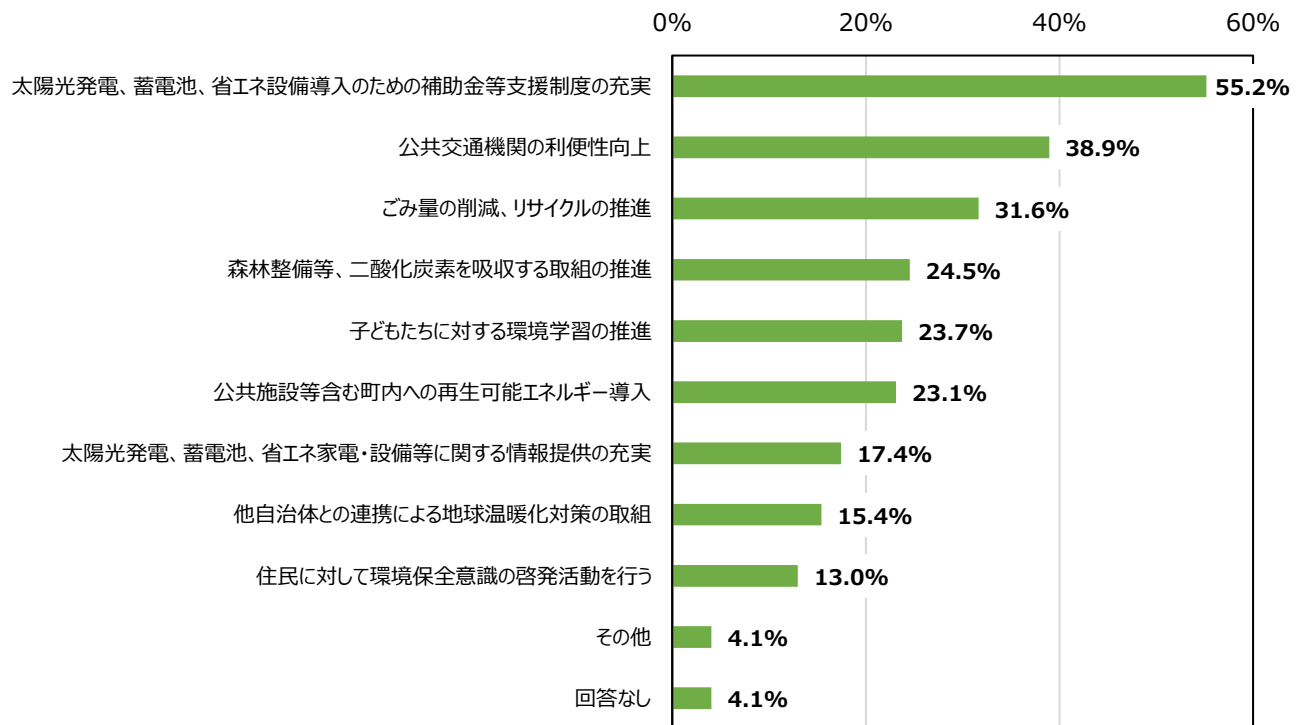
また、「取り組む予定はない」の回答では、「外出時にはできるだけ公共交通機関を利用する」、「近距離の移動はなるべく徒歩や自転車を使う」が多くなりました。現状では、自家用車が町民の重要な移動手段であるため、コンパクトシティ化による公共交通機関の利用促進や、自動車の脱炭素化を推進する必要があります。

図3-33 地球温暖化対策に資する取組の実施状況【それぞれ単数回答】
(町民意識調査)



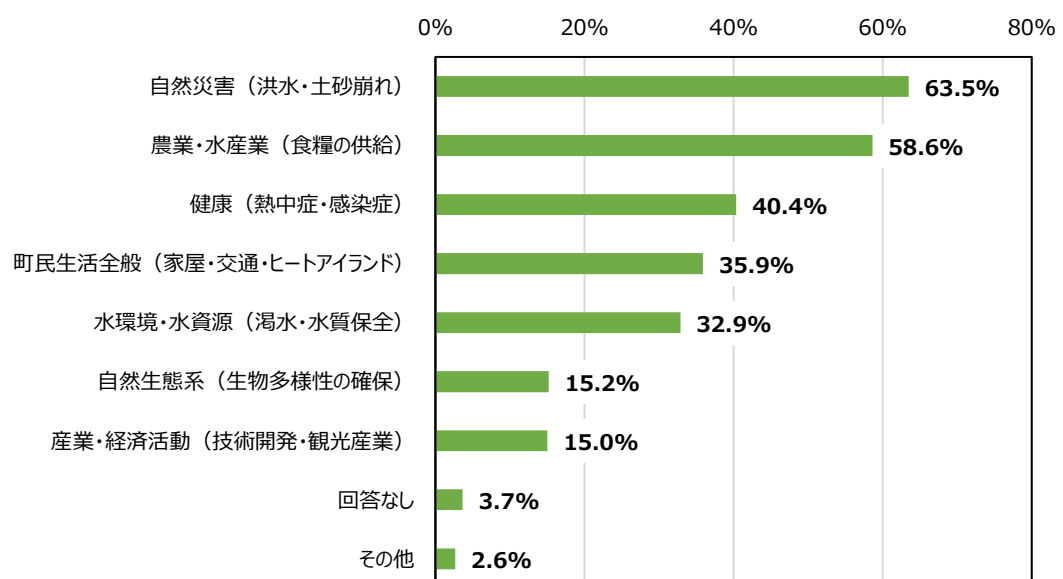
地球温暖化の原因となる二酸化炭素を削減するため、町に行ってほしい取組については、「太陽光発電、蓄電池（電気を蓄えられる機能を持った充電装置）、省エネ設備導入のための補助金等支援制度の充実」が最も多く、次いで「公共交通機関の利便性向上」の回答が多くなりました。既存の補助制度拡充や公共交通機関の整備・推進について検討する必要があります。

図3-34 町に行ってほしい地球温暖化対策【複数回答】（町民意識調査）



また、地球温暖化に伴う気候変動の影響に対処するため、町が優先的に進めていくべき取組の分野については、「自然災害（洪水・土砂崩れ）」が最も多く、次いで「農業・水産業（食糧の供給）」の回答が多くなりました。本結果を踏まえ、気候変動への適応策を検討する必要があります。

図3-35 気候変動の影響への対応について町が優先的に進めるべき分野【複数回答】（町民意識調査）

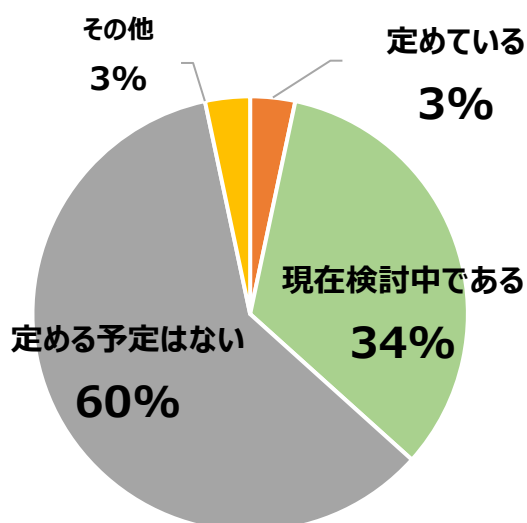


(2) 事業者

温室効果ガス排出量の削減に向けて、削減目標や方針を37%の事業者が「定めている」、「現在検討中である」と回答し、60%の事業者は削減目標や方針の設定に消極的でした。

こういった事業者に対し、脱炭素化への取組を促すため、エネルギー消費量の見える化や脱炭素経営に向けた普及啓発を行う必要があります。

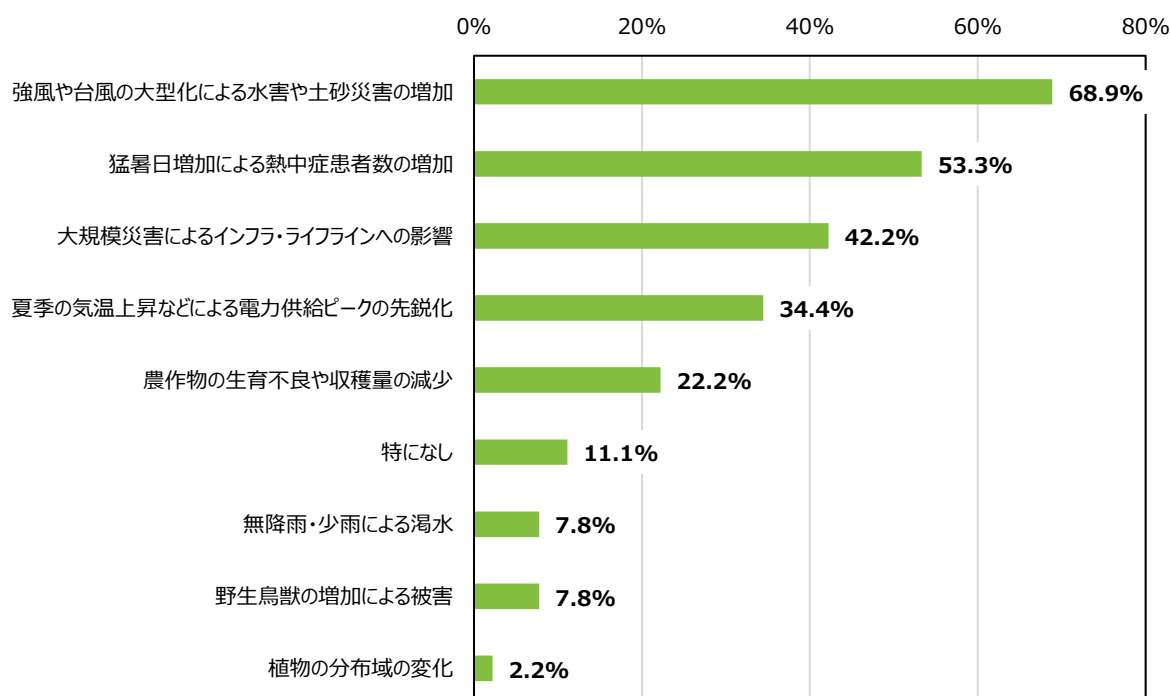
図3-36 温室効果ガス排出量削減に向けた目標や方針の設定状況【単数回答】
(事業者意識調査)



近年の地球温暖化による気候変動について、影響を与える可能性の高い不安要素は「強風や台風の大規模化による水害や土砂災害の増加」が最も多く、次いで「猛暑日増加による熱中症患者数の増加」が多くなりました。

町民意識調査の回答においても「自然災害対策」への取組が求められていたことから、優先的に取組を推進する必要があります。

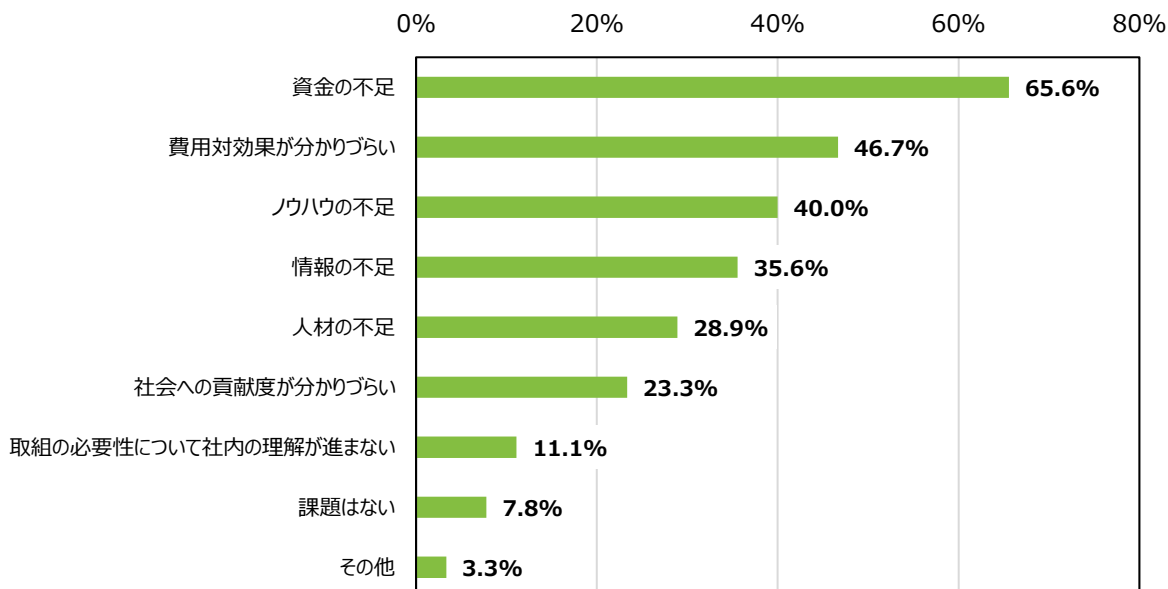
図3-37 気候変動の影響における不安要素【複数回答】(事業者意識調査)



地球温暖化対策を進める上での課題については、「資金の不足」が最も多く、次いで「費用対効果が分かりづらい」、「ノウハウの不足」が挙げられました。

補助制度の検討や、脱炭素経営の取組・ノウハウなどの実情に即した情報提供を推進する必要があります。

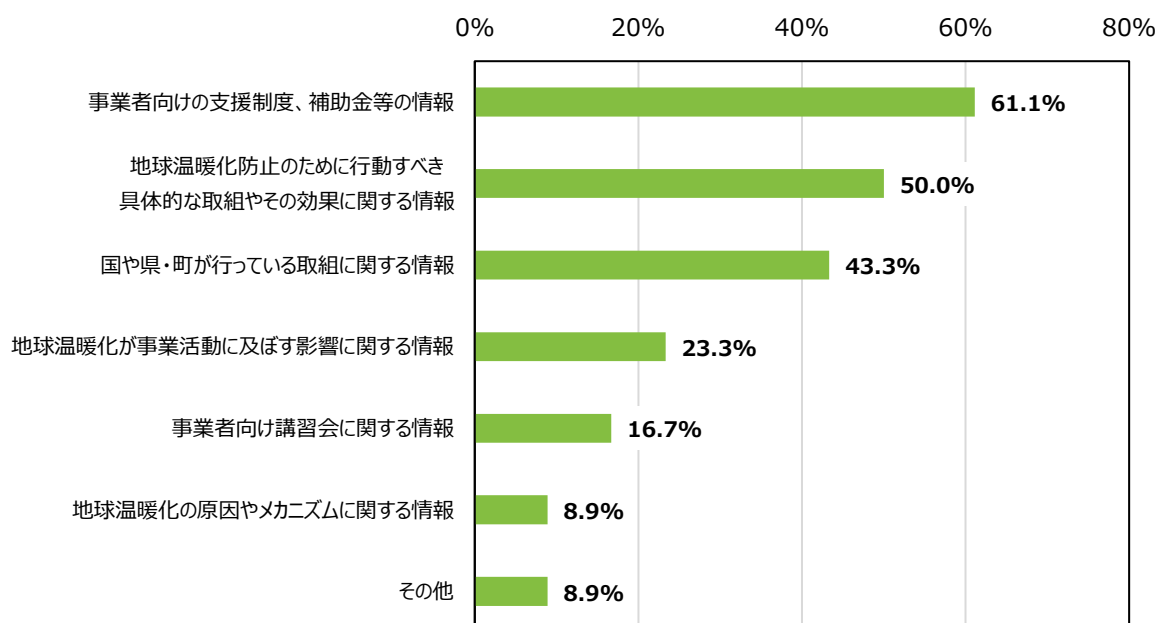
図3-38 地球温暖化対策を進める上での課題【複数回答】（事業者意識調査）



地球温暖化対策に関して知りたい情報は「事業者向けの支援制度、補助金等の情報」が最も多く、次いで「地球温暖化防止のために行動すべき具体的な取組やその効果に関する情報」、「国や県・町が行っている取組に関する情報」となりました。

本町に関する情報のみならず、国や県において行っている補助制度や取組の情報を積極的に提供し、事業者に対する情報発信を推進する必要があります。

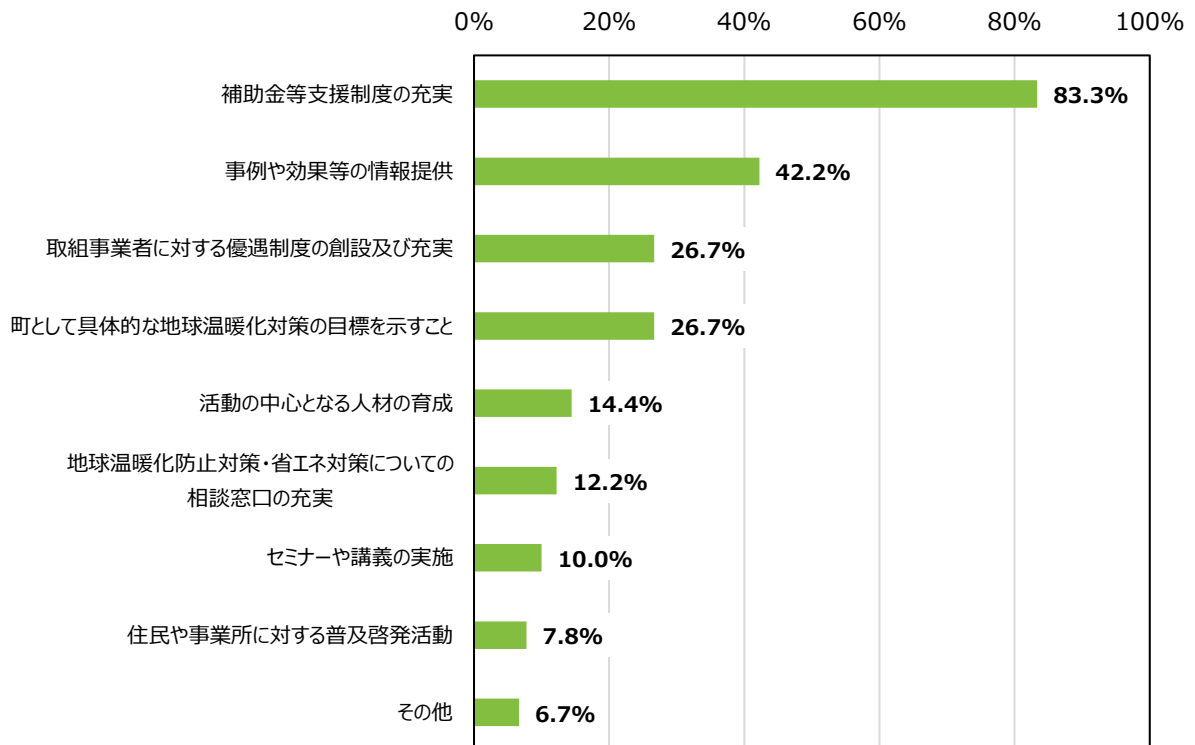
図3-39 地球温暖化対策に関して知りたい情報【複数回答】（事業者意識調査）



地球温暖化対策で町に行ってほしい取組については、「補助金等支援制度の充実」が最も多く、次いで「事例や効果等の情報提供」、「取組事業者に対する優遇制度の創設及び充実」となりました。

補助金等支援制度の拡充を検討するとともに、脱炭素経営の普及啓発活動を中心とした情報提供を積極的に行う必要があります。

図3-40 地球温暖化への対応で町に行ってほしい取組【複数回答】（事業者意識調査）





第4章 温室効果ガス排出量の現況把握と将来推計

4-1 温室効果ガス排出量の現況

(1) 温室効果ガス排出量の現況推計の考え方

温室効果ガス排出量の現況推計は、表2-1に掲げる本計画の対象部門・分野の温室効果ガスについて、環境省が地方公共団体実行計画策定・実施支援サイトにて公表している「自治体排出量カルテ」に掲載された値を基に、アンケート結果を盛り込んだ本町独自の推計値である「現況排出量独自推計」を算出しました。

この「現況排出量独自推計」は、「自治体排出量カルテ」が国や都道府県の排出量から人口等統計値に基づく按分によって算出されているのに対し、アンケートに基づく住民や事業者のエネルギー使用量の実態を反映したものであり、より正確に本町の排出量を表していると考えられます。今後も進捗管理の際にアンケート等を実施することにより、削減努力の成果を反映することが可能です。

なお、自治体排出量カルテで使用されている現況推計の算出方法は、排出される二酸化炭素排出量が活動量に比例すると仮定し、都道府県の活動量あたりの二酸化炭素排出量に市区町村の活動量を乗じて推計されています。部門別の算出方法の詳細は資料編に記載します。

(2) 温室効果ガス排出量の現況推計

本町の温室効果ガス排出量の状況は以下のとおりです。

本町における令和3(2021)年度(現況年度)の二酸化炭素排出量は142,642t-CO₂で、平成25(2013)年度(基準年度)と比較すると産業部門の排出量が大きく減少しています。これは製造業の活動量減少に伴うものであり、本町は令和5(2023)年12月半導体製造企業との立地協定を結んだことから、今後製造業の活性化に伴う排出量の増加が予測されます。

業務その他部門・家庭部門・運輸部門においても排出量は減少していますが、廃棄物分野は少々ではありますが増加しています。

合計では、平成25(2013)年度(基準年度)から199,197t-CO₂減少しています。

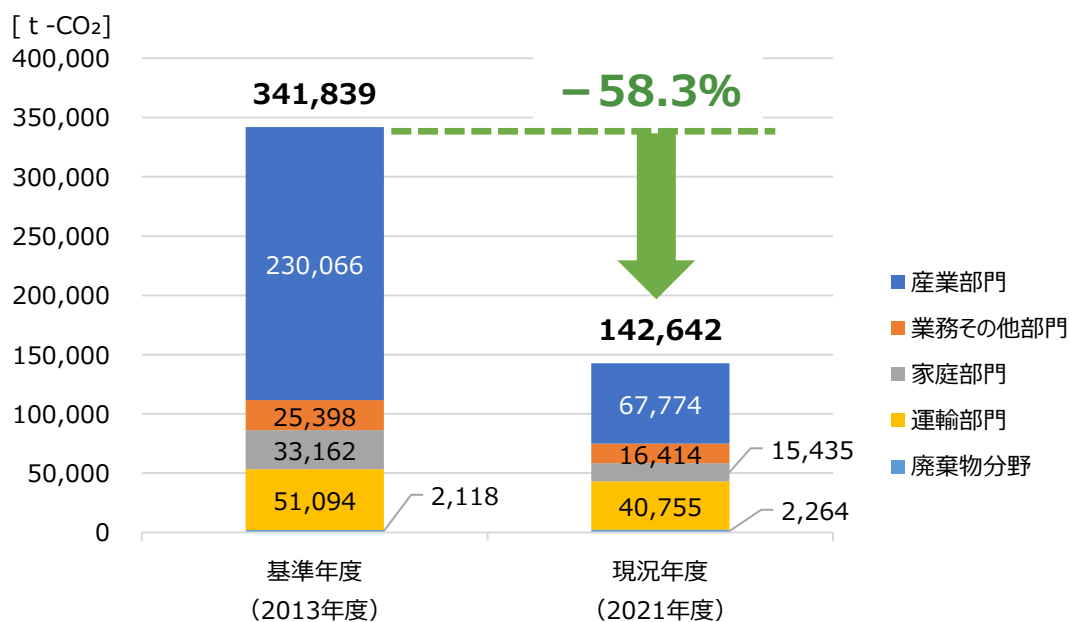
表4-1 基準年度及び現況年度の排出量等の状況

区 分			2013 年度(基準年度)			2021 年度(現況年度)			
			活動量	単位	排出量 (t-CO ₂ /年)	活動量	単位	排出量 (t-CO ₂ /年)	基準年度比
産業部門	製造業		9,240,328	万円	217,734	5,589,811	万円	58,366	-73%
	建設業・鉱業		923	人	1,823	741	人	1,445	-21%
	農林水産業		221	人	10,509	230	人	7,964	-24%
業務その他部門			4,795	人	25,398	4,959	人	16,414	-35%
家庭部門			8,942	世帯	33,162	8,978	世帯	15,435	-53%
運輸部門	自動車	旅客	12,624	台	23,105	12,449	台	16,919	-27%
		貨物	5,603	台	27,989	5,244	台	23,836	-15%
廃棄物分野	一般廃棄物		4,547	トン	2,118	4,859	トン	2,264	7%
合計					341,839			142,642	-58.3%

※2021年度(現況年度)は自治体排出量カルテにアンケート結果を加味した値。

※活動量のデータは、産業部門・業務その他部門は「経済センサス活動調査」、家庭部門は「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」、運輸部門は「自動車保有車両数統計電子データ版」のもの。

図4-1 温室効果ガス排出量の現況



4-2 温室効果ガス将来推計

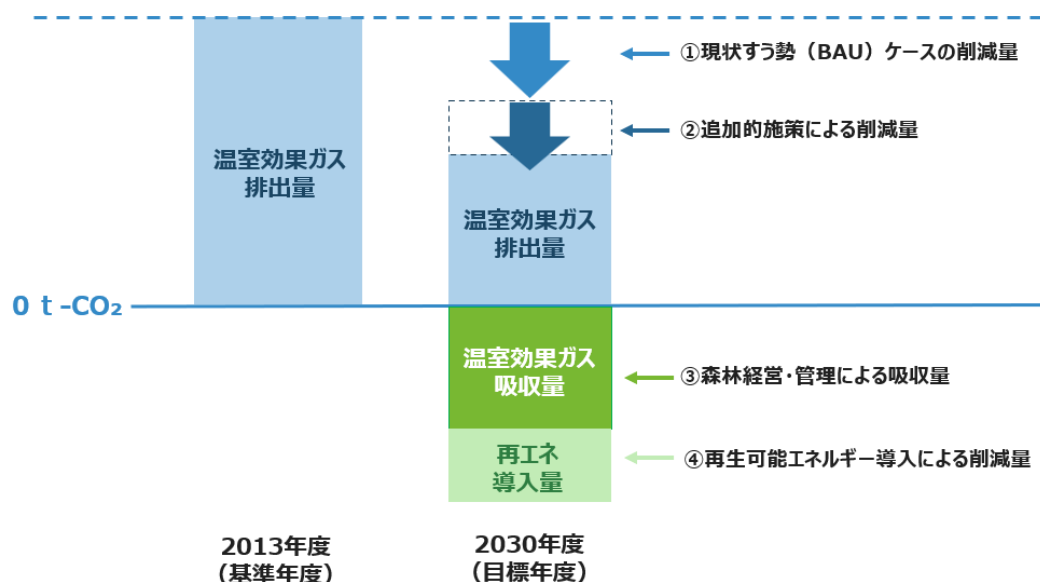
(1) 温室効果ガス排出量の将来推計の考え方

温室効果ガス排出量の将来推計は、基準年度の排出量から、①人口減少や製造品出荷額の増減等の活動量変化を考慮した場合の将来推計結果（現状すう勢：BAU）をもとに、②本計画で予定する施策に基づいて温室効果ガス排出削減対策が各主体で実施された場合の削減量（追加的削減量）を算出します。

また、③森林経営・管理による吸収量及び④再生可能エネルギーの導入による削減量を算出します。

以上を総合的に踏まえた値で、令和12（2030）年度及び令和32（2050）年度の温室効果ガス排出量を推計します。

図4-2 将来推計の考え方のイメージ



(2) 現状すう勢における温室効果ガス排出量の将来推計（BAU）

本町における将来の温室効果ガス排出量について、今後追加的な対策を見込まないまま、町の世帯数や産業等における活動量の変化に基づく排出量を推計した結果（現状すう勢における将来推計結果）を示します。

なお、活動量の変化については、各活動項目について令和3（2021）年度（現況年度）を起点として過去10年間の実績をもとにそれぞれの将来推計年度の活動量を求めています。

推計の結果、令和12（2030）年度の排出量は146,198t-CO₂、令和32（2050）年度の排出量は135,901t-CO₂と算出されました。

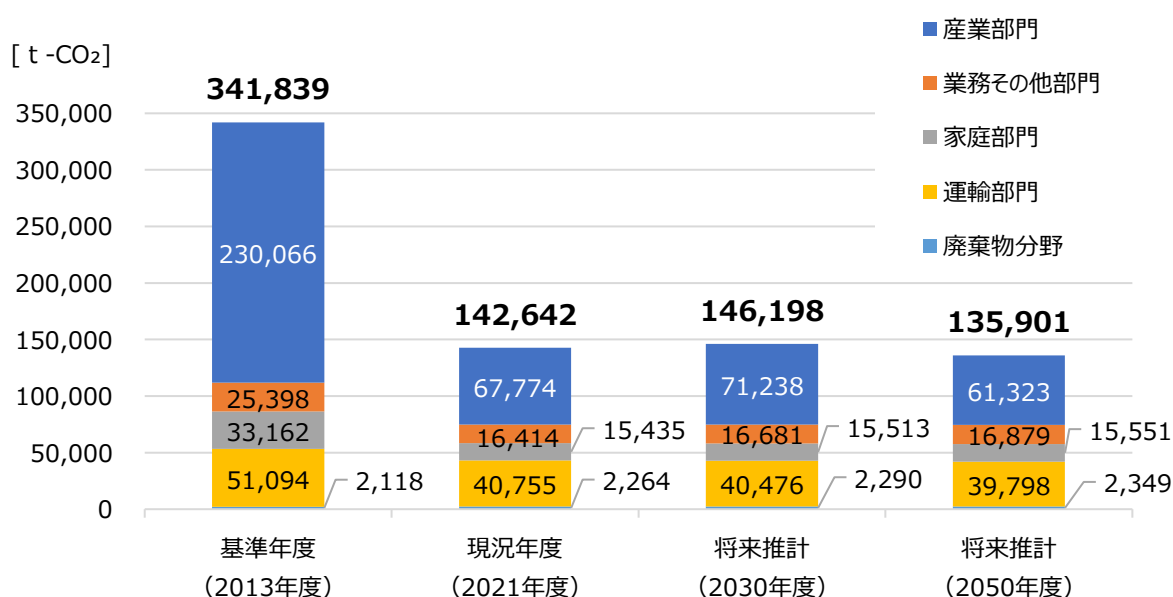
表4-2 活動量の将来変化

区分		活動項目	単位	2013年度	2021年度	2030年度	2050年度
産業部門	製造業	製造品出荷額	億円	924	559	604	511
	建設業・鉱業	従業員数	人	923	741	706	648
	農林水産業	従業員数	人	221	230	196	193
業務その他部門		従業員数	人	4,795	4,959	5,040	5,100
家庭部門		世帯数	世帯	8,942	8,978	9,023	9,045
運輸部門	自動車	旅客	保有台数	台	12,624	12,449	12,601
		貨物	保有台数	台	5,603	5,244	4,991
廃棄物分野	一般廃棄物	焼却量	トン	4,547	4,859	4,915	5,042

表4-3 温室効果ガス排出量の将来推計（現状すう勢ケース）（単位 t-CO₂）

区分	基準年度 2013年度	現況年度 2021年度	将来推計 2030年度	将来推計 2050年度
産業部門	230,066	67,774	71,238	61,323
業務その他部門	25,398	16,414	16,681	16,879
家庭部門	33,162	15,435	15,513	15,551
運輸部門	51,094	40,755	40,476	39,798
廃棄物分野	2,118	2,264	2,290	2,349
合計	341,839	142,642	146,198	135,901

図4-3 温室効果ガス排出量の将来推計（現状すう勢ケース）



※森林吸収量については、森林整備等の対策が講じられている状態において発生するものであるため、現状のまま対策を講じないケース（BAU ケース）には含まないこととします。

(3) 追加的削減量

ア 省エネルギー対策に係る削減量

本計画の6章で記載されている省エネ対策を実施することにより、現状すう勢ケースからさらなる温室効果ガス排出削減量が見込まれます。国が地球温暖化対策計画（令和3（2021）年10月閣議決定）において掲げる取組による削減見込量から本町の活動量比に応じて削減見込量を算出しました。

推計の結果、追加的削減量は16,150t-CO₂が見込まれました。

表4-4 追加的施策による削減見込み量

区分	取組の内容	削減量 (t-CO ₂)
産業部門	・施設園芸における省エネルギー設備の導入 ・省エネルギー農機の導入 ・混合セメントの利用拡大 ・産業廃棄物最終処分場における準好気性埋立構造の採用	358
業務その他 部門	・業務用給湯器の導入 ・高効率照明の導入 ・水道事業における省エネルギー・再生可能エネルギー対策の推進等 ・下水道における省エネルギー・創エネルギー対策の推進 ・EV ごみ収集車の導入 ・クールビズ・ウォームビズの実施徹底の促進	1,012
家庭部門	・住宅の省エネルギー化（新築） ・住宅の省エネルギー化（改修） ・高効率照明の導入 ・高効率給湯器の導入 ・浄化槽の省エネルギー化（一般住宅） ・浄化槽の省エネルギー化（マンション） ・クールビズ、ウォームビズの実施徹底の促進 ・家庭エコ診断	3,602
運輸部門	・次世代自動車の普及、燃費改善 ・LED 道路照明の整備促進 ・環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化 ・公共交通機関の利用促進 ・地域公共交通利便増進事業を通じた路線効率化 ・自転車の利用促進 ・エコドライブ ・カーシェアリング	8,409

廃棄物分野	・プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進 ・バイオマスプラスチック類の普及 ・廃プラスチックのリサイクルの促進 ・家庭における食品ロスの削減	1,335
その他 部門横断	・施肥に伴う一酸化二窒素削減 ・建築物の省エネルギー化（新築） ・建築物の省エネルギー化（改修）	1,434
合計		16,150

イ 再生可能エネルギーの導入による削減量

「3-8 再生可能エネルギー導入状況と導入ポテンシャル」において算出された再生可能エネルギーの導入ポテンシャルを踏まえ、再生可能エネルギー種別ごとに導入見込み量を設定しました。それぞれの導入見込み量に基づく削減量は以下のとおりです。

なお、風力発電及び中小水力発電については、ポテンシャル存在位置が町北部八代地区の山間部であるため導入が困難であると判断し、導入目標としては掲げずに今後のステークホルダー間の合意形成や設備整備の期間等を考慮しながら導入を検討します。

表4-5 再生可能エネルギー導入量と二酸化炭素削減量（電気）

再生可能エネルギー種別	2030 年度		2050 年度	
	導入量 (MWh/年)	CO ₂ 削減量 (t-CO ₂)	導入量 (MWh/年)	CO ₂ 削減量 (t-CO ₂)
太陽光発電（建物系）	1,019	258	18,212	4,608
太陽光発電（土地系）	21,865	5,532	390,947	98,909
風力発電	-	-	-	-
中小水力発電	-	-	-	-
バイオマス発電	0	0	1,248	316
合計	22,884	5,790	410,407	103,833

表4-6 再生可能エネルギー導入量と二酸化炭素削減量（熱）

再生可能エネルギー種別	2030 年度		2050 年度	
	導入量 (GJ/年)	CO ₂ 削減量 (t-CO ₂)	導入量 (GJ/年)	CO ₂ 削減量 (t-CO ₂)
太陽熱	1,810	127	32,377	2,275
合計	1,810	127	32,377	2,275

ウ 吸収量

本町の森林全体の温室効果ガス吸収量は、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」のうち「森林吸収源対策を行った森林の吸収のみを推計する簡易手法」に基づいて推計しました。

推計の対象とする森林は「森林経営対象森林」であり、森林経営活動に伴う面積に森林経営活動を実施した場合の吸収係数（ $2.46\text{t-CO}_2/\text{ha}\cdot\text{年}$ ）を乗じて算出しました。

本町には7,654haの森林が存在しており、国有林・民有林によって構成されています。全森林のうち7,059haは人工林・天然林で構成されており、人工林率は55.6%、人工林ではスギ・ヒノキが多くを占めています。

国有林とそれ以外の民有林の樹種ごとの森林面積に対し、林野庁が公表しているFM率（Forest Management 率、森林経営率）をそれぞれ乗じて森林経営面積を算出し、吸収係数を乗じて二酸化炭素吸収量を算出したところ、 $13,642\text{t-CO}_2/\text{年}$ となりました。

表4-7 国富町の国有林の森林経営面積（単位：ha）

区分	樹種	国有林	国有林 FM 率	国有林 FM 面積
人工林	スギ	2,139	0.92	1,968
	ヒノキ	148	0.92	136
	その他	72	0.84	61
天然林	全樹種	1,905	0.68	1,295
合計				3,460

表4-8 国富町の民有林の森林経営面積（単位：ha）

区分	樹種	民有林	民有林 FM 率	民有林 FM 面積
人工林	スギ	1,719	0.89	1,530
	ヒノキ	119	0.84	100
	その他	58	0.73	42
天然林	全樹種	899	0.46	414
合計				2,086

※FM 率は表4-7、表4-8いずれも林野庁「森林吸収源インベントリ情報整備事業「森林経営」対象森林率調査（指導取りまとめ業務）」で示されている2020年度の値を使用。

表4-9 国富町の森林経営面積と年間森林吸収量の推計

区分	面積	単位	CO ₂ 吸収量	単位
国有林	3,460	ha	8,512	t-CO ₂ /年
民有林	2,086	ha	5,130	t-CO ₂ /年
合計	5,546	ha	13,642	t-CO ₂ /年

(4) 国富町における温室効果ガス排出量の将来推計まとめ

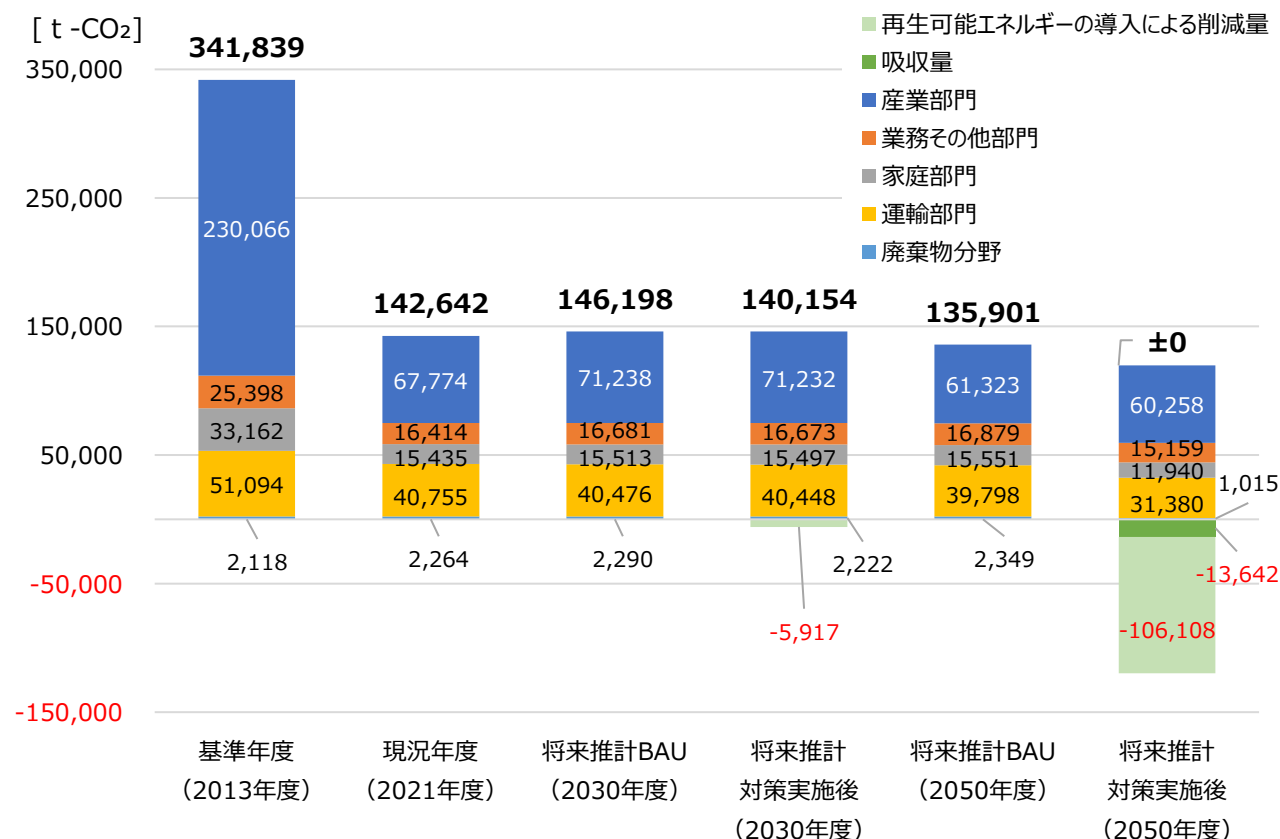
前述(2)・(3)を踏まえて推計した温室効果ガス排出量の見込みは以下のとおりです。平成25(2013)年度を基準年度として、令和12(2030)年度は140,154t-CO₂・基準年度比59%削減、令和32(2050)年度は0t-CO₂・基準年度比100%削減が見込まれます。

表4-10 温室効果ガス排出量の将来推計（単位:t-CO₂）

区分	基準年度 2013年度	現況年度 2021年度	将来推計 2030年度		将来推計 2050年度	
			排出量	2013年度比 増減率	排出量	2013年度比 増減率
産業部門	230,066	67,774	71,232	-69.0%	60,258	-73.8%
業務その他部門	25,398	16,414	16,673	-34.4%	15,159	-40.3%
家庭部門	33,162	15,435	15,497	-53.3%	11,940	-64.0%
運輸部門	51,094	40,755	40,448	-20.8%	31,380	-38.6%
廃棄物分野	2,118	2,264	2,222	4.9%	1,015	-52.1%
吸収量	-	-	※-	-	-13,642	-
再生可能 エネルギー導入	-	-	-5,917	-	-106,108	-
合計	341,839	142,642	140,154	-59.0%	0	-100.0%

※2030年度の吸収量については、再生可能エネルギー導入のみで達成するため加味していません。

図4-4 温室効果ガス排出量の将来推計のまとめ





第5章 将来像と計画の目標

5-1 将来像と計画の目標

地球環境にやさしい持続可能なまちを次の世代に引き継ぐために、町・町民・事業者が連携を図り、ゼロカーボンシティの実現を目指す必要があります。

各主体が同じ方向に向かい取組を推進するため、将来像として「環境と共に歩む 明日を変える くにとみ」を掲げました。

本計画の施策を連動的に推進し、各数値目標を達成することで、将来像の実現を目指すとともに、地域課題の同時解決を図り、SDGsの達成にも寄与します。

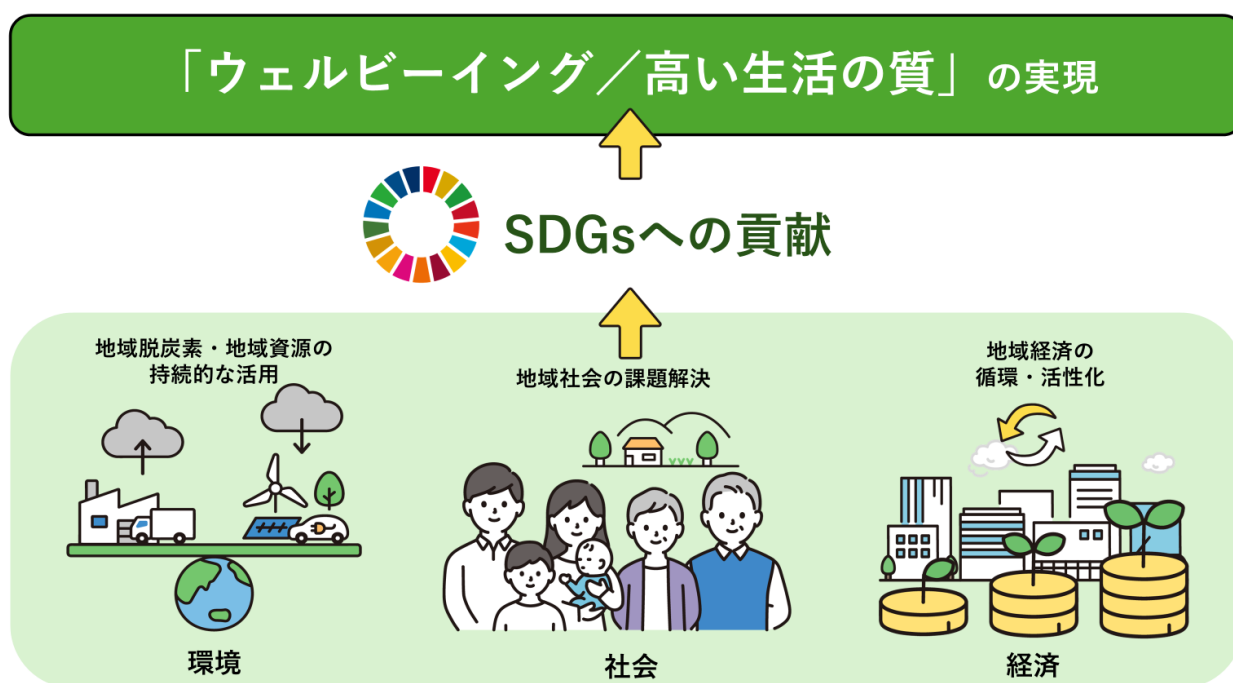


5-2 地域課題同時解決の考え方

国の第六次環境基本計画では、環境政策の目指すところは、「環境保全上の支障の防止」及び「良好な環境の創出」からなる環境保全と、それを通じた「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の上昇」であるとされ、「ウェルビーイング／高い生活の質」が環境・経済・社会の統合的向上の共通した上位の目的として設定されています。

また、地方公共団体は、地球温暖化対策のみならず、人口減少や少子高齢化への対応、地域経済の活性化等、様々な社会経済的な課題を抱えていることから、これらの課題を複合的に解決していくことが求められています。本町においても、地球温暖化対策と併せて地域の諸課題を解決することを念頭に施策を推進し、SDGs への貢献、住民の「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現を目指します。

図5-1 「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現イメージ



5-3 温室効果ガス削減目標

国の「地球温暖化対策計画」では、中期目標として「令和12(2030)年度において、温室効果ガスを平成25(2013)年度から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向け、挑戦を続けていく」旨が示されています。

また、県の「第四次宮崎県環境基本計画」では、国の目標を上回り、「令和12(2030)年度に平成25(2013)年度比で50%削減」する旨が示されています。

第4章における温室効果ガス排出量の推計結果及び県の目標を踏まえ、本町における温室効果ガス削減目標を以下のとおり定めます。

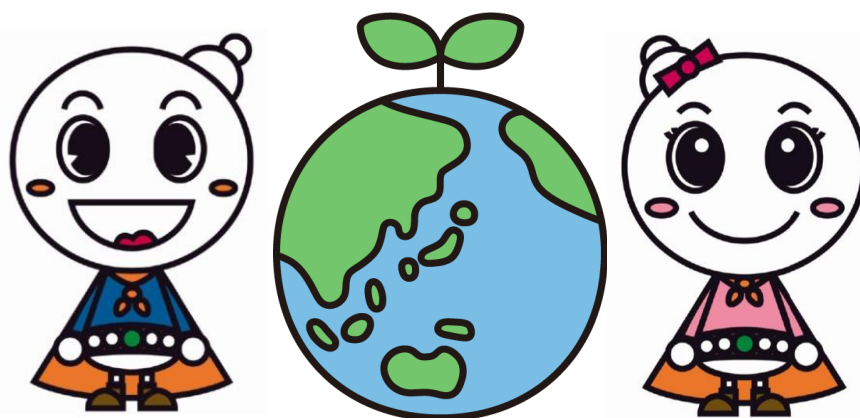
しかし、本町は令和5(2023)年12月半導体製造企業との立地協定を結んだことから、産業部門における温室効果ガス排出量増加が予測されます。今後の産業の活性化に伴い、中期目標である令和12(2030)年度の二酸化炭素排出量を平成25(2013)年度比で59%削減とする削減目標数値や、再生可能エネルギー導入目標数値の見直しを必要に応じて検討します。

温室効果ガス削減目標(中期目標)

令和12(2030)年度の町内における二酸化炭素排出量について、
平成25(2013)年度比で59%削減します。

温室効果ガス削減目標(長期目標)

令和32(2050)年度までのできるだけ早期に
二酸化炭素排出量実質ゼロの実現を目指します。



5-4 再生可能エネルギー導入目標

前述の温室効果ガス削減目標達成とともに、町内におけるエネルギー需要を再生可能エネルギーで賄うことでエネルギーの地産地消による地域経済の活性化を目指すため、以下のとおり再生可能エネルギー導入目標を設定しました。

再生可能エネルギー導入目標（中期目標）

令和12(2030)年度導入目標(電気) : 22,884 MWh/年
令和12(2030)年度導入目標(熱) : 1,811 GJ/年

再生可能エネルギー導入目標（長期目標）

令和32(2050)年度導入目標(電気) : 410,407 MWh/年
令和32(2050)年度導入目標(熱) : 32,377 GJ/年

表5-1 再生可能エネルギー導入目標の内訳（電気）

エネルギー種別	2030年度 導入目標 (MWh/年)	2050年度 導入目標 (MWh/年)	2050年度の実現イメージ
太陽光 (建物系)	1,019	18,212	今後見込まれる新築の戸建て住宅等の建築物と、新耐震基準を満たす既存建物の30%に太陽光が利用されている。
太陽光 (土地系)	21,865	390,947	本町における導入ポテンシャルの62%に相当する再生可能エネルギーが導入されている。
風力	—	—	ステークホルダー間の合意形成や設備整備の期間などを考慮しながら導入を検討する。
中小水力	—	—	ステークホルダー間の合意形成や設備整備の期間などを考慮しながら導入を検討する。
木質バイオマス 発電	0	1,248	民有林の未利用材の10%を活用する発電設備が設置されている。
合計	22,884	410,407	—

表5-2 再生可能エネルギー導入目標の内訳(熱)

エネルギー種別	2030年度 導入目標 (GJ/年)	2050年度 導入目標 (GJ/年)	2050年度の実現イメージ
太陽熱	1,811	32,377	今後見込まれる新築の戸建て住宅等の建築物と、新耐震基準を満たす既存建物の30%に太陽熱が利用されている。
合計	1,811	32,377	—



国富町役場でのエネルギーマネジメントシステム導入



国富町役場は、出光興産・日本ユニシス・スマートドライブと提携し、車両管理システムと連携したエネルギーマネジメントシステムの構築と実証実験を行い、同システムを導入しました。ソーラーカーポートをはじめとしたシステム機器を用いて、車両の予約情報や走行データを活用したEV車両の充放電計画の最適化、停電時の電力供給を考慮した蓄電池・EVの充電残量抑制などを実施しています。

エネルギーコストや環境負荷の低減と、災害時のレジリエンス向上につながるシステムを構築し、再生可能エネルギーの導入・モビリティの電動化によるエネルギーの脱炭素化促進・災害時のレジリエンス向上に資するサービスの構築を推進しています。

実証・導入機器

- ・ソーラーカーポート 1 式
- ・EV 充放電器 2 台
- ・EV 充電器 1 台
- ・蓄電池 2 台
- ・公用車 EV3 台
- ・エネルギーマネジメント用 Gateway 機器 1 式
- ・SmartDrive Fleet 用車載デバイス 3 台



EV 充放電器に接続された公用車



ソーラーカーポートに設置した充放電器から充電を行う公用車 EV

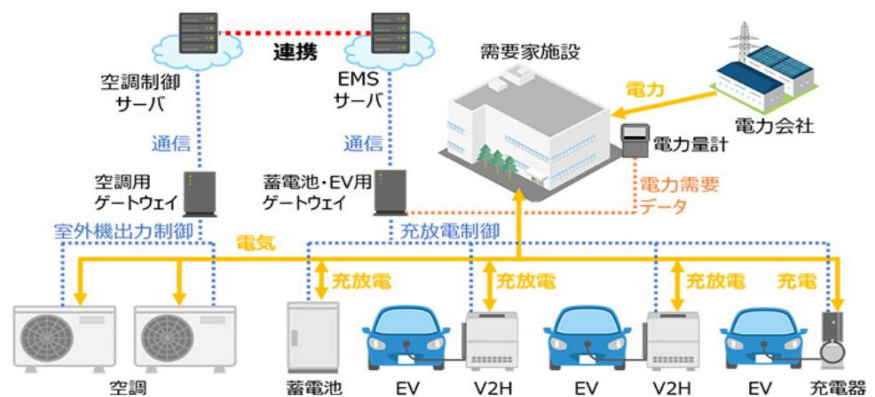
出典:国富町ホームページ

実証・導入内容

- ①車両の予約情報・走行データを活用した、EV 稼働状態予測に基づく充放電計画の最適化
- ②太陽光発電、EV・蓄電池等の分散型電源の特性を踏まえた複合制御による電力のピークカット
- ③停電時の電力供給を考慮した、蓄電池・EV の充電残量制御
- ④EV 導入・太陽光発電システムからの電力供給による CO₂排出削減
(年間約 4,800 kg-CO₂)
- ⑤EV シフトを見据えた、車両の移動データ・電力データの統合可視化



空調制御機能器を取り付けた空調室外機



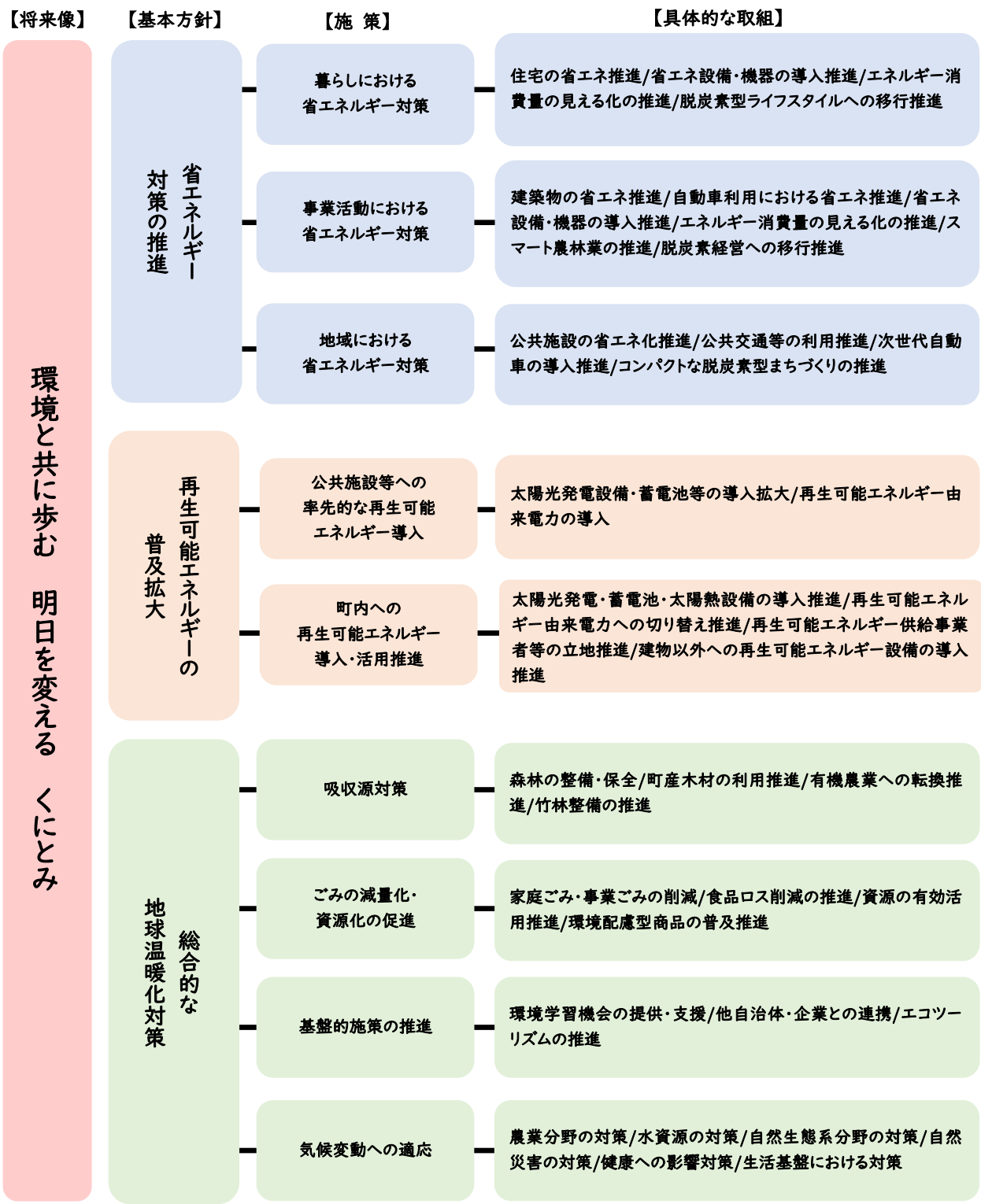
蓄電池・EV の充放電と空調の連携制御イメージ

出典:出光興産株式会社

第6章
目標達成に向けた施策

6-1
施策の体系図

貢献する SDGs



6-2 施策の推進

本計画の目標実現に向けた施策について、基本方針ごとに具体的な取組を示します。

行政が旗振り役となり、率先して施策を推進するとともに、住民・事業者と協働し、一丸となって脱炭素化を進めます。

基本方針 | 省エネルギー対策の推進

貢献する SDGs



私たちの日常生活に欠かすことのできない電気・ガス等はもちろん、現代社会の基礎になっている運輸・通信等はすべてエネルギーを利用しています。脱炭素に向けて、まずはエネルギー消費量を減らす、いわゆる省エネルギー対策を推進し、温室効果ガスの大部分を占めるエネルギー起源の二酸化炭素排出量を削減する必要があります。

省エネルギー対策には、こまめに電源を切るなどの身近な取組から、省エネタイプの設備・機器を導入するといった費用がかかるものまで幅広くあります。

まずは、一人一人が省エネルギー対策を意識し、できることから実践することが大切です。



施策 | 暮らしにおける省エネルギー対策



省エネルギー性能に優れた新築住宅・リフォームの普及を進めます。

また、適切な省エネ手法についての情報提供や支援を行い、各家庭においてエネルギーの見える化を図り、二酸化炭素排出量を把握することでエネルギー消費の少ないライフスタイルへの転換を促進します。

町の取組	内容
住宅の省エネ推進	既存の住宅や建築物の高気密化・高断熱化等の省エネルギー化について、普及啓発を行い、改修支援（補助金等の交付）を検討します。 新築の住宅における ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の普及啓発を行います。 また、省エネ建築物に係る普及啓発を行い、支援（補助金等の交付）を検討します。
省エネ設備・機器の導入推進	高効率換気空調設備・高効率照明機器・高効率給湯器・コージェネレーション等の省エネ性能の高い設備・機器の導入について、情報提供や普及啓発を行います。 町ホームページ等を通じ、県の「省エネ家電購入応援キャンペーン」等の情報提供や導入支援（補助金等の交付）を検討します。
エネルギー消費量の見える化の推進	各家庭においてのエネルギー消費量を知り、対策を講じることを促すため、EMS（エネルギーマネジメントシステム）の情報提供を行うとともに、二酸化炭素排出量の見える化を図ります。
脱炭素型ライフスタイルへの移行推進	脱炭素型ライフスタイルへの変革に向け、「デコ活」や「家庭エコ診断」等の普及啓発を行います。

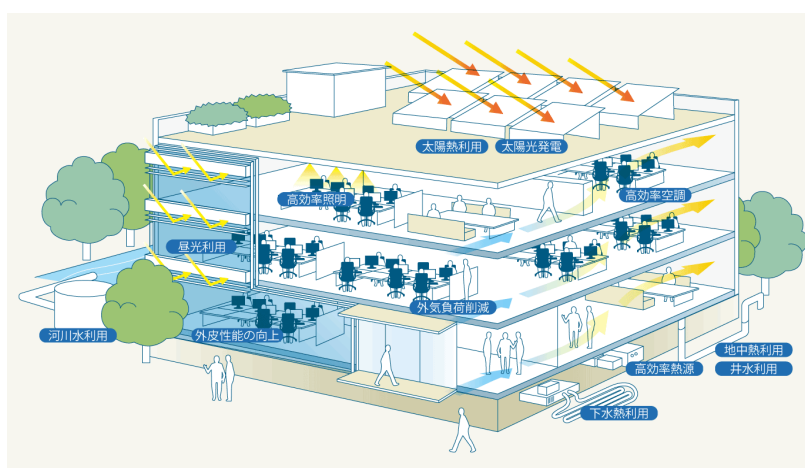
施策2 事業活動における省エネルギー対策



事業者に対して、情報提供・普及啓発を行うことにより、省エネ性能に優れた建築物の普及を推進し、エネルギー使用量の把握や省エネルギー性能の高い設備・機器の自主的かつ計画的な導入を促進します。

また、ICT やロボット技術等の導入による事業活動等の省力化・効率化の取組について、普及啓発を行います。

町の取組	内容
建築物の省エネ推進	既存の建築物の高気密化・高断熱化等の省エネルギー化について、普及啓発を行い、改修支援（補助金等の交付）を検討するとともに、新築の建築物における ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の普及啓発を行います。
自動車利用における省エネ推進	次世代自動車の導入・移行促進や、環境負荷の軽減に配慮したエコドライブについての普及啓発を行います。業務時間外に社用車を貸し出すカーシェアリング等の取組みについて情報提供を行います。
省エネ設備・機器の導入推進	高効率給湯器の情報提供・普及促進に対する支援や、高効率換気空調設備・高効率照明機器・コージェネレーション等の省エネ性能の高い設備・機器の導入について、普及啓発を行います。
エネルギー消費量の見える化の推進	エネルギー消費量を知り、対策を講じることを促すため、EMS（エネルギーマネジメントシステム）の情報提供を行うとともに、二酸化炭素排出量の見える化を図ります。
スマート農林業の推進	本町の基幹産業である農林業のスマート化を促すため、ヒートポンプ等の省エネ農業機械・ICT機器導入の情報提供や、環境制御技術の構築に向けた取組事例等の情報提供を行います。
脱炭素経営への移行推進	脱炭素経営への移行を促進するため、先行企業の取組や、二酸化炭素排出量の把握、削減目標・計画策定に関する情報提供を行います。



出典：経済産業省資源エネルギー庁省エネポータルサイト「ZEB に関する情報公開について」

図6-1 ZEB のイメージ図

施策3 地域における省エネルギー対策



町の実情に応じて、公共交通体系の構築を推進します。公共交通機関等の利便性の向上を図り、普及啓発を行うことで町民の利用を促進します。自動車交通における環境負荷の低減や、蓄電・給電機能の活用等社会的価値にも着目し、EV・FCV・PHEV への転換、国等の制度の活用によるインフラ整備を推進します。

さらに、効率的な土地利用や交通流対策等によるコンパクトなまちづくりを推進します。

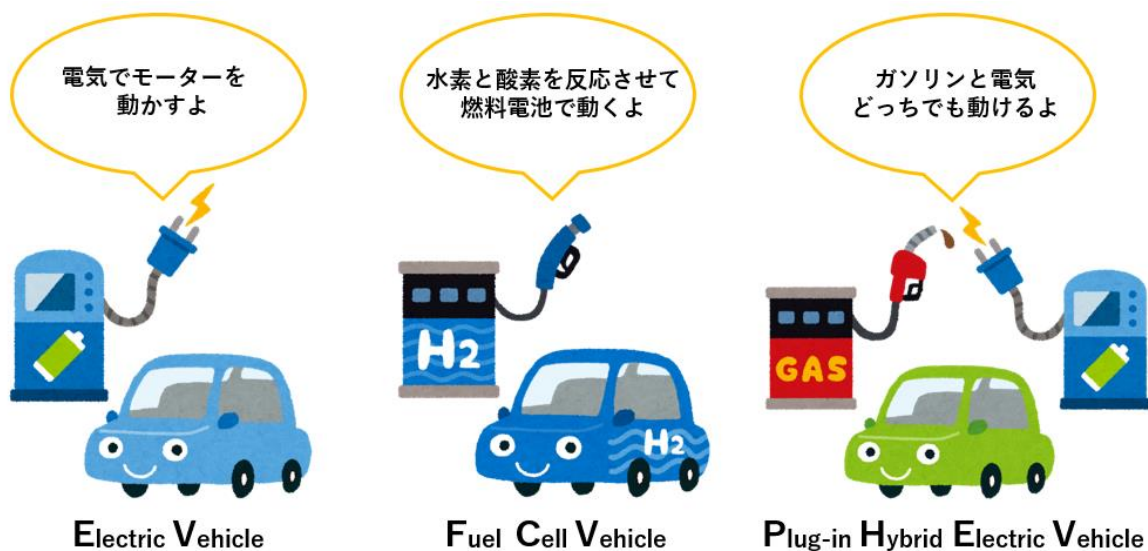
町の実施	内容
公共施設の省エネ化推進	公共施設への省エネ機器導入や、新築・改築時には環境に配慮した工事を実施し、ZEB・ZEH 化を推進します。
公共交通等の利用推進	交通空白地域解消を目指すなど、町内を運行するデマンド型乗合タクシーや町外にも運行している活き行きバスカード事業により、持続可能な地域交通体制の確立を推進するとともに、町民の利用促進について普及啓発を行います。
次世代自動車の導入推進	ZEV（ゼロ・エミッション・ビークル）等の次世代自動車の導入促進に向けた情報提供・普及啓発を行います。 また、導入支援の検討を行うほか、国等の制度の活用による充電・充填インフラ整備を促進します。
コンパクトな脱炭素型まちづくりの推進	「国富町立地適正化計画」の将来地域構造に基づき、適切な土地利用を推進し、歩いて暮らせるまちづくりなど、脱炭素型のコンパクトシティ化を図ります。



ZEV（ゼロ・エミッション・ビークル）とは



走行時に二酸化炭素などの排出ガスを出さない、電気自動車（EV）、燃料自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）などの総称です。ZEV の普及には、充電ステーションや水素ステーション、急速充電器などの社会インフラ整備が重要になります。



基本方針 | 省エネルギー対策の推進 における主体別の取組



町民 の取組

- 節電・節水を心がける。
- 冷暖房機器は適切な温度設定を行う。
- 住宅の新築・増改築時は、省エネルギー性能の高い建築に努める。
- 家庭エコ診断を受診し、省エネ機器の設置や暮らし方の見直し等を行う。
- 電化製品等を購入するときは、省エネルギー型のものを選択する。
- 外出時はできる限り公共交通機関を利用する。
- 自動車を購入する際は、ZEV を選択する。



事業者 の取組

- 節電・節水について、社員へ周知を行う。
- クールビズ・ウォームビズを推進し、適切な冷暖房温度の設定を行う。
- 事業所の新築・増改築時は、省エネルギー性能の高い建築に努める。
- 省エネ診断の受診や、行政の支援制度活用など、診断結果に基づく省エネ活動や省エネ改修を実践する。
- 機材や設備を購入するときは、省エネルギー型のものを選択する。
- 事業用自動車を購入する際は、ZEV を選択する。
- 会議のオンライン化など、WEB を活用し不要な出張などを抑える。
- 事業活動（通勤等）での移動の際は、できる限り公共交通機関を利用し、近くへの移動の場合は徒歩や自転車の利用を心がける。

基本方針2 再生可能エネルギーの普及拡大

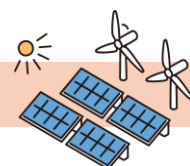
貢献する SDGs



省エネルギー対策によりエネルギー消費量を減らすことは重要ですが、私たちが生活を送る上で、エネルギー消費は必要不可欠です。

エネルギー源の大半を占める石油等の化石燃料は、燃焼時に二酸化炭素を排出しているため、必要となるエネルギーについては、温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーにより賄うことが脱炭素社会の実現につながります。

施策Ⅰ 公共施設等への率先的な再生可能エネルギー導入



再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、町が率先して公共施設等へ再生可能エネルギーの導入を行うとともに、災害時のレジリエンス強化やエネルギーの地産地消を推進します。

町の取組	内容
太陽光発電設備・蓄電池等の導入拡大	設置可能な公共施設に太陽光発電設備導入を推進します。 また、導入の際には国の補助事業や PPA モデル（第三者所有モデル）を活用し、自家消費型再生可能エネルギーの導入を目指します。
再生可能エネルギー由来電力の導入	「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）」に基づき、令和12（2030）年までに町で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とすることを目標とし、導入を推進します。



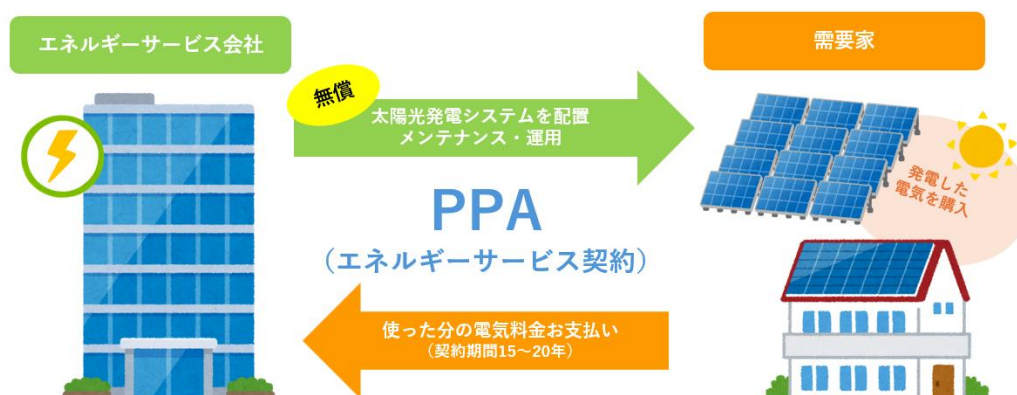
PPA モデルとは



事業者：企業・自治体が保有する施設の屋根や遊休地を借り、無償で発電施設を設置

企業・自治体：発電された電気を施設で使用 → 電気料金・CO₂排出削減

設備の所有は第三者（事業者または別の出資者）が持つ形となり、資産保有をすることなく再エネ利用が実現できます。





施策 2 町内への再生可能エネルギー導入・活用推進

住宅・事業所等へ再生可能エネルギー（電気・熱）を自家消費するための設備（太陽光発電・ペレットボイラー等）の導入を推進するため、普及啓発を行います。

また、町内事業者が発電事業や熱供給事業等に参入することを支援し、あわせて町外の事業者の誘致に努めます。

本町で生産された再生可能エネルギーは、町内で利用することを前提とした上で、余ったエネルギーの利用を希望する町外企業に対して情報提供等を行います。

町の取組	内容
太陽光発電・蓄電池・太陽熱設備の導入推進	太陽光発電設備の設置費に対する支援を推進するとともに、蓄電池及び太陽熱設備についても普及啓発を行います。 また、補助金等の支援策を検討することで、脱炭素とあわせて災害時のレジリエンス強化を図ります。
再生可能エネルギー由来電力への切り替え推進	太陽光や風力等で発電された再エネ由来電力の利用拡大のため、再エネ由来電力プランに関する普及啓発を行います。
再生可能エネルギー供給事業者等の立地推進	本町の再エネポテンシャルや遊休地の利活用事例等について、発電事業を行う町外事業者に対し情報提供や誘致に努めます。
建物以外への再生可能エネルギー設備の導入推進	荒廃農地への太陽光発電設備導入や、農地への営農型太陽光発電設備、農業用排水路等を利用した小水力発電設備等、土地への再生可能エネルギー導入を検討します。



営農型太陽光発電とは



一時転用許可を受け、農地に簡易構造・容易撤去可能な支柱を立て、上部空間に太陽光発電設備を設置し、営農を継続しながら発電を行う取組です。作業機械のサイズに合わせた高さ・幅の設備を設置するので、発電設備の下での機械作業も可能です。

従来の作物の販売収支に加え、発電電力の自家利用等による農業経営のさらなる改善が期待できます。



出典：農林水産省「営農型太陽光発電について」

基本方針 2 再生可能エネルギーの普及拡大 における主体別の取組



町民 の取組

- 太陽光発電システム・太陽熱利用システム・家庭用燃料電池・蓄電システム等の再生可能エネルギー設備を導入する。
- 電力契約を、再生可能エネルギーで作られた電気によるメニューに切り替える。
- 自動車を購入する際は、ZEV を選択する。



事業者 の取組

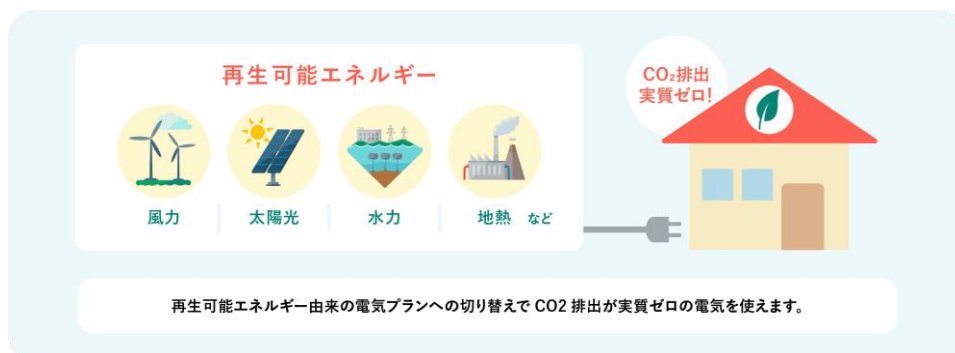
- 太陽光発電システム・太陽熱利用システム・燃料電池・蓄電システム等の再生可能エネルギー設備を導入する。
- 電力契約を、再生可能エネルギーで作られた電気によるメニューに切り替える。
- 事業用自動車を購入する際は、ZEV を選択する。



再生エネ電力プランとは



小売電気事業者が提供する再生エネ電気プランを選ぶことで、再生可能エネルギー由来の電気に切り替えられます。多くの小売電気事業者が太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーを電源としたプランを用意しています。再生可能エネルギー割合が100%のプランであれば、二酸化炭素排出量実質ゼロの電気となります。



出典:環境省「再エネスタート」

基本方針 3 総合的な地球温暖化対策

貢献する SDGs



省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入に限らず、脱炭素の早期実現に向け、本町における豊富な森林資源を活用した吸収源対策や廃棄物対策等、多様な手法を用いて地球温暖化対策を推進します。

また、すでに顕在化している、気候変動による影響に備える適応策を推進します。



施策 1 吸収源対策

本町の豊富な森林資源や、基幹産業である農業の農地を活用し、二酸化炭素排出量の削減とあわせて二酸化炭素を吸収する取組を推進します。

吸収源対策の推進として、森林の適切な整備による保全や、放置竹林の整備・竹畑化を促進することで、持続可能なまちづくりを行います。

町の取組	内容
森林の整備・保全	各補助事業の活用による再生林の推進や、人工造林・下刈・除伐・間伐等を実施するとともに、宮崎中央森林組合が実施する森林所有者への指導に対する経費の助成及び経営計画未策定者への意向調査を実施します。 また、林地台帳管理システムを通し、データの収集や台帳の整備・運用を継続します。
町産木材の利用推進	公共施設の木工事や木製品の導入の際、町産木材の利用を推進し、森林吸収量の増加に繋がります。 「木のぬくもりを感じる町づくり推進事業」等を通じ、保育施設への木製遊具の導入を行うなど、町産木材の魅力発信・生産向上を推進します。
有機農業への転換推進	農地土壌への炭素貯留を通じた吸収源対策の一環として、土壌への堆肥散布や緑肥導入など、土づくりを通じた有機物の継続的な施用を推進します。 また、町内の竹加工事業者との連携を行うなど、バイオ炭の施用についても推進を検討します。
竹林整備の推進	「竹林整備促進モデル実証事業」に基づき、竹林の間伐等による保全を実施し、さらに放置竹林の整備・解消・竹畑化を推進します。 また、竹林整備に必要な竹粉碎機の活用により、竹林整備を推進します。

施策 2 ごみの減量化・資源化の促進



廃棄物の発生や排出抑制の徹底を推進し、適正なりサイクルの促進や廃棄物の燃焼処理の抑制を図るため、情報提供・普及啓発を行います。

町の取組	内容
家庭ごみ・事業ごみの削減	家庭や事業活動に伴うごみの排出削減についての普及啓発を行います。 町の事務事業において、紙やプラスチック製品の使用削減を率先して行います。
食品ロス削減の推進	教育委員会との連携や、企業版ふるさと納税寄附の活用等を行い「食育」を推進し、家庭等における食品ロス削減の普及啓発を行います。 県内で営業する食品販売店・飲食店・宿泊施設等を対象に行われている「食べきり協力店」制度や「みやざき食べきり宣言プロジェクト」の情報提供を行います。
資源の有効活用推進	分別回収の徹底や、連携・協力事業者を通じ、資源の再利用を推進します。 町独自の取り組みである、家畜排せつ物と生ごみを同時処理し、堆肥化・製品化を行う地域循環型システム「国富町クリーンセンター」の運営を通し、ごみの資源化を推進します。
環境配慮型商品の普及推進	環境ラベル※が付いた商品等、環境配慮型商品購入促進のための普及啓発や、国・県が実施する省エネ設備導入補助事業等の情報提供を行います。 町においても、環境負荷の低減に資する物品の購入・使用を徹底して行います。

※環境ラベル：商品やサービスがどのように環境負荷低減に資するかを教えてくれるマークや目じるし



企業版ふるさと納税を活用した食育への取り組み



企業版ふるさと納税感謝状贈呈式と食育教室、給食交流会が7月4日(木)、本庄小学校で開かれ、町内産宮崎牛のサーロイン肉75kgを給食用として提供いただいた(株)九州パール紙工の坂本正光代表取締役社長へ中別府尚文町長から感謝状が手渡されました。本町初となる物品による企業版ふるさと納税は、食品包材資材などを製造・販売する同社と関わりのある(株)ミヤチク(船ヶ山祐二代表取締役社長)などが協力し実現。坂本社長は「お世話になっている宮崎に還元したいという思いがありました。子どもたちの健やかな成長と国富町の発展を祈っています」とあいさつしました。



まちの話題クローズアップ×給食PhotoReport

地産地消の給食、町内産宮崎牛に舌鼓

出典：「広報くにとみ」2024年8月号(No.608)



施策 3 基盤的施策の推進

環境学習の推進として、学校や地域・家庭・職場等の様々な場所で、再生可能エネルギーや森林資源の豊かさ、それを活かす取組について多様な学習機会の提供に努めます。

合意形成・意識醸成を図るとともに、町民や来訪者に向けたエコツーリズムを展開するなど、地域資源を活かし、地域経済を活性化させる取組を進めます。

他自治体や企業との連携については、本町の取組について多様な情報発信に努めるほか、都市部等への再生可能エネルギー供給を契機として、本町と都市部の間で「ヒト・モノ・カネの循環」を創出し、町内への経済効果を誘導します。

町の取組	内容
環境学習機会の提供・支援	町の「国富町教育振興基本計画」に基づく各年度の教育基本方針や、県の「循環型社会を実現する環境教育推進事業」等を通じ、小中学校における環境学習を推進します。 また、町のホームページや広報誌を活用し、国などの環境学習コンテンツの情報提供を行います。
他自治体・企業との連携	エネルギーや資源の地産地消を前提とした上で、町外への供給可能性を模索し、経済活性化や地域循環共生圏の確立の実現を目指します。
エコツーリズムの推進	町全体を屋根のない博物館と捉え、町に点在する歴史・文化・自然等の資源を来訪者が歩いて巡る「フィールドミュージアム構想」を推進します。町内外に対し本事業の情報発信を行い、フィールドミュージアムミステリーツアーの企画など、観光と物産・地域経済の活性化・交流人口増加に繋がります。



国富町フィールドミュージアム構想とは



本町には本庄古墳群や森永の化石群などの史跡や、法華獄公園をはじめとした豊かな自然環境を楽しめる観光資源があります。

地域資源を生かした観光開発、国富らしさを生かしたエコツーリズムを推進するため「魅力ある価値の創出」を基本目標として「国富町フィールドミュージアム」の構想を展開しています。



出典：ミヤザキイーブックス「国富町フィールドミュージアム」

施策 4 気候変動への適応



地球温暖化によって起こる気候変動の影響に対応していくために、農林業・水資源・自然生態系・自然災害・健康・生活基盤の各分野において対策を実施するとともに、引き続き気候変動が本町にもたらす影響についてモニタリングを行います。

町の取組	内容
農業分野の対策	気候変動による気温上昇や台風発生に備え、国や県をはじめとした研究機関等からの情報を収集し、耐暑性・耐倒伏性を持つ品種等に関する情報提供や、農作物に悪影響を与える病害虫に関する情報の収集・対策の検討を進めます。 また、飼育・栽培施設の耐候性の向上や、換気・遮光の適切化などによる高温対策を検討します。
水資源の対策	渇水時や水利用ピーク時の安定供給のため、「広報くにとみ」や町ホームページなどを活用して節水を呼びかけます。農業においては「ため池整備事業」を通じて農業用ため池の適切な整備を継続し、安定した農業用水の供給を推進します。 また、計画的な水質調査の実施を継続し、結果をホームページ上で公表するなど、情報提供を行います。
自然生態系分野の対策	高温や乾燥ストレスによるスギやヒノキの成長低下の度合いに応じて、適切な系統への品種転換を検討するとともに、間伐の実施などにより森林の保全を推進します。 地域の生物多様性を保全するため、町民への外来生物の周知活動や、「国富町鳥獣被害防止計画」に基づく被害防止施策の推進、防除や捕獲に関する支援を行います。
自然災害の対策	「国富町国土強靱化地域計画」に基づいた防災・減災に資する施策を推進します。 県や電力会社からの情報を収集し、町ホームページなどを活用して防災講座開催情報や災害時に役立つ情報の提供を行います。 また、災害発生時には「国富町防災マップ」や「国富町防災情報メール」等による、避難情報や災害情報などの提供を行います。携帯電話・スマートフォンの電波の入りにくい世帯、または高齢世帯で電子メール受信が困難な世帯に対しては、防災行政無線戸別受信機の設置を行います。
健康への影響対策	熱中症予防に関するリーフレット等の配布、町ホームページへの掲載による普及啓発や、暑熱による住民の健康被害防止のため、クーリングシェルター（指定暑熱避暑施設）の適切な運用・整備を推進します。
生活基盤における対策	安全な水の供給を推進するため、水安全計画の策定を検討します。 また、水害や土砂災害発生時の孤立集落の発生低減や交通麻痺を防ぐため、「国富町立地適正化計画」に基づき、各エリアを公共交通でつなぐ災害に強いコンパクトシティを目指し計画を推進します。 市街地においては、環境負荷の軽減を資する緑化の推進や省エネルギー推進による人工排熱の低減に取り組みます。

基本方針 3 総合的な地球温暖化対策 における主体別の取組



町民 の取組

- 森林整備や植林活動などのボランティア活動に参加する。
- 住宅の新築・改築時には、町産木材を利用する。
- 不用となった製品は、資源の集団回収・フリーマーケット等を活用し、再使用・再利用する。
- 買い物や外食の際は、食べきれる量を購入・注文する。
- 町産の食材を積極的に家庭に取り入れ、地産地消を心がける。
- 環境関係の講演会・講座・環境イベント等に参加する。
- 自分の地域の洪水ハザードマップや防災拠点等を確認しておく。
- エアコンの適切な使用や、暑い日の行動抑制等、熱中症対策をする。
- こまめな節水・節電を行う。



事業者 の取組

- 素材生産者を中心に、町産木材の安定供給ができる体制を構築する。
- 住宅設計、施工関係事業者は、町産木材の利用を積極的に検討する。
- 事業所や店舗の新築・改築の際は、構造の木造化や町産木材の利用を検討する。
- 資源とごみを分別し、適正排出を行う。
- 消費期限に応じた値引きや適正な発注を行い、食品ロスの削減に努める。
- 明細や資料のペーパーレス化を図るなど、用紙類の削減を行う。
- 生産・流通・販売時のプラスチックの使用抑制や、過剰包装の抑制を行う。
- 自らが実施する地球温暖化対策について、その取組を広く周知し、町民や他の事業者への意識啓発につなげる。
- 職場全体で環境問題や地球温暖化問題に関心を持ち、行政が提供している環境学習教材等を利用した社員への環境教育を行う。
- サマータイム制度を取り入れるなど、従業員の熱中症対策を行う。
- リモートワークやオンライン会議を活用し、不要な移動を抑える。



第7章 計画の推進体制・進捗管理

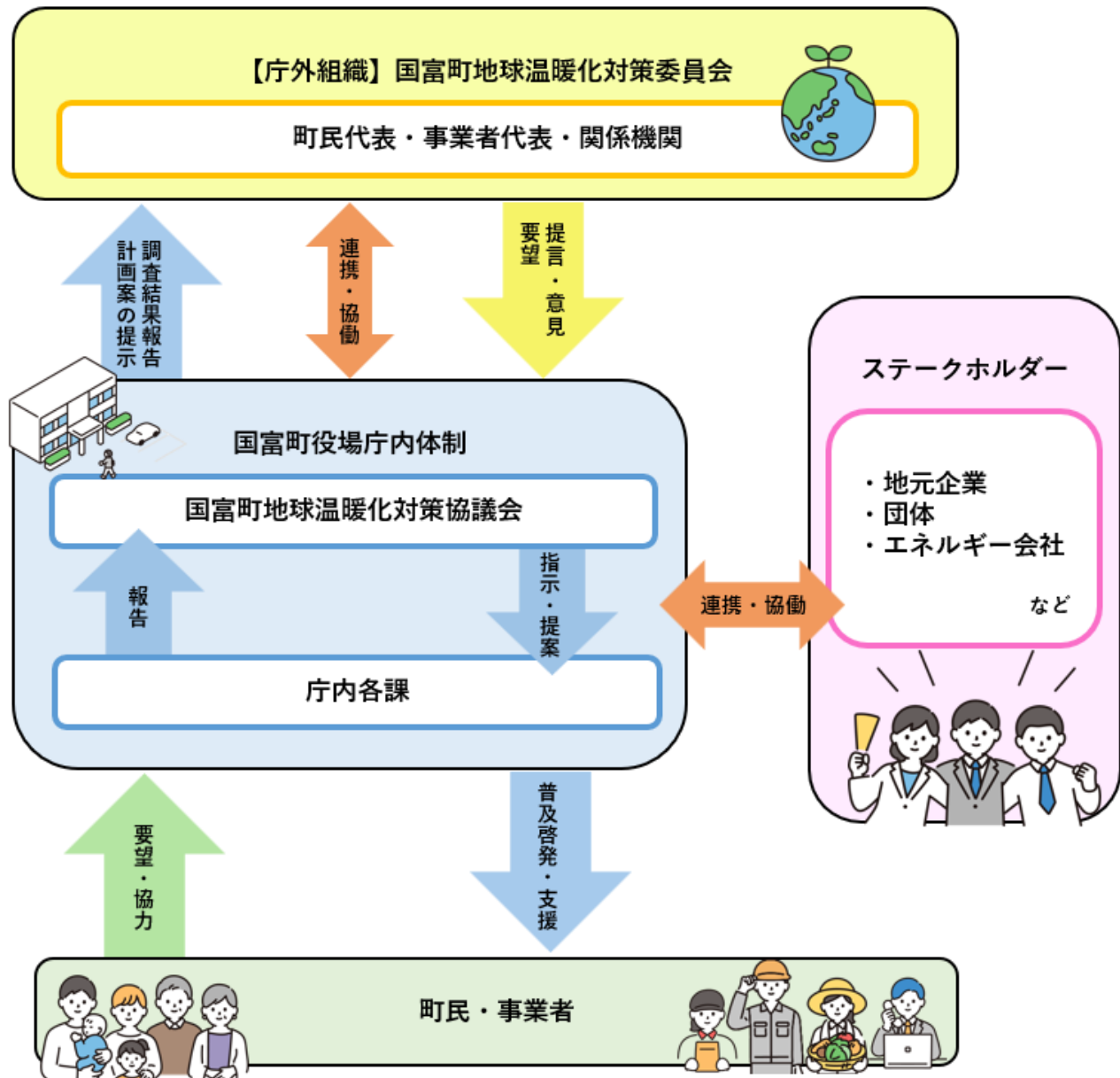
7-1 推進体制

計画の推進にあたっては、国・県・他自治体・町民・事業者等の様々な主体と連携・協働を行い、一丸となって将来像の実現を目指します。

計画を着実に推進するため、図7-1に示すように町民・事業者・関係機関で組織する「国富町地球温暖化対策委員会」を設置し、計画の進捗状況を毎年度報告・評価します。結果については町のホームページ等で公表を行い、町民・事業者等に広く周知することで、各主体の行動変容を促します。

また、進捗状況の評価結果を踏まえ、庁内横断的組織である「国富町地球温暖化対策協議会」において新たな施策や事業の拡充を検討します。

図7-1 計画の推進体制



7-2 計画の進捗管理

計画の進捗管理にあたっては、計画（Plan）・実行（Do）・点検・評価（Check）・見直し（Action）のPDCAサイクルに基づき、毎年度区域の温室効果ガス排出量について把握するとともに、その結果を用いて計画全体の目標に対する達成状況や課題の評価を実施します。

評価結果を踏まえ、計画期間中にあっても、計画の改善や見直しを継続的に図ることで、将来像やゼロカーボンシティの実現につなげます。

図 7-2 PDCA サイクル





資料編

Ⅰ 国富町地球温暖化対策実行計画策定委員会

委員名簿

会長・副会長以下五十音順

	氏名(敬称略)	所属等	委員会役職
1	川 越 修	国富町商工会長	会長
2	近 藤 智 子	国富町議会 総務厚生常任委員長	副会長
3	壺 岐 さおり	宮崎県環境森林部環境森林課長	
4	壺 岐 富美雄	宮崎中央森林組合 代表理事組合長	
5	市 来 誠	宮崎県農業協同組合 宮崎中央地区本部 国富支店長	
6	河 野 芳 満	国富町区長会長	
7	郡 弘	国富町農業委員会長	
8	佐々木 克 仁	ラピスセミコンダクタ株式会社 宮崎第二工場 統括部長	
9	濱 砂 照 代	国富町婦人団体連絡協議会長	
10	平 野 達 久	株式会社宮崎銀行 国富支店長	

2 国富町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定経過

(1) 国富町地球温暖化対策実行計画策定委員会の開催状況

開催日	審議内容
令和6年9月30日(月)	国富町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定方針、 基礎調査結果の報告(書面)
令和6年11月14日(木)	計画書素案の検討、目標達成に向けた施策の検討
令和6年12月25日(水)	計画書最終案の確認

(2) パブリックコメントの実施結果

実施期間	令和6年11月25日(月)~12月10日(火)
周知方法	国富町のホームページ、広報くにとみ
閲覧場所	国富町のホームページ、町民生活課窓口
結果	提出人数1人、提出件数1件

3 国富町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）住民アンケート概要

住民アンケートの概要と回答者年代の内訳

アンケート期間	令和6年9月9日(月)～9月27日(金)	回答年代	回答数	割合
調査対象	住民基本台帳から無作為抽出した 18歳以上の住民1,100名	10代	6	1%
調査方法	二次元バーコードを貼付した調査票を 郵送にて配布 WEB上と紙媒体のいずれかで回収	20代	17	4%
回答数・回答率	WEB回答 195件 紙媒体回答 298件 回答率 44.8%	30代	48	10%
		40代	81	16%
		50代	105	21%
		60代	154	31%
		70代以上	78	16%
		回答なし	4	1%
		合計	493	100%

4 国富町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）事業者アンケート概要

事業者アンケート概要と回答業種の内訳

アンケート期間	令和6年9月9日(月)～9月27日(金)
調査対象	国富町内事業者 300社
調査方法	二次元バーコードを貼付した調査票を郵送にて配布し、WEBにて回収
回答数・回答率	90件・30%

回答業種	回答数	割合
農業・林業・水産業	7	8%
鉱業・採石業	0	0%
建設業	19	21%
製造業	16	18%
電気・ガス・熱供給・水道業	7	8%
情報通信業	1	1%
運輸業、郵便業	2	2%
卸売業、小売業	14	16%
金融業、保険業	0	0%
不動産業、物品賃貸業	3	3%
学術研究、専門・技術サービス業	1	1%
宿泊業、飲食サービス業	0	0%
生活関連サービス業、娯楽業	2	2%
教育、学習支援業	1	1%
医療、福祉	9	10%
複合サービス業	0	0%
サービス業（他に分類されないもの）	4	4%
その他	4	4%
合計	90	100%

5 二酸化炭素排出量の算定方法

第4章に記載の二酸化炭素排出量の推計に係る算定方法を示します。

(1) 現状の二酸化炭素排出量の算定方法

本計画では、環境省により毎年公表されている「自治体排出量カルテ」の温室効果ガス排出量のデータを用いて現状の二酸化炭素排出量を算定しています。「自治体排出量カルテ」による二酸化炭素排出量の算定対象部門、算定方法の概要は、以下のとおりです。

自治体排出量カルテによる部門別算定方法

部門	算定方法
産業部門 (製造業)	製造業から排出される CO ₂ は、製造業の製造品出荷額等に比例すると仮定し、都道府県の製造品出荷額等当たり炭素排出量に対して、市区町村の製造品出荷額等を乗じて推計 <推計式> $\text{市区町村の CO}_2\text{排出量} = \text{都道府県の製造業炭素排出量} / \text{都道府県の製造品出荷額等} \times \text{市区町村の製造品出荷額等} \times 44 / 12$
産業部門 (建設業・鉱業)	建設業・鉱業から排出される CO ₂ は、建設業・鉱業の従業者数に比例すると仮定し、都道府県の従業者数当たり炭素排出量に対して、市区町村の従業者数を乗じて推計 <推計式> $\text{市区町村の CO}_2\text{排出量} = \text{都道府県の建設業・鉱業炭素排出量} / \text{都道府県の従業者数} \times \text{市区町村の従業者数} \times 44 / 12$
産業部門 (農林水産業)	農林水産業から排出される CO ₂ は、農林水産業の従業者数に比例すると仮定し、都道府県の従業者数当たり炭素排出量に対して、市区町村の従業者数を乗じて推計 <推計式> $\text{市区町村の CO}_2\text{排出量} = \text{都道府県の農林水産業炭素排出量} / \text{都道府県の従業者数} \times \text{市区町村の従業者数} \times 44 / 12$
業務その他部門	業務その他部門から排出される CO ₂ は、業務その他部門の従業者数に比例すると仮定し、都道府県の従業者数当たり炭素排出量に対して、市区町村の従業者数を乗じて推計 <推計式> $\text{市区町村の CO}_2\text{排出量} = \text{都道府県の業務その他部門炭素排出量} / \text{都道府県の従業者数} \times \text{市区町村の従業者数} \times 44 / 12$
家庭部門	家庭部門から排出される CO ₂ は、世帯数に比例すると仮定し、都道府県の世帯当たり炭素排出量に対して、市区町村の世帯数を乗じて推計 <推計式> $\text{市区町村の CO}_2\text{排出量} = \text{都道府県の家庭部門炭素排出量} / \text{都道府県の世帯数} \times \text{市区町村の世帯数} \times 44 / 12$
運輸部門 (自動車)	運輸部門(自動車)から排出される CO ₂ は、自動車の保有台数に比例すると仮定し、全国の保有台数当たり炭素排出量に対して、市区町村の保有台数を乗じて推計 <推計式> $\text{市区町村の CO}_2\text{排出量} = \text{全国の自動車車種別炭素排出量} / \text{全国の自動車車種別保有台数} \times \text{市区町村の自動車車種別保有台数} \times 44 / 12$
一般廃棄物	一般廃棄物から排出される CO ₂ は、市区町村が管理している一般廃棄物焼却施設で焼却される非バイオマス起源の廃プラスチック及び合成繊維の量に対して、排出係数を乗じて推計 環境省「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver4.8)」(令和4年1月)に基づき、プラスチック類比率には排出係数「2.77(t-CO ₂ /t)」、全国平均合成繊維比率には排出係数「2.29(t-CO ₂ /t)」を乗じて推計 <推計式> $\text{市区町村の CO}_2\text{排出量} = \text{焼却処理量} \times (1 - \text{水分率}) \times \text{プラスチック類比率} \times 2.77 + \text{焼却処理量} \times \text{全国平均合成繊維比率} (0.028) \times 2.29$

(2) 二酸化炭素排出量の将来推計（現状すう勢（BAU）ケース）

現状すう勢ケースにおける二酸化炭素排出量は、環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」に基づき、二酸化炭素排出量が現状年と目標年の活動量の変化率のみに比例すると仮定して推計を行いました。（BAU 排出量＝現状年排出量×目標年活動量÷現状年活動量）

なお、目標年の活動量の推計は以下に示す方法で部門別に推計しています。

部門別の活動量の推計方法

部門		推計方法
産業部門	製造業	製造品出荷額について、平成24（2012）年度から令和3（2021）年度の10年間のデータを基に、令和12（2030）年度、令和32（2050）年度の製造品出荷額を予測
	建設業・鉱業	従業者数について、平成21（2009）年度から令和6（2024）年度※の16年間のデータを基に、令和12（2030）年度、令和32（2050）年度の従業者数を予測
	農林水産業	従業者数について、平成21（2009）年度から令和6（2024）年度※の16年間のデータを基に、令和12（2030）年度、令和32（2050）年度の従業者数を予測
家庭部門		世帯数について、平成24（2012）年度から令和3（2021）年度の10年間のデータを基に、令和12（2030）年度、令和32（2050）年度の世帯数を予測
業務その他部門		従業者数について、平成21（2009）年度から令和6（2024）年度※の16年間のデータを基に、令和12（2030）年度、令和32（2050）年度の従業者数を予測
運輸部門	自動車	自動車保有台数について、平成24（2012）年度から令和3（2021）年度の10年間のデータを基に、令和12（2030）年度、令和32（2050）年度の自動車保有台数を予測
廃棄物		一般廃棄物の焼却に伴う二酸化炭素排出量について、平成24（2012）年度から令和3（2021）年度の10年間のデータを基に、令和12（2030）年度、令和32（2050）年度の二酸化炭素排出量を予測

※経済センサス活動調査により、5年ごとの数値更新であるため、令和6（2024）年度までは令和2（2020）年度と同数値で推移すると仮定。

6 再生可能エネルギー導入目標の設定方法

「3-8 再生可能エネルギーの導入状況と導入ポテンシャル」において算出した、再生可能エネルギーの導入ポテンシャルを踏まえ、令和32（2050）年度の目標値を算出しました。

なお、風力発電・中小水力発電については、ポテンシャル存在位置が町北部八代地区の山間部であるため導入困難と判断し、導入目標としては掲げずに今後のステークホルダー間の合意形成や設備の整備の期間等を考慮しながら導入を検討します。

(1) 再生可能エネルギー2050年度導入目標の設定

再生可能エネルギー導入目標の設定（電気）

再生可能エネルギー種別	発電量ポテンシャル（MWh/年）	実現率設定の考え方	2050 年度導入目標	
			（MWh/年）	（kW）
太陽光発電（建物系）	196,412	今後見込まれる、新築及び新耐震基準を満たす既存建物の約30%の戸建て住宅等の屋根に太陽光発電が設置されている。	18,212	15,175

太陽光発電 (土地系)	631,132	導入ポテンシャル(設置可能な土地)の約62%に太陽光発電が設置されている。	390,947	295,554
風力発電	39,373	—	—	—
中小水力発電	20,486	—	—	—
バイオマス発電	1,248	ポテンシャルの100%が導入されている。(民有林の未利用材の10%活用)	1,248	178
合計			410,407	310,907

再生可能エネルギー導入目標の設定(熱)

再生可能 エネルギー種別	発電量 ポテンシャル (GJ/年)	実現率設定の考え方	2050年度導入目標 (GJ/年)
太陽熱	148,778	今後見込まれる、新築及び新耐震基準を満たす既存建物の約30%の戸建て住宅等の建物で太陽熱が利用されている。	32,377
合計			32,377

(2) 実現率設定の詳細

ア 太陽光発電(建物系)・太陽熱

国富町の平成23(2011)年度から令和4(2022)年度までの12年間の新築着工実績から、2050年度までに建築される将来新築見込みを2,508戸としました。既存の新耐震基準を満たす戸数の総計4,130戸と、将来新築見込み2,508戸の30%の建物の屋根に住宅太陽光システムを設置すると想定し、導入目標を設定しました。

	1戸あたりの供給エネルギー	目標設置戸数	発電目標量
太陽光(建物系)	4.860(MWh/年)※1	3,747戸	18,212(MWh/年)
太陽熱	2.4(MWh/年)※2	3,747戸	32,377(GJ/年)

※1 住宅太陽光システム(平均)4kW×太陽光発電システム1kWあたりの年間発電量1,215kWh

※2 太陽熱集熱パネル面積(平均)4㎡×単位面積あたり供給エネルギー600kWh/㎡

イ 太陽光発電(土地系)

2050年に温室効果ガス排出量基準年度比100%削減を達成するために必要な再生可能エネルギー導入量を算出し、REPOSで導入ポテンシャルが確認できた耕地等の土地に太陽光発電設備を設置すると想定し、導入目標を設定しました。

ただし、この数値は今後の技術革新による発電効率向上や、電気契約を再エネプランに移行することなどにより大きく変動すると推測されます。

導入目標	設備容量※1 (定格出力)	※2 必要パネル数	※3 パネル設置総面積	国富町総面積に対する 太陽光面積割合
390,947(MWh/年)	295,554(kW)	738,515枚	1,516,688㎡	1.16%

※1 導入目標÷太陽光発電(10kW以上)の設備利用率0.151×年間時間8,760

※2 パネル1枚あたりの発電出力(kW)÷設備容量(定格出力)

※3 必要パネル数×パネル1枚あたりの面積2.0537㎡(環境省令和3年度再エネ導入ポテンシャルに係る情報活用及び提供方策検討等調査委託業務報告書より)

ウ バイオマス発電

3-8 ⑤木質バイオマス発電及び熱利用の導入ポテンシャルをご参照ください。

7 気候変動の将来予測及び影響評価

(1) 将来予測される影響

国の気候変動影響評価報告書や県の気候変動適応計画を基に、気候変動が21世紀末(2100年頃)に本町へ及ぼす影響について分野ごとに整理を行いました。

ア 農業・林業

項目	予測される影響
農業	今後も、農作物の生育障害や品質低下、病害虫の発生増加や害虫の種類の変化等による農作物被害の増加、拡大が懸念される。

イ 水環境・水資源

項目	予測される影響
水資源	・公共用水域の水温上昇による水質の悪化が懸念される。 ・少雨化・降水量の変動幅の増大により、渇水の深刻化が懸念される。

ウ 自然生態系

項目	予測される影響
陸域生態系	暖温帯林の構成種の多くは、分布適域が高緯度、高標高域へ移動し、分布適域が拡大することが予測される。
その他	今後、気候変動の進行に伴い、植生や野生生物の生育・生息域の分布の変化等が懸念される。

エ 自然災害

項目	予測される影響
河川	今後、大雨や短時間強雨の頻度の増加による河川氾濫、土砂災害、台風の強度の増加による高潮災害等が懸念される。
山地	

オ 健康

項目	予測される影響
暑熱	今後も気温上昇に伴い熱中症リスクの増大が懸念される。

カ 国民生活

項目	予測される影響
都市インフラ・ライフライン等	・風水害によるライフラインの低下が懸念される。 ・交通インフラに関して、国内で道路のメンテナンス、改修、復旧に必要な費用の増加。
その他	気温上昇に伴うヒートアイランド現象の進行が懸念される。

(2) 国富町における気候変動影響評価

第3章における気象状況の調査結果や国・宮崎県の情報を基に、本町における気候変動の影響を評価しました。本計画においては、町への影響度が「A」の項目について適応策を講じることとしました。

なお、表中における記号について凡例は以下のとおりです。

【凡例】

・国の影響評価

重大性：特に重大な影響が認められる「●」、影響が認められる「◆」
 緊急性・確信度：高い「●」、中程度「▲」、低い「■」

・町への影響度

A：国の影響評価で重大性・緊急性・確信度が●かつ県の評価が○、または既に町に影響が及んでいるもの
 B：国・県の影響評価で重大性・緊急性・確信度のいずれかが◆・▲・■であるもの
 C：県の評価で影響が確認されていないもの、確認されているが本町に当該地域特性がないもの

国富町気候変動影響評価

分野・項目			国の評価			宮崎県の評価	町への影響度
分野	大項目	小項目	重大性	緊急性	確信度	予測される 現在/将来 影響	
農業・林業・水産業	農業	水稻	●	●	●	○	A
		野菜等	◆	●	▲	○	A※1
		果樹	●	●	●	○	A
		麦、大豆、飼料作物等	●	▲	▲	○	B
		畜産	●	●	▲	○	B
		病害虫・雑草等	●	●	●	○	A
		農業生産基盤	●	●	●	○	A※2
		食料需給	◆	▲	●		C
	林業	木材生産(人工林等)	●	●	▲		C
		特用林産物(きのこ類等)	●	●	▲		C
	水産業	回遊性魚介類(魚類等の生態)	●	●	▲		C
		増養殖業	●	●	▲		C
		沿岸域・内水面漁場環境等	●	●	▲		C
水資源・水環境	水環境	湖沼・ダム湖	●	▲	▲	○	B
		河川	◆	▲	■	○	B
		沿岸域及び閉鎖性海域	◆	▲	▲	○	B
	水資源	水供給(地表水)	●	●	●	○	A
		水供給(地下水)	●	▲	▲	○	B
		水需要	◆	▲	▲	○	B
自然生態系	陸域生態系	高山・亜高山帯	●	●	▲		C
		自然林・二次林	●	●	●	○	A※3
		里地・里山生態系	◆	●	■	○	B
		人工林	●	●	▲	○	B
		野生鳥獣の影響	●	●	■	○	B
		物質収支	●	▲	▲		C

自然生態系	淡水生態系	湖沼	●	▲	■	○	B
		河川	●	▲	■	○	B
		湿原	●	▲	■	○	C
	沿岸生態系	亜熱帯	●	●	●		C
		温帯・亜寒帯	●	●	▲	○	B
	海洋生態系	海洋生態系	●	▲	■	○	C
	その他	生物季節	◆	●	●		C
		分布・個体群の変動	●	●	●	○	A
	生態系サービス	流域の栄養塩・懸濁物質の保持機能等	●	▲	■		C
		沿岸域の藻場生態系による水産資源の供給機能等	●	●	▲		C
		サンゴ礁によるEco-DRR 機能等	●	●	●		C
		自然生態系と関連するレクリエーション機能等	●	▲	■		C
沿岸域・自然災害・	河川	洪水	●	●	●	○	A
		内水	●	●	●	○	A
	沿岸	海面水位の上昇	●	▲	●		C
		高潮・高波	●	●	●	○	C
		海岸侵食	●	▲	●		C
	山地	土石流・地すべり等	●	●	●	○	A
	その他	強風等	●	●	▲		C
健康	冬季の温暖化	冬季死亡率等	◆	▲	▲		C
	暑熱	死亡リスク等	●	●	●	○	A
		熱中症等	●	●	●	○	A
	感染症	水系・食品媒介性感染症	◆	▲	▲		C
		節足動物媒介感染症	●	●	▲	○	B
		その他の感染症	◆	■	■		C
	その他	温暖化と大気汚染の複合影響	◆	▲	▲		C
		脆弱性が高い集団への影響(高齢者・小児・基礎疾患有病者等)	●	●	▲		C
		その他の健康影響	◆	▲	▲		C
産業・経済活動	製造業	—	◆	■	■		C
	食品製造業	—	●	▲	▲		C
	エネルギー	エネルギー需給	◆	■	▲	○	B
	商業	—	◆	■	■		C
	小売業	—	◆	▲	▲		C
	金融・保険	—	●	▲	▲		C
	観光業	レジャー	◆	▲	●	○	B
	自然資源を活用したレジャー業	—	●	▲	●	○	B
	建設業	—	●	●	■		C
	医療	—	◆	▲	■		C
	その他	海外影響	◆	■	▲		C

都市生活・国民生活	都市インフラ・ライフライン等	水道・交通等	●	●	●	○	A
	文化・歴史等を感じる暮らし	生物季節・伝統行事、地場産業等	◆	●	●		C
	その他	暑熱による生活への影響等	●	●	●	○	A

※1 本町はハウス農業が盛んであり、近年の作物の高温障害の増加、燃料代高騰などの観点から影響度は高いと判断。

※2 国の影響評価報告書に「全国的に影響が予測される」と記載あり。県の影響評価報告書では記載はないが、県内で影響が観測されていることから導き出し判断。

※3 国の影響評価報告書に「影響の範囲は全国に及ぶ」と記載あり。県の影響評価報告書では記載はないが、県内で影響が報告されていることから導き出し判断。

8 用語集

あ 行

●一酸化二窒素(N₂O)

数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。二酸化炭素(CO₂)やメタン(CH₄)といった他の温室効果ガスと比べて大気中の濃度は低いが、温室効果は二酸化炭素の298倍。燃料の燃焼、工業プロセス等が排出源となっている。

●インフラ

社会・経済・国民生活を支える基盤やその設備。公共施設・交通・通信・水道・電力・ガスなど生活に欠かせない基盤となるもの。

●ウォームビズ

地球温暖化対策活動の一環として、過度な暖房に頼ることなく、20℃以下の室温でも重ね着やひざ掛けの利用等により冬を快適に過ごすライフスタイルのこと。

●営農型太陽光発電

一時転用許可を受け、農地に簡易構造・容易撤去可能な支柱を立て、上部空間に太陽光発電設備を設置し、営農を継続しながら発電を行うこと。作物の販売収入に加え、発電電力の自家利用等による農業経営のさらなる改善が期待できる。

●エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化等、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指す仕組み。

●エコドライブ

温室効果ガスや大気汚染の原因物質の排出を減らすため、環境に配慮した運転を行うこと。穏やかにアクセルを踏んで発進する、加速・減速の少ない運転、無駄なアイドリングをしない、燃費を把握すること等が挙げられる。

●温室効果ガス

赤外線を吸収・再放射する性質のある気体。地表面から放射される赤外線の一部を吸収して大気を暖め、また熱の一部を地表に向けて放射することで、地球を温室のように暖める。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素(CO₂)・メタン(CH₄)・一酸化二窒素(N₂O)・ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)・パーフルオロカーボン類(PFCs)・六フッ化硫黄(SF₆)・三フッ化窒素(NF₃)の7種類を温室効果ガスと定め削減対象としている。

か 行

●カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。「排出を全体としてゼロ」にすることを目指しており、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理等による「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味する。

●カーシェアリング

登録を行った会員間で、特定の自動車を共同使用するサービスやシステム。レンタカーと類似するが、一般的にレンタカーよりもごく短時間の利用を想定されており、利用者にとって便利・安価になるよう設定されている場合が多い。

●渇水

河川の管理を行うに当たり、降雨が少ないこと等により河川の流量が減少し、河川からの取水を平常どおり継続するとダムの貯水が枯渇すると想定される場合等に取水量を減ずる、いわゆる「取水制限」を行うなど、利水者が平常時と同様の取水を行うことができない状態。

●活動量

一定期間における生産量・使用量・焼却量等・排出活動の規模を表す指標。地球温暖化対策の推進に関する施行令（平成11年政令第143号）第3条第1項に基づき、活動量の指標が定められている。具体的には、燃料の使用に伴うCO₂の排出量を算定する場合、ガソリン等の燃料使用量[L等]が活動量になり、一般廃棄物の焼却に伴うCO₂の排出量を算定する場合は、例えばプラスチックごみ焼却量[t]が活動量になる。

●家庭エコ診断

二酸化炭素排出量の削減・抑制を効果的に推進していくため、地球温暖化や省エネ家電等に関する幅広い知識を持った診断士が、各家庭のライフスタイルや地域特性に応じたきめ細かい診断・アドバイスを行う。

●環境基本計画

環境基本法第15条に基づき、政府全体の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるもの。

●環境制御技術

施設内の環境を随時モニタリングし、モニタリングデータに基づいて作物の育成に最適な環境を作り出し、収量・品質を向上させる技術。主に、温度・湿度・土壌水分制御・日射量制御・飽差（湿度）制御・CO₂濃度制御がある。

●環境配慮型商品

環境に配慮、あるいは環境保全に貢献している製品。

●環境ラベル

製品やサービス等の環境的側面を購入者に伝える文言やシンボル、図形、図表等のこと。

●気候変動適応法

政府による気候変動適応計画の策定、環境大臣による気候変動影響評価の実施、国立研究開発法人国立環境研究所による気候変動への適応を推進するための業務の実施、地域気候変動適応センターによる気候変動への適応に関する情報の収集および提供等の措置を実施することが定められている。

●京都議定書

1997年に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）で採択された、気候変動への国際的な取組を定めた条約。

●グリーン化（グリーン経営）

運送事業者が環境保全や対策を行いながら営利性の両立を図っていく経営。

●クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）

「改正気候変動適応法」により新設された「熱中症特別警戒情報」が発表された際、暑熱避難施設として開放を義務付けられる施設。冷房施設を有する等の要件を満たす施設を、住民その他の者に開放する。

●クールビズ

地球温暖化対策活動の一環として、過度な冷房に頼ることなく、室温を28℃に管理する、執務中の軽装等様々な工夫をして夏を快適に過ごすライフスタイルのこと。

●経済センサス

総務省統計局によって行われる経済調査。「基礎調査」と「活動調査」の二つがあり、事業所・企業の活動状況・包括的な産業構造を明らかにし、各種統計調査実施のための母数団情報整備を目的としている。

●コージェネレーション

天然ガス、石油、LPガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステム。現在主流となっているのは、「熱電併給システム」と呼ばれるもので、まず発電装置を使って電気をつくり、次に発電時に排出される熱を回収して、給湯や暖房等に利用している。

●国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)

平成27(2015)年11月30日から12月13日まで、フランス・パリにおいて開催された地球温暖化対策を講じるための会議。協議を重ねた結果、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択された。

●コンパクトシティ

住まい・交通・公共サービス・商業施設等の生活機能をコンパクトに集約し、効率化した都市。またはその政策。

さ 行

●再生可能エネルギー

石油等の化石エネルギーのように枯渇する心配がなく、温室効果ガスを排出しないエネルギー。太陽光・風力・地熱・水力・バイオマス等がある。

●サマータイム

夏時間制とも呼ばれ、昼間の明るい時間が長い時期(4~10月)に時計の時刻を1時間早めること。

●産業革命

18世紀半ばから19世紀にかけて起こった、生産活動の中心が「農業」から「工業」へ移ったことで生じた社会の大きな変化のこと。

●三フッ化窒素(NF₃)

常温常圧では無色・無臭の気体。人体に有害であり、毒性・助燃性がある。二酸化炭素(CO₂)・メタン(CH₄)・クロロフルオロカーボン(CFC)等と並ぶ温室効果ガスの一つ。温室効果の強さは二酸化炭素を1とすると三フッ化窒素は約17,200倍。

●資源化総量

資源化したごみの総量。具体的には、缶・ビン・ペットボトル・古紙等の資源ごみを資源化した量と、粗大ごみ・不燃ごみを粉碎処理して選別回収した鉄・アルミ等の量、可燃ごみを焼却処理し残さをスラグ化等した量などの合計。

●次世代自動車

「ハイブリッド」「電気自動車」「燃料電池車」「天然ガス自動車」の4種類を指す。環境に考慮し、二酸化炭素の排出を抑えた設計の自動車のこと。

●自治体排出量カルテ

環境省が作成した全国の自治体の二酸化炭素排出量や再生可能エネルギーの導入状況等をまとめたデータ。

●修正特化係数

地域の特定の産業の相対的な集積度を見る係数。1以上であれば全国平均より高いことを意味する。

●省エネ診断

省エネの専門家が、ビルや工場等の電力・燃料や熱等「エネルギー全般」について幅広く診断するもの。省エネ取組の結果を診断報告書として提出する。

●省エネルギー(省エネ)

石油・石炭・天然ガス等、限りあるエネルギー資源の枯渇を防ぐため、エネルギーを効率よく使うこと。

●森林吸収源対策

森林がCO₂を吸収・固定し、温室効果ガスの吸収源として貢献することを目指す対策。具体的な対策としては、計画的な再造林・間伐など。

●スマート農業

ロボット技術やICT(情報通信技術)を活用して、超省力・高品質生産を実現する新たな農業。

●ゼロカーボンシティ

2050年二酸化炭素排出量実質ゼロに取り組むことを表明した地方自治体。または、二酸化炭素排出量実質ゼロを実現する都市。

●創エネルギー

自治体・企業・一般住宅が、自らエネルギーを創り出す考え方・方法。

た 行

●脱炭素経営

気候変動対策（脱炭素）の視点を織り込んだ企業経営。

●脱炭素社会

実質的に二酸化炭素の排出量がゼロとなり、脱炭素が実現できている社会。

●地域経済循環分析自動作成ツール

環境省が提供する自動分析ツール。市町村ごとの複合的な分析により、生産・分配・支出の三面から地域内の資金の流れを把握し、産業の実態・地域外との関係性等を可視化する分析手法を用いている。

●地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の推進に関する法律第8条に基づき、政府が地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する計画。「パリ協定」や「日本の約束草案」を踏まえて策定された。

●地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）

地球温暖化対策の推進に関し、社会経済活動等による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする法律。

●地中熱

浅い地盤中に存在する低温の熱エネルギー。大気と地中の温度差を利用し、効率的な冷暖房等を行うことが可能となる。

●地熱発電

地中深くから取り出した高温蒸気や熱水を利用した発電方法。火山地帯に多く、活動できるエリアが限られる。

●中小水力発電

水の力を利用して発電する水力発電のうち中小規模のもの。出力10,000kW～30,000kW以下を「中小水力発電」と呼ぶことが多い。

●デコ活

二酸化炭素を減らす・脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を含む“デコ”と活動・生活を組み合わせた言葉。2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするための国民運動。

●デマンド型交通

予約する利用者に応じて運行する時刻や経路が変わる交通方式のこと。

●都市計画マスタープラン

長期的視点にたった都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにする計画。

な 行

●内水

洪水に対し、堤防の内側、すなわち市街地内を流れる側溝や排水路、下水道等から水が溢れる水害のこと。

●熱帯夜

日本の気象庁の用語で、夜間（夕方から翌朝まで）の最低気温が25℃以上の日のこと。

は 行

●パーフルオロカーボン（PFC）

フッ素と炭素だけからなる、オゾン層を破壊しないフロン。温室効果ガスの一つで、温室効果の強さは二酸化炭素を1とすると、約7,390倍。

●バイオ炭

生物資源を材料とした、生物の活性化及び環境の改善に効果のある炭化物のこと。

農地・林地・公園緑地等に大量に施用・埋設することによって、安定度の高い炭素を長期間土壌や水中に封じ込めることが可能。地球温暖化対策としても活用が期待されている。

●バイオマス

生物資源(bio)の量(mass)を表す概念。再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。

●バイオマス発電

木材や植物残さ等のバイオマス(再生可能な生物資源)を原料として発電を行う技術。

●ハイドロフルオロカーボン(HFC)

フッ素と炭素等の化合物で、オゾン層を破壊しないフロン。冷媒や発泡剤等に使用されている。

●ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域・避難場所・避難経路等の防災関係施設の位置等を表示した地図。

●パリ協定

温室効果ガス削減等について、すべての国が参加する公平かつ実効的な枠組みとして平成27(2015)年12月に気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で採択された。発効に必要な要件を満たしたことで、平成28(2016)年11月4日に発効された。

●ヒートアイランド(現象)

緑地が減ったり、アスファルト等に覆われた地面が増えたりすることで、都市の気温が周囲よりも高くなる現象。気温の分布図を描くと、高温域が都市を中心に島のような形状に分布することから、このように呼ばれるようになった。

●ペレットボイラー

間伐材等を粉砕して作られた「木質ペレット」を直接燃焼させることにより、温水、温風等を使用目的に応じて取り出すことができる熱交換器。

●ポテンシャル

「可能性」という意味。再生可能エネルギーの導入ポテンシャルの場合、全資源エネルギー量から「現在の技術水準では利用が困難なものと種々の制約要因(土地用途・法令・施工等)を満たさないもの」を除いたもの。

ま 行

●民有林

国有林以外のすべての森林。大きく分けて、都道府県や市町村が所有している公有林と、個人や企業が所有する私有林の2種類がある。

●猛暑日

最高気温が35℃以上の日のこと。

●メタン(CH₄)

天然ガスの主成分で、常温では気体であり、よく燃える。温室効果ガスの一つ。湿地や水田から、あるいは家畜及び天然ガスの生産やバイオマス燃焼等、その放出源は多岐にわたる。温室効果の強さは二酸化炭素を1とすると、約25倍。

●モビリティ

人やモノが移動する手段・能力。元々の英語(mobility)の意味は「可動性・移動性・流動性」。近年では、都市環境における交通手段や交通システムの変革を指すことが増えている。

ら 行

●ライフライン

日常生活に必須な社会インフラ。元々の英語(lifeline)の意味は「命綱」。日本では、電気・ガス・水道(上水道・下水道)等の公共公益設備、電話やインターネット等の通信設備、人の移動手段である鉄道・バス等の輸送(交通)システム等、生活や生命の維持に必要なものを指す。

●林地台帳管理(制度)

地域森林計画の対象となっている民有林に対し、市町村が統一的な基準に基づき、森林の土地所有者や林地の境界に関する情報などを整備・公表すること。またはその制度。

●レジリエンス

「回復力・復元力・弾力性」といった意味の単語。災害時には、災害の影響を適時かつ効果的に防護・吸収し、対応するとともに、しなやかに回復する能力のことを指す。

●六フッ化硫黄(SF₆)

無色無臭の気体。温室効果ガスの一つとして位置付けられ、温室効果の強さは二酸化炭素を1とすると、約22,800倍。

数字・アルファベット

●BAU(ビーエーユー、現状すう勢ケース)

「Business As Usual」の略。今後、削減対策を行わない場合の将来の温室効果ガス排出量であり、現状年度の排出量を基に、将来の人口や製造品出荷額の予測等の指標から算定する方法。

●COP(コップ)

「Conference of the Parties(締約国会議)」の略。多くの国際条約で加盟国の最高決定機関として設置されている。

●EMS(エネルギーマネジメントシステム)

工場やビル等の施設におけるエネルギー使用状況を把握した上で、最適なエネルギー利用を実現するための活動を支援するためのシステム。

●EV(イーバイ)

「Electric Vehicle(電気自動車)」の略称。自宅や充電スタンド等で車載バッテリーに充電を行い、モーターを動力として走行する自動車。エンジンを使用しないため、走行中に二酸化炭素を排出しない。

●EVスタンド

電気自動車(EV)やプラグインハイブリッド車(PHEV)に電力を充電するための設備。ガソリンスタンドが燃料を供給するのと同様に、EV充電スタンドでは電気自動車の燃料である電気を充電する。

●FCV(エフシーバイ)

「Fuel Cell Vehicle(燃料電池車)」の略称で、水素を燃料とし、走行時に二酸化炭素を排出しない自動車。

●FIT(フィット)

「Feed-in Tariff」の略。再生可能エネルギーの固定価格買取制度を指し、再生可能エネルギーで発電した電気を電力会社が一定価格・一定期間買い取ることを国が約束する制度。

●FM率(Forest Management率、森林経営率)

「森林経営(適切に森林整備が行われている森林)」に該当する森林の面積の割合。

●GX(ジーエックス)

「Green Transformation(グリーントランスフォーメーション)」の略称で、温室効果ガスを発生させる化石燃料から太陽光発電、風力発電等のクリーンエネルギー中心へと転換し、経済社会システム全体を変革しようとする取組。

●ICT(アイシーティー)

「Information and Communication Technology」の略称。日本語では「情報通信技術」と訳される。デジタル化された情報の通信技術であり、インターネット等を経由して人と人とをつなぐ役割を果たしている。

●IPCC(アイピーシーシー)

「Intergovernmental Panel on Climate Change(気候変動に関する政府間パネル)」の略称。各国政府の気候変動に関する政策に科学的な基礎を与えることを目的とし、世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)によって設立された政府間組織。

●PDCA(ピーディーシーエー)サイクル

Plan(計画)、Do(実行)、Check(点検・評価)、Action(見直し・改善)の仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めようという概念。

●PHV(ピーエイチブイ)

「Plug-in Hybrid Vehicle(プラグインハイブリッド自動車)」の略称。エンジンとモーターの2つの動力を搭載しており、モーター走行時は二酸化炭素を排出しない自動車。

●PPA(ピーピーエー)

「Power Purchase Agreement(電力販売契約)」の略称。企業・自治体が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を企業・自治体が施設で使うことで、電気料金と二酸化炭素排出の削減ができる仕組み。設備の所有は第三者(事業者又は別の出資者)が持つ形となり、資産保有をすることなく再生可能エネルギーの利用が実現できる。

●RCP8.5 シナリオ

化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入せずに気候変動が進行した場合の想定のこと。

●REPOS(リーポス、再生可能エネルギー情報提供システム)

わが国の再生可能エネルギーの導入促進を支援することを目的として2020年に開設したポータルサイト。

●SDGs(エスディージーズ)

平成27(2015)年9月の国連総会において、持続可能な開発目標として採択され、「世界を変えるための17の目標」で構成されている。環境面においては、エネルギー・気候変動・生態系・森林等に関するゴール(目標)が定められ、平成29(2017)年3月には、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構により、自治体がSDGsに取り組むためのガイドラインが策定された。

●ZEB(ゼブ)

「Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)」の略称。室内環境の質を維持しながら大幅な省エネルギー化を実現し、再生可能エネルギー導入により、年間のエネルギー消費量収支ゼロを目指した建築物。

●ZEH(ゼッチ)

「Net Zero Energy House(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)」の略称。快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化と高効率設備により省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、1年間で消費する住宅のエネルギー量が正味(ネット)で概ねゼロ以下となる住宅。

●ZEV(ゼブ)

「Zero Emission Vehicle(ゼロ・エミッション・ビークル)」の略称。排出ガスを一切出さない電気自動車や燃料電池車等を指す。

国富町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

編集・発行 国富町 町民生活課生活環境係
〒880-1192
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄4800番地
TEL 0985-75-3816
発行 令和7（2025）年 1月



環境と共に歩む 明日を変える くにとみ

本計画は、（一社）地域循環共生社会連携協会から交付された環境省補助事業である令和5年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）により作成されました。